

令和4年度
第1回 球磨川水系学識者懇談会
説明資料

関係住民からの意見を踏まえた論点及び
意見に対する取り組み状況と考え方一覧表

令和4年6月24日

熊本県土木部河川港湾局河川課

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
全般的事項	全-01	水系の概要について <ul style="list-style-type: none"> 御溝川の取水口は人吉市上原田町ではなく山江村万江喜七鶴。 県管理区間の概要版の8ページ、および原本の68ページに載せてある川辺川の浸水状況の写真について川の流れの矢印の向きが逆。こんなこともわからない人が作った河川整備計画に疑念を抱かざるを得ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見を踏まえ1.1、2.1に記述を追加・修正します。
全般的事項	全-02	過去の河川整備について <ul style="list-style-type: none"> ダムによらない治水を究極まで追求するといいつながら、12年間治水対策をあまりせずに、今回水害がおきたら、即座にダムのお話をだしてきた。国交省はダムを造りたいために、この洪水を待っていたのではないのか。 川辺川ダムを白紙撤回したために今回の災害を招いてしまった熊本県にも責任がある。 ダムによらない治水対策をしなかったことが、R2.7洪水を発生させた一番の原因。そのツケを何故、五木村が肩代わりしなくてはならないのか。不作為ともいえる責任を説明すべき。 等	<ul style="list-style-type: none"> 川辺川ダムの白紙撤回を表明して以降、国土交通省や流域12市町村と連携し、「ダムによらない治水を検討する場」で直ちに実施する対策等の検討を、その後、「球磨川治水対策協議会」で複数の治水対策の組み合わせ案等の検討を行いました。 これらの検討と並行して、県管理区間では、「ダムによらない治水を検討する場」で積み上げた対策である川辺川の河道掘削や小川の堤防整備等を行いました。併せて、ハザードマップの作成や防災備蓄倉庫の整備など市町村の防災対策の支援も行って参りました。 そのほか、迅速かつ的確な避難と被害最小化に向け、「球磨川水系水防災意識社会再構築会議」でとりまとめたハード対策とソフト対策を一体的・計画的に推進するとともに、「球磨川水系治水協定」に基づく市房ダムの事前放流等の取り組みも行って参りました。 ご意見を踏まえ1.2に記述を追加します。
全般的事項	全-03	令和2年7月洪水の検証について <ul style="list-style-type: none"> R2.7洪水で60余名もの尊い命が失われた原因の検証を求める。 R2.7洪水で人吉で亡くなった人に共通するのは、山田川などから溢れた水が、低い土地に流れ込んだことや、市街地を囲む堤防で行き場をなくしたことであり、その記述がない。 R2.7洪水では、球磨川の第四橋梁が流木でダム化し、ものすごい勢いで流れ込んだことが人吉で洪水が起きた原因。この現象の記述がない。 球磨川豪雨検証委員会において、川辺川ダム予定地点のピーク流量は毎秒3,000立方メートルと推定されたが、住民団体の調査からすると、もっと少ないはず。 R2.7洪水の際、仮に川辺川ダムが存在した場合の効果算定に五木ダムは含まれるのか。 R2.7洪水はここ10年程の森林の大規模伐採が大きく関係している。森林と洪水の関係性の検証と対策を記載すべき。 R2.7洪水の検証は、専門家でない市町村長たちで行われており十分でない。県管理河川毎の調査と検証を改めて行い、抜本的対策をできるところから早急に着手すべき。 R2.7洪水の検証を全河川で住民を加えて実施すべき。 等	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年7月豪雨では、線状降水帯による記録的な豪雨が当時の球磨川流域（集水域・河川区域・氾濫域）を襲い、50名の方が亡くなり、橋梁など多数の施設が被災したことなどを踏まえ、国土交通省、県、流域12市町村が連携し、「令和2年7月球磨川豪雨検証委員会」を設置し、客観的な検証を行いました。そのうえで、緑の流域治水の考え方にに基づき、流域治水プロジェクト等を取りまとめ、流域住民の方への説明会等を行いつつ取り組んできたところです。 これらの経緯を踏まえ、球磨川流域では、今なお約1,200世帯の方が、仮設住宅等での暮らしを余儀なくされていることを念頭に、迅速かつ丁寧に球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕を策定するため、球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕（原案）を作成し、意見聴取を進めて参りました。 なお、検証の詳しい内容は、八代河川国道事務所のウェブサイトにて委員会資料等を公表するなど、出来るだけわかりやすい情報発信に努めています。 ご意見を踏まえ1.2、2.1に記述を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
全般的事項	全-04	河川整備基本方針について ・球磨川水系河川整備基本方針（変更）は、流域住民・熊本県民の願いを否定した従前の基本方針を踏襲したものであり、流域住民の声を聴取していないため、取消すべき。	・河川整備基本方針は、長期的な河川整備の方針であり、一級水系である球磨川水系については、河川法に基づき、社会資本整備審議会の意見を聴き、国土交通大臣が定めます。 ・令和3年12月に変更された球磨川水系河川整備基本方針は、社会資本整備審議会における延べ7回の審議を経て決定されています。知事は、そのすべての審議に参加し、仮設住宅などにおいて令和2年7月豪雨で被災された方々から直接伺ったものも含め、関係住民のご意見や地域の実情をお伝えしています。
全般的事項	全-05	目標流量について ・対象雨量規模を R2.7 洪水の実績より少ない 50 年に 1 回の降雨量としているため、整備計画（原案）を撤回すること。 ・流量は妥当と思うが、温暖化への対策を具体的に記述する必要がある。	・河川整備計画は、河川整備基本方針に定められた整備目標に向けた段階的な計画であり、球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕（原案）は、気候変動による降雨量の増加を考慮（1.1 倍）して算出した年超過確率が概ね 1/30 規模の流量を安全に流下させることを目標としています。 ・この目標に向け、緑の流域治水の考え方に基づき、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、「被害対象を減少させるための対策」、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」を実施することとしており、これにより、令和2年7月豪雨と同規模の洪水に対して、家屋の浸水防止など、流域における浸水被害を軽減できます。 ・また、計画規模を上回る洪水や整備途上の段階で施設の能力を上回る洪水等が発生した場合においても逃げ遅れゼロと社会経済被害の最小化を目指し、河川の整備において、「被害対象を減少させるための対策」や「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」を、また、河川の維持において、「的確な水防活動の促進」や「住民の円滑な避難の支援」を、緑の流域治水の考え方に基づいて実施することとしています。 ・対策の内容については、5.1 及び 5.2 に記載しています。
全般的事項	全-06	治水対策のあり方について ・流域治水という対策は、明治期以前の方法を活用するという意味で素晴らしく、住人に理解されやすい理に適った政策である。 ・上流域から下流域までバランスよく、住民の生命・財産の被害を最小限化する防災計画が必要。 ・R2.7 洪水では、間一髪の運で助けられ、奇跡的に私の町内で犠牲者が出なかった。球磨川の自然を優先しすぎ、人が運で命を決められてはならず、事前に災害の対策を打つべき。 ・今後のインフラ整備やまちづくり計画の大元となる計画であり、計画の策定を進めてほしい。 等	・洪水等による被害の発生防止又は軽減を図るために、緑の流域治水の考え方に基づき、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、「被害対象を減少させるための対策」、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」を実施することとしています。 ・対策の内容については、5.1 に記載しており、これを実施することにより、気候変動による降雨量の増加を考慮した戦後最大の洪水（令和2年7月豪雨を含む）と同規模の洪水に対して、家屋の浸水防止など、流域における浸水被害を軽減できます。 ・整備にあたっては、地域の状況に応じて、市町村の復興まちづくりや周辺の土地利用、旧河道などの地理的・社会的条件、土砂災害などの他の災害リスクも踏まえ、関係機関と連携して実施するとともに、用地買収や施工中のご不便をお願いする地域住民や地元漁協をはじめとする関係者の皆様ともコミュニケーションを取りつつ実施します。 ・ご意見を踏まえ 5.1 に記述を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
全般的事項	全-07	<p>河川整備計画に位置付けた事業の進め方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の河川整備計画原案は、国と連携して進めるべき。 ・今年・来年の豪雨に対処するため、現在実施可能な治水策を早急に進めるべき。中・長期的な治水計画であるダム建設の決定が何よりも先というのは本末転倒。 ・洪水は怖い思いがある。できるだけ早くこの整備計画を実行していただきたい。 ・ダムは時間と費用がかかる。梅雨時でも安心して暮らせる生活ができるよう、早急な治水対策を求める。 ・自然の大事さを重視したご意見もあるが、1日でも早く球磨川流域の郡市民を助けてほしい。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県管理区間は、令和2年7月豪雨をはじめとする過去の水害の発生状況、気候変動の影響による降水量の増大、流域の重要度、河川整備の状況等を総合的に勘案し、球磨川水系河川整備基本方針に定められた整備目標に向けて、上下流及び本支川の治水安全度のバランスを確保しつつ段階的かつ着実な河川整備を実施することとしています。 ・これまでも、令和2年7月豪雨で河川内に堆積した約86万m³の土砂を翌年の出水期までに全て撤去するとともに、令和3年の洪水で河川内に堆積した土砂など約20万m³を撤去しました。このようなハード対策に加えて、浸水想定区域図の作成・公表や情報伝達の充実などのソフト対策にも取り組んできたところです。 ・また、今なお約1,200世帯の方が、仮設住宅等で暮らしを余儀なくされることを念頭に、計画策定後は、被災された方々の一日も早い生活再建に向けて、速やかに計画に位置付けた事業を推進して参ります。 ・整備にあたっては、地域の状況に応じて、市町村の復興まちづくりや周辺の土地利用、旧河道などの地理的・社会的条件、土砂災害などの他の災害リスクも踏まえ、関係機関と連携して実施するとともに、用地買収や施工中のご不便をお願いする地域住民や地元漁協をはじめとする関係者の皆様ともコミュニケーションを取りつつ実施します。 ・ご意見を踏まえ5.1に記述を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
全般的事項	全-08	<p>河川区域の対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川辺川ダムとダム以外の施策として堤防強化、堤防拡幅、河床掘削、などを組み合わせによって、安全にすることが重要。 ・ハード面、ソフト面の対策を行政、住民が一体となって前向きに取り組んでいくべき。 ・川の流れをスムーズにするため、球磨川の河道掘削が必要。 ・河道掘削は堆積分に止め、既存の構造物等に影響を与えないようにする必要はある。 ・食料不足になるという時に、水田を遊水地にすべきではない。 ・地形的にも、各支流が大事であり、田んぼダムだけではなく、各支流に遊水地をつくるのが大事。 ・中川原を含め堆積土砂撤去をしなかったことが被害増大の原因であり、人吉地区の徹底した掘削を求める。 ・宮園地区の安全安心のため、直ぐに整備ができる上荒地のダム（五木ダム）を造ってほしい。 ・竹の川上流部（鶴、宮園、平野）の対策として、宅地の嵩上げ、堤防の強化、砂防事業だけでなく、地域振興につながる整備も進めてほしい。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕（原案）は、気候変動による降雨量の増加を考慮（1.1倍）して算出した年超過確率が概ね1/30規模の流量を安全に流下させることを目標としています。 ・洪水等による被害の発生防止又は軽減を図るために、緑の流域治水の考え方に基づき、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、「被害対象を減少させるための対策」、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」を実施することとしています。 ・令和2年7月豪雨では、本川のピーク流量が極めて大きくなったことを踏まえ、支川の洪水が本川に流入して本川の洪水を形成することを念頭に、支川から本川への洪水の流入をできるだけ分散させるような河川整備に取り組むこととしています。 ・この河川整備を実施することにより、気候変動による降雨量の増加を考慮した戦後最大の洪水（令和2年7月豪雨を含む）と同規模の洪水に対して、家屋の浸水防止など、流域における浸水被害を軽減します。 ・対策の内容については、5.1に記載しており、計画の策定後、現地の測量・設計等を行い具体的な断面や構造を決定して参ります。 ・また、整備にあたっては、地域の状況に応じて、市町村の復興まちづくりや周辺の土地利用、旧河道などの地理的・社会的条件、土砂災害などの他の災害リスクも踏まえ、関係機関と連携して実施するとともに、用地買収や施工中のご不便をお願いする地域住民や地元漁協をはじめとする関係者ともコミュニケーションを取りつつ実施します。 ・洪水をゆっくり流す対策については、「遊水機能を有する土地の確保・保全」として、洪水の一部をとどめておくことができる河川沿いの土地を確保し、洪水を一時的に貯留してゆっくり流すこととしています。 ・川辺川上流区間など流水型ダムの上流域においては、流域のあらゆる関係者との連携によって流水型ダムを含む緑の流域治水を推進し、球磨川流域における「命と環境の両立」を図るため、築堤、河道掘削による河道の整備、宅地かさ上げ、土砂・流木対策、そしてソフト対策を、砂防事業や治山事業と連携しながら、組合わせて行うとともに、アユやウナギといった過去にこの区間で見られた生物の生息・生育・繁殖環境となりうる瀬や淵の創出などに取組み、国と一体となって安全・安心の確保と良好な河川空間の創出を早期に実現させることとしています。これらの整備と並行し、河川整備基本方針に向けた更なる河川整備についても、地球温暖化の進展など河川を取り巻く様々な環境の変化を踏まえ、どのような対策で長期的な安全性を確保していくか検討することとしています。 ・また、国管理区間に関わる事項については、国土交通省と連携して参ります。 ・ご意見を踏まえ5.1に記述を追加します。 ・ご意見を踏まえ5.3を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
全般的事項	全-09	<p>集水域（山林）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水害の一番の原因は、山の荒廃。山林の適正な維持管理こそが水害防止の重要かつ大切な政策であり、持続可能な地域の生業創出に貢献し、それが国土保全にも役に立つ。 ・鹿の食害による下草や低木がなくなり、今回の水害に大きく影響している。 ・緑の流域治水と標号しているのであれば、集水域にある山間部を調査し、治山や砂防だけでなく、山林の荒廃の手当てを行うべき。 ・大規模な山林の伐採を禁止する法律や条例も制定すべき。 ・川辺川ダム建設地上流の砂防事業・治山事業を強力に進め、河川内堆砂を少なくすることが必要。 ・今の河川行政の中において、1番大事なものは山の保全であり林野庁もグループの中に加えるべき。 ・広大な山林の管理こそが流域治水の要であり、緑の流域治水グリーンニューディール政策を最大限に遂行してほしい。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画は、河川法に基づいて河川整備の内容等を記載するものであるため、集水域（山林）における対策を直接的に記載していませんが、緑の流域治水の考え方に基づき、流域全体で洪水中の堆積土砂や流木の発生をできるだけ防ぐため、伐採跡地における再造林による森林再生、山地防災力の向上に取り組む治山事業、下流域への土砂流出抑制や土石流対策などに取り組む砂防事業等の集水域の関係者と連携し、流域治水における土砂・流木対策の重要性を発信するといった、森林の適正な保全に向けた理解の醸成や合意形成に協力することとしており、5.1などに記載しています。 ・ご意見を踏まえ1.1、2.1、5.1、5.2に記述を追加します。
全般的事項	全-10	<p>氾濫域について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昔は危ないところには人を住まわせてなかったように、現在の土地利用を見直すべき。 ・河川の狭いところでは水かさ上がり、蛇行したところでは外側の水位が大きく盛り上がるので、危険な場所は居住を規制すべき。 ・R2.7 洪水が忘れ去られることのないよう、住民に分かり易い説明資料を作成し、問題意識の啓発と正しい情報の共有を考えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画規模を上回る洪水や整備途上の段階で施設の能力を上回る洪水等が発生した場合においても逃げ遅れゼロと社会経済被害の最小化を目指し、河川の整備において、「被害対象を減少させるための対策」や「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」を、また、河川の維持において、「的確な水防活動の促進」や「住民の円滑な避難の支援」を、緑の流域治水の考え方に基づいて実施することとしています。 ・対策の内容については、5.1及び5.2に記載しています。 ・令和2年7月豪雨の被害状況や、住民の避難行動、復旧・復興への取り組みなどのアーカイブを継承することとしており、河川情報を掲載したウェブサイト、河川およびダムの役割や令和2年7月豪雨災害を説明するパンフレットや模型製作、様々な河川愛護の取り組みなどにより、災害リスクや川がもたらす恩恵を流域全体で共有することとしています。 ・また、国管理区間に関わる事項については、国土交通省と連携して参ります。 ・ご意見を踏まえ5.1、5.2、6.1に記述を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
全般的事項	全-11	<p>氾濫域（避難・防災）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑の流域治水の理念に基づく地域住民の行動による自助、共助の取組みにおいて、県、市町村は予防的避難などを促進するさまざまなソフト施策に取り組むべき。 ・水害はいつ発生するか分からない。本計画にあるハード対策も100%、完璧ではない。逃げる時間、避難する時間を稼ぐ必要がある。 ・命と環境の両立を図ると記載があるが、命を守るための最上の方法は早期避難しかない。 ・命を守るのはダムではなく、流域住民の心構え。防災学習や訓練、教育に取り組むといった考え方もある。 ・住民が安心できるように河川監視カメラを増設すべき。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・球磨川流域に甚大な被害をもたらした令和2年7月豪雨が、河川整備基本方針で定める河川整備の基本となる洪水の規模を上回ることを踏まえ、施設の能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を進め、国土交通省、県、流域12市町村などあらゆる関係者が一体となり、ハード対策とソフト対策を多層的に推進する必要があります。 ・河川整備の基本理念に、令和2年7月豪雨災害を教訓として、関係機関と連携・協力し、避難・水防対策・まちづくりを一体的、計画的に推進することにより、「流域関係者一人一人が災害時の球磨川の脅威を忘れることなく、意識・行動・仕組みに防災・減災を考慮することが当たり前となる社会」を目指すことを盛り込み、対策の内容は5.1などに記載しています。 ・ご意見を踏まえ5.1に記述を追加します。
全般的事項	全-12	<p>氾濫域の宅地かさ上げについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダムを前提にすると、かさ上げの高さが低くなるという問題があり、十分な高さでかさ上げをしてほしい。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水等による被害の発生防止又は軽減を図るために、緑の流域治水の考え方にに基づき、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、「被害対象を減少させるための対策」、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」を実施することとしており、「被害対象を減少させるための対策」の一つとして、輪中堤・宅地かさ上げを実施することとしています。 ・県管理区間においては、合流部付近で合流先河川の治水対策実施後の水位よりも低い家屋、合流部付近より上流で河川整備計画の目標流量を安全に流すための治水対策として堤防の整備が困難な区間にある、計画堤防高よりも低い家屋を対象に、計画高水位+余裕高相当の高さまでかさ上げを行うこととしています。 ・実施にあたっては、市町村の復興まちづくり等と連携を図り、周辺の土地利用や土砂災害などの災害リスクを踏まえるとともに、集落と川のつながり、輪中堤・宅地かさ上げ整備時の内水排水、周囲の景観との調和に配慮することとしています。 ・また、国管理区間に関わる事項については、国土交通省と連携して参ります。 ・ご意見を踏まえ5.1に記述を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
全般的事項	全-13	<p>流水型ダムを含む治水計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の気候変動が分からず、流水型ダムによりどうなるか分からないので建設に反対する。 ・ダム建設予定地より下流部に暮らす住民として、川辺川のダムと市房ダムの同時緊急放流による急激な水位上昇を恐れているため、ダム建設計画に反対。 ・流水型ダムは、穴が流木や岩石等で塞がれ、洪水調節ができず、ダム周辺や下流は危険なことになる。 ・洪水の危険が高い人に十分な補償をして、高台移転を促進してほしい。ダムを造る費用でダムによらない治水対策に回してほしい。 ・市民団体のアンケートでは、ダムを望む人は8%。住民は、土砂の撤去、森林の整備、河床の掘削、宅地のかさ上げ、堤防の嵩上げ、遊水地などを希望している。 ・ダム反対者ばかりが目立つが、治水のためにダムは必要と言う人が沢山いる。 ・ダムの地質について、専門家が書かれた、「川辺川ダムの地学的問題」に対し、国交省は説明責任を果たすべき。 ・急峻な山並みが連なっており、中途半端な治水では間に合わない。ダムを作るのは必須である。 ・流水型ダムは、下流域の生命財産を守るために必要。五木村の振興を含めて、スピード感を持って取り組んでほしい。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省や流域12市町村と連携して行った令和2年7月豪雨に関する客観的な検証結果に加え、知事が流域12市町村のすべてを対象に30回にわたって市町村長、関係団体、事業者、住民の皆様等から、直接伺ったご意見や復興への思いを踏まえ、県としては、球磨川水系の命と環境の両立のため、緑の流域治水の一つとして、平時には流れを止めずに清流を守り、洪水時には確実に水を貯める流水型ダムの整備を求めることとしました。 ・国土交通省においては、球磨川水系河川整備計画〔国管理区間〕(原案)を作成する過程で、流水型ダムを含む整備計画メニュー案の代替案評価を行い、流水型ダム案が最も適切であると示されています。 ・国土交通省は流水型ダムの完成予定を令和17年度としていますが、「今後も工期短縮に努める」とされており、県としても一日も早い完成に向けて協力して参ります。 ・また、五木村をはじめとする水源地域の地域振興は不可欠です。そのため、川辺川の流水型ダムに関しては、これまでダムの水没予定地や建設予定地として苦渋の選択をされた地域の過去の経緯、半世紀以上にわたりダム問題に翻弄され続けてこられた苦難の歴史等を十分に踏まえつつ、川辺川が水質日本一を継続している清流であるなどの地域の特徴、ダム事業により多くの村民が移転し集落の消滅や集落機能の低下、人口の急激な減少などの課題を抱える五木村、相良村の新たな振興策について、国、県が連携し、地域と一体となって、振興に向けた取組みを推進していくこととしています。 ・五木村の振興については、県として、村民の皆様が豊かな恵みを楽しみながら末永く暮らしていけるよう、流水型ダムを前提とした村の新たな振興の方向性を検討しており、引き続き、国土交通省や五木村と連携して着実に進めて参ります。 ・引き続き、国土交通省と連携し、新たな流水型ダムを含む緑の流域治水の推進に向けて、取り組んで参ります。 ・なお、流水型ダムについて心配されている方がおられることを踏まえ、さまざまな不安の声にこたえられるよう、県としても、国土交通省と連携し、今後の詳細な調査・検討の進展に応じて、出来るだけわかりやすく説明するよう努めて参ります。 ・ご意見を踏まえ1.2に記述を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
全般的事項	全-14	<p>流水型ダムによる環境への懸念について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメントは、法と同等ではなく、法に則って実施すべき。 ・流水型ダムは、県の環境影響評価審査会でも、環境影響に関する意見が出されており、清流を遮断すれば、川が分断され、穴あきでも環境が悪化する。 ・流水型の穴あきダムに成功事例はない。穴が開いていても、魚は自由に上り下りしない。 ・ダム建設によるクマタカや九折瀬洞の生き物への影響が心配。 ・流水型ダムについて、土砂の飛散や流木の詰まりなどの問題と、その対策について記載すべき。 ・川辺川上流にダムを作れば、流れが少なくなり、清流球磨川を失う。自然は容易に取り戻せない。自然を壊さないでほしい。 ・川辺川は15年連続の清流日本一の川であり、流水型ダムが整備されても清流が守られるようにしてほしい。 ・流水型ダムは、発電機能がなくエネルギー政策と矛盾するので、発電機能を併設する計画に変更すべき。 ・流水型ダムは湛水されず、釣りやボートなど期待していた観光面でマイナスとなる。 ・川辺川ダム運用後のダムサイト両岸の土砂崩れや、ダム湖内に溜まる汚泥やゴミへの対策を計画してもらいたい。 ・朴木砂防ダムと同様に、流水型ダムは、上流からの土砂をとめて、たまった土砂を水位の低下を伴って流しつづけ、濁水の長期化をもたらす。また上流部は土砂・ヘドロ・流木等がたまる。 ・ダムは必要だが、清流を守ることも大切。相反するが、最大限の努力をして、きれいな水を流して欲しい。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・流水型ダムについては、流域の安全・安心を最大化するものであるとともに、球磨川の環境に極限まで配慮し、清流を守るものである必要があるとの考えのもと、県としては、国土交通省が行う法と同等の環境アセスメントに、環境の保全の見地から積極的に取り組むとともに、清流を守るダムとして整備が進められているかを、流域住民の皆様とも一体となって確認していく仕組みを構築することとしています。 ・また、五木村をはじめとする水源地域の地域振興は不可欠です。そのため、川辺川の流水型ダムに関しては、これまでダムの水没予定地や建設予定地として苦渋の選択をされた地域の過去の経緯、半世紀以上にわたりダム問題に翻弄され続けてこられた苦難の歴史等を十分に踏まえつつ、川辺川が水質日本一を継続している清流であるなどの地域の特徴、ダム事業により多くの村民が移転し集落の消滅や集落機能の低下、人口の急激な減少などの課題を抱える五木村、相良村の新たな振興策について、国、県が連携し、地域と一体となって、振興に向けた取り組みを推進していくこととしています。 ・引き続き、国土交通省と連携し、河川整備の基本理念である「緑の流域治水」による「命と環境の両立」等の実現に向けて、取り組んで参ります。 ・流水型ダムが一時的に水を貯める川辺川や五木小川の国管理区間が、川辺川圏域の県管理区間と一体となって豊かな河川環境を形成していることや、洪水を貯留していない平常時には地域振興等に利活用可能な広大な空間であることを念頭に、流水型ダムの建設・供用後もダム上流域の河川環境を良好に保全するため、国土交通省が実施する環境影響評価や供用後のフォローアップ評価の結果を踏まえつつ、国管理区間と県管理区間を一体的に捉えて、流水型ダムが一時的に水を貯める空間のより効果的な管理や、より高度な利活用が実現できるよう、県としても主体的に取り組んで参ります。 ・なお、流水型ダムについて心配されている方がおられることを踏まえ、さまざまな不安の声にこたえられるよう、県としても、国土交通省と連携し、今後の詳細な調査・検討の進展に応じて、出来るだけわかりやすく説明するよう努めて参ります。 ・ご意見を踏まえ1.2、6.4に記述を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
全般的事項	全-15	<p>市房ダムについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 市房ダムが発電、農業用水や洪水調節などに果たしている役割は否定しないが、デメリットも記載すべき。 球磨川は60年くらい前はきれいな水が流れていて、川の石にも泥は堆積していなかったが、市房ダムが出来てからは、川の石には泥が付いていて、遊びたいという思いにはならない。 市房ダムができてから川は劣化している。原案に、市房ダムの濁水発生や、流木捕捉対策が記載されているが、今までなぜ対策しなかったのか、明らかにすべき。 市房ダムができる時、レジャー用のボートにより観光が賑わうと教えられたが嘘だった。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市房ダムは、治水、発電及びかんがい用水に利用されていますが、近年の山腹崩壊等に起因して、出水後を中心に市房ダムに流入・堆積した土砂による濁水の発生が問題となっています。この堆積土砂は、洪水時だけでなく平時からダムの容量に係る重要な問題と認識しています。そのため、ダム湛水区間における堆積土砂・流木・ゴミの除去を実施するとともに、計画的に土砂を撤去するために貯水池内のモニタリング、土砂の有効活用や土捨場の確保にも取り組むこととしています。また、森林・林業の関係者が行う植林や間伐などの森林管理は、洪水中に河川やダムへ流れ込む土砂や流木の量を減らすためにも有効であるため、森林・林業の関係者との連携も図ることとしています。 市房ダムは、これまでに3度（昭和46年8月、昭和57年7月、平成7年7月）異常洪水時防災操作に移行していますが、令和2年7月豪雨では異常洪水時防災操作に移行していません。 近年は、気候変動の影響による降雨量の増大に伴ってダムへの流入量も増えていることから、異常洪水時防災操作を含めたダムの役割や操作に関する正確な知識を知っていただくために、平常時から住民の皆様を含めたあらゆる関係者を対象とした出前講座等を実施するとともに、ダム情報を活用したマイ・タイムライン（防災行動計画）の作成も支援することとしています。 なお、「異常洪水時防災操作（緊急放流）」は、ダムが満杯に近づいたときに、ダムから流下する水量を徐々に流入する量へ近づけていく操作であり、ダムへ流入する量にダムが貯めた水を上乘せして流下させるものではありません。 市房ダムにおいては、温水取水装置を活用し、下流への濁水等の影響を軽減するよう努めるとともに、貯水池内の富栄養化現象の発生を抑制するため、曝気循環施設を適切に運用します。また、水質調査を定期的実施して水質の状況を把握し、関係機関との連携・調整を図りながら、水質保全に努めます。併せて、水系全体の河川環境の保全・創出に資するよう、関係機関と連携を図りながら水質調査結果を広く情報共有し、関係市町村や地域住民等による水質保全活動や環境教育と連携を図ることとしています。 市房ダムのダム湖では、カヌー教室や汗の原親水公園でのイベントなど水辺の利活用が行われています。また、ダムの沿岸で春には一万本桜やシャクナゲが咲き誇り、秋には彼岸花や紅葉が彩り、多くの観光客が訪れています。引き続き、水上村等の関係者と連携し、賑わいのある良好な水辺環境の維持・創出に努めて参ります。 ご意見を踏まえ1.2、5.2に記述を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
全般的事項	全-16	<p>市房ダム再開発について</p> <ul style="list-style-type: none"> 市房ダムは、環境配慮、緊急放流のリスク、軽費負担から判断して、「再開発」では無く「撤去」すべき。 市房ダムのおかげで洪水が減ったという実感はなく、水質悪化、ヘドロの堆積等による悪影響が大きい。巨額の税金を投じた市房ダム再開発について、具体的にどのような効果があるのか不明。 市房ダムについて、最近の降雨量 12 時間 500mm を想定して、安心して次の世代に社会を託すべく、治水ダムとして更に強靱化すべき。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市房ダム再開発については、国土交通省、県、流域 12 市町村が連携し、「令和 2 年 7 月球磨川豪雨検証委員会」において令和 2 年 7 月豪雨の客観的な検証等を行い、その上で取りまとめた流域治水プロジェクトに位置付けられており、球磨川水系河川整備計画〔国管理区間〕(原案)においても、実現性が高いことから、位置付けられていると承知しています。引き続き、国土交通省と連携し、市房ダム再開発の実現に向けて取組んで参ります。 なお、洪水調節量などの再開発の効果は、国土交通省の詳細な調査・検討により具体化されるものと考えています。 また、市房ダムにおいては、温水取水装置を活用し、下流への濁水等の影響を軽減するよう努めるとともに、貯水池内の富栄養化現象の発生を抑制するため、曝気循環施設を適切に運用します。また、水質調査を定期的実施して水質の状況を把握し、関係機関との連携・調整を図りながら、水質保全に努めます。併せて、水系全体の河川環境の保全・創出に資するよう、関係機関と連携を図りながら水質調査結果を広く情報共有し、関係市町村や地域住民等による水質保全活動や環境教育と連携を図ることとしています。 ご意見を踏まえ 5.2 に記述を追記します。
全般的事項	全-17	<p>河川環境の整備と保全について</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民は、自然の営みが豊かな球磨川水系と一緒に暮らすことを望んでいる。流域の恵みを渡すため、川を守るという事を大前提でやって欲しい。 瀬戸石ダムや市房ダムによる水質悪化は歴然であり、ダムは河川環境を破壊し、下流域や八代海にも深刻な影響を及ぼす。 八の字堰が整備され数年が経過したが、効果が見られない。産卵場が失われたり、土砂堆積により、青のりの生育場所が狭まった。 山の手入れ・植樹を行い、山を美しくすることで、海も美しくなり、魚も生き返る。 都会にするのではなく、田舎の良さを活かすべき。環境破壊をしないで下さい。 蛍の里や水辺公園の整備、子供の生物調査などで、都会の人たちにも川と親しめる場を提供することは大切。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 河川環境の整備と保全を図るために、緑の流域治水の考え方に基づき、河道の整備と良好な環境の保全の両立、次世代に継承する良好な環境の確保・創出を図ることとしています。 支川を介し森林・水田と本川とが繋がり、流域の多様な生物環境を形成すること、支川の水質が本川の水質を形成すること、また、不知火海（八代海）の海域環境にも影響することなどを念頭に、本川の河川管理者とも連携し、水系全体で、多様な生物環境や良好な水質を末永く継承できるような河川整備に取り組むこととしています。 河川整備の実施にあたっては、地域の宝である川の恵みが古くから、人々の暮らし、産業、文化を育んできていることを踏まえ、関係機関や地域住民の皆様と共通の認識を持って連携し、治水と環境の両立を目指すこととしています。 対策の内容については、5.1 に記載しています。 また、国管理区間に関わる事項については、国土交通省と連携して参ります。 ご意見を踏まえ 5.1 に記述を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
全般的事項	全-18	<p>河川の日常的な維持管理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに何かをつくるのではなく、河川の掘削業で危険がないように川を掘削し続けて自然を残して欲しい。 ・人吉市内の堤防も古くなっており、新しくしてほしい。 ・河畔林が取られて洪水が一気に入ってきた場合と、河畔林を通してゆっくり浸水してくる場合とでは、被害の程度は異なる。 ・堤防で6月より鮎つりの人達が寝泊りし、マナーが悪いので、出来ないようにすべき。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・球磨川水系の県管理区間では、これまで、各圏域の特徴を踏まえ、治水対策を実施してきましたが、近年の出水で浸水被害が発生するなど、更なる治水対策が必要な区間が存在します。そのため、球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕(原案)は、気候変動による降雨量の増加を考慮(1.1倍)して算出した年超過確率が概ね1/30規模の流量を安全に流下させることを目標として河川の整備を実施することとしています。また、河川整備に当たっては、球磨川水系の多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出、良好な水質の維持、そして貴重な水辺景観の維持・形成にも取り組んでいく必要があります。同原案は、球磨川水系が有する良好な河川環境を次世代に継承できるように保全するとともに、令和2年7月豪雨からの創造的復興に向け、次世代に継承する良好な河川環境が更に豊かなものとなるよう、新たな河川環境を創出し、流域の持続可能な発展につなげていくことも目標としています。 ・堤防等の河川管理施設については、築造後に年数が経過した施設が多く、重要度や不具合の状況に応じ、計画的に維持管理を行う必要があります。洪水等の際に必要な機能が発揮されるよう、適切に巡視・点検を行い、施設の状態を把握するとともに、長寿命化計画に基づく補修・更新を行って予防保全に努めることとしています。 ・河畔林については、洪水の浸水被害軽減などが期待できるものについて、関係機関と連携を図り保全に努めることとしています。 ・河川を利用される方々に対しては、自由使用の原則の下で、他の河川利用者や近隣の住民に対する危険行為や迷惑行為とならないよう、また、治水、利水、動植物の生息・生育環境、河川景観と調和した適正な利用となるよう、河川や地域の特性を考慮し、関係市町村等と連携して周知などに取り組むこととしています。 ・ご意見を踏まえ5.2に記述を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
全般的事項	全-19	<p>水源地域の地域振興について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・五木村は川辺川ダムで半世紀に渡る苦難、苦渋の選択の末、今や過疎、少子高齢化の状態。住民の苦労を理解しているのか。 ・下流域の為に、五木村、相良村の住人の皆様に多大なご迷惑をおかけし、この計画が進んできた。このことを忘れないようにしていきたい。感謝します。 ・五木村は「村おこし」を行っている最中で、諸施設の建設も進んでおり、この状況を無視して川辺川ダムを復活することは許されない。 ・五木村は観光立村を進めており、流水型ダムが観光地となるよう計画に位置付けてほしい。 ・五木村の溪流ヴィラの施設は移転し、設備は再利用したうえで、存続させてほしい。 ・水没予定地に建設した施設は、金銭補償だけでは村の再建は果たされない。等 	<ul style="list-style-type: none"> ・球磨川流域において「緑の流域治水」を進めるに当たっては、五木村をはじめとする水源地域の地域振興が不可欠です。 ・そのため、川辺川の流水型ダムに関しては、これまでダムの水没予定地や建設予定地として苦渋の選択をされた地域の過去の経緯、半世紀以上にわたりダム問題に翻弄され続けてこられた苦難の歴史等を十分に踏まえつつ、川辺川が水質日本一を継続している清流であるなどの地域の特徴、ダム事業により多くの村民が移転し集落の消滅や集落機能の低下、人口の急激な減少などの課題を抱える五木村、相良村の新たな振興策について、国、県が連携し、地域と一体となって、振興に向けた取組みを推進していくこととしています。 ・五木村の振興については、県として、村民の皆様が豊かな恵みを楽しみながら末永く暮らしていけるよう、流水型ダムを前提とした村の新たな振興の方向性を検討しており、引き続き、国土交通省や五木村と連携して着実に進めて参ります。 ・また、流水型ダムが一時的に水を貯める川辺川や五木小川の国管理区間が、川辺川圏域の県管理区間と一体となって豊かな河川環境を形成していることや、洪水を貯留していない平常時には地域振興等に利活用可能な広大な空間であることを念頭に、流水型ダムの建設・供用後もダム上流域の河川環境を良好に保全するため、国土交通省が実施する環境影響評価や供用後のフォローアップ評価の結果を踏まえつつ、国管理区間と県管理区間を一体的に捉えて、流水型ダムが一時的に水を貯める空間のより効果的な管理や、より高度な利活用が実現できるよう、県としても主体的に取り組んで参ります。 ・ご意見を踏まえ 6.4 に記述を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
全般的事項	全-20	<p>ダムの異常洪水時防災操作（緊急放流）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダムの緊急放流により下流が増水し、災害を引き起こす。 ・昭和40年代以降の水害の原因は市房ダムによるもの。県が原因を認めることから始めないとダムについての話はできない。 ・緊急放流を、ダム湖の水を一気に放流するかのように語る人がいるが、それは間違っている。「ダム湖満水維持操作」と表現したほうが客観的事実に合う。 ・R2.7 洪水で市房ダムが放流したと言われる方が多く、住民にきちんと説明してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水調節を目的とするダムは、豪雨によって洪水が発生すると、ダムに流入する水の一部を貯め、ダムから流下する水量を流入する量よりも少なくし、下流河川の水位を低下させます。しかし、豪雨が長時間続き、やがてダムが満杯になると、それ以上に水を貯めることができなくなるため、流入する水量をそのまま下流へ流下させざるをえないこととなります。このとき、下流河川の水位が急激に上昇する可能性があることから、ダムは、満杯に近づくと、ダムから流下する水量を徐々に流入する量へ近づけていきます。この流下する水量を徐々に流入する量へ近づける操作を「異常洪水時防災操作（緊急放流）」と呼んでおり、ダムへ流入する量にダムが貯めた水を上乗せして流下させるものではありません。 ・市房ダムは、これまでに3度（昭和46年8月、昭和57年7月、平成7年7月）異常洪水時防災操作に移行していますが、令和2年7月豪雨では異常洪水時防災操作に移行していません。また、近年は、気候変動の影響による降雨量の増大に伴ってダムへの流入量も増えていることから、異常洪水時防災操作を含めたダムの役割や操作に関する正確な知識を知っていただくために、平常時から住民の皆様を含めたあらゆる関係者を対象とした出前講座等を実施するとともに、ダム情報を活用したマイ・タイムライン（防災行動計画）の作成も支援することとしています。 ・さらに、これまでも提供してきたダム操作に関する情報（洪水調節開始等）に加え、新たにダムの貯留状況等の情報を提供し、異常洪水時防災操作へ移行する前の段階で住民の皆様が円滑な避難行動を実行できるよう支援することとしています。あわせて、関係機関に確実な情報伝達を行うための通知方法の多重化や、地域住民の皆様に対してラジオ・テレビ、防災行政無線や戸別受信機など、様々な手法を通じて情報伝達できるよう、平常時から報道機関や関係市町村と連携することとしています。 ・ご意見を踏まえ1.2、5.2に記述を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
全般的事項	全-21	<p>原案に対する意見聴取の進め方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の声を聞き取り、向き合い、話し合い、住民の立場で整備計画、地域再建、復興計画を立案すべき。 ・公聴会、パブコメの募集の仕方について、期間が短い、周知不足、公聴会の各種制限があるなど、問題点が多い。 ・河川整備計画原案の説明がない段階の公聴会開催は筋が通らない。住民に丁寧な説明を行うべき。 ・ダムの効果を疑問視する意見に対し、きちんと効果を示されなければ、五木村は犠牲になる意味がない。丁寧な説明をし、流域の住民が安心・納得できるようにすべき。 ・熊本でも公聴会を開催すべき。閲覧開始から公述締め切りまで時間が短く、12市町村の住民だけというのは傲慢不遜。 ・住民の声を政策に反映させる事で、低コストでいい対策が打てる。今後の球磨川の治水の為に、開かれた場で情報共有ができる仕組みを拡充すべき。 ・河川整備計画は多数の住民が分からない、関心がないため、行政は広報を続けるべき。 ・他の一級河川で設置した流域委員会を、球磨川に設置しない理由を説明すべき。 ・今後の整備計画の策定にあたっては、河川関係部署のみならず、農水省や林野庁および関係省庁、県農政部や関係部署、それに地域住民を加えて進めるよう強く求め、丁寧に進めていただきたい。 ・球磨川水系学識者懇談会は熊本の方が大半。他のエリアの方なども入れて意見を聞くべき。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・球磨川流域では、今なお約1,200世帯の方が、仮設住宅等での暮らしを余儀なくされていることを念頭に、迅速かつ丁寧に球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕の策定を進めることとしています。 ・河川法では、河川整備計画の案を作成しようとする場合において、関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとされています。 ・球磨川水系においては、河川整備計画の案を作成するために、球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕(原案)を作成・公表し、関係住民の皆様からご意見を募集することとしました。計画策定の早い段階から、できるだけ多くのご意見を反映させるとの考えから、同原案は、令和2年7月豪雨以降、球磨川流域の復旧・復興に向けて各市町村で開催し、延べ6,600名以上の方にご参加頂いた190回以上の説明会等で頂いたご意見や、日々の行政を進める中で頂いたご意見を国土交通省と共有したうえで、作成しています。 ・また、同原案の公表は、より多くの関係住民の皆様にとって頂けるよう、インターネットで閲覧できるようにするとともに、流域12市町村の役場等で縦覧することとしました。併せて、同原案の内容をより多くの方にとって頂くことを目的に、同原案の概要版パンフレットや説明動画を作成して同原案とともに公表しました。 ・そして、関係住民の皆様のご意見は、インターネットや流域12市町村の役場等に設置した意見箱等で募集することとし、募集期間は、行政手続法において「意見提出期間は(中略)三十日以上でなければならない」とされていることを踏まえ、33日間としました。これに加えて、流域12市町村にお住まいの方を対象に最大で72名の方から直接ご意見を伺う機会を設けるため公聴会を開催することとし、熊本県都市計画公聴会規則において、公聴会の公告を開催日の2週間前までに行うとされていることや公述申出の期間を10日以上とされていることを踏まえ、公聴会の開催日の19日前に発表し、公述申出期間を12日間としました。 ・このパブリックコメントや公聴会は、記者発表を行ったうえで、新聞広告を6紙に掲載するとともに、流域12市町村のご協力のもと、チラシ配布や回覧板、町内放送等により、周知に努めました。なお、記者発表は5社の報道機関に取り上げて頂きました。 ・その結果、パブリックコメントには、国管理区間と県管理区間を合わせて延べ455件の様々なご意見を頂くとともに、公聴会は、応募用紙をご提出頂いた33名すべての方に、応募用紙にご記入頂いた発表希望会場で公述を頂きました。 ・パブリックコメントや公聴会で頂いた球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕(原案)に対する関係住民の皆様のご意見は、学識経験者のご意見とともに十分に検討したうえで、球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕(案)を作成して参ります。 ・今後とも、流域治水が流域のあらゆる関係者が協働して取り組むものであることを念頭に、広報活動等、関係住民の皆様への積極的な発信に努めて参ります。 ・なお、河川法では、河川整備計画の案を作成しようとする場合において、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならないとされており、球磨川水系では、国土交通省と県が共同で球磨川水系学識者懇談会を設置することとし、その委員は熊本県外の方にも参加頂いています。 ・また、過去に他の水系では、学識経験者や流域住民で構成する流域委員会を設置し、意見聴取を行った事例があることは承知していますが、球磨川水系においては、令和2年7月豪雨で甚大な被害が発生したことなど、水系を取り巻く状況を踏まえ、ここに述べたとおりの進め方により、これまでに様々な機会でご意見を十分に検討し、球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕(案)を作成することとしています。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
全般的事項	全-22	<p>瀬戸石ダムについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸石ダムを撤去し、本来の球磨川に戻し、ダムによらない治水を住民とともにしていくべき。 ・瀬戸石ダムは、流木等で水を堰き止めて逆流現象を起こし、上流を溢れさせ、下流にも甚大な被害をもたらした。 ・瀬戸石ダムは障害物であり、土砂が溜まるため、撤去すべき。 ・瀬戸石ダムや荒瀬ダムは水位調節ができず、水害に対して無力であり、ダムは不要。 ・次世代により良い環境を残すために、瀬戸石ダムは撤去すべき。 ・荒瀬ダム撤去により川の流れが戻ってきた。瀬戸石ダムを撤去すれば、当時の清らかな川になり、JR 肥薩線からの景観が良くなり、観光面でもメリットがある。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸石ダムについては、令和2年7月豪雨の状況等から、地域住民の皆様にも不安の声があることから、県としては、令和3年2月に設置者である電源開発株に対し、「ダムの事前放流や調整池内の土砂撤去等」、「ダム発電の設備の保安及びダム操作体制の強化」、「放流警報設備の早期復旧、放流警報伝達方法の改善」、「住民に対する説明」の4項目を要請しました。 ・引き続き、流域の安全安心や住民の皆様との更なる信頼関係醸成に向け、真摯な対応が継続されるよう、努めて参ります。
1.1 流域及び河川の概要	1-1-1	<p>水系の概要について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安林、国有林の区域を明示していただきたい。 ・中園川板坂地区は板崎地区の誤りではないか。 ・川辺川の降雨量と万江川、山田川の降雨量を比較すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえ1.1、1.2に記述を追加・修正します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
1. 1 流域及び河川 の概要	1-1-2	河川区域の対策について <ul style="list-style-type: none"> ・土砂の掘削を進めるべき。 ・土砂堆積については、上流からの流入があるため、現在堆積している部分のみの撤去では限度がある。 ・本流やダムではなく支流の対策を求める。 ・ダムや連続堤防は、温暖化の時代には役立たない。 ・流水型ダムの検証を行うべき。流水型ダム上流に土砂止めダムはつくるのか。ダムは川が死んで下流の海も死ぬ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕(原案)は、気候変動による降雨量の増加を考慮(1.1倍)して算出した年超過確率が概ね1/30規模の流量を安全に流下させることを目標としています。 ・洪水等による被害の発生防止又は軽減を図るために、緑の流域治水の考え方に基づき、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、「被害対象を減少させるための対策」、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」を実施することとしています。 ・令和2年7月豪雨では、本川のピーク流量が極めて大きくなったことを踏まえ、支川の洪水が本川に流入して本川の洪水を形成することを念頭に、支川から本川への洪水の流入をできるだけ分散させるような河川整備に取り組むこととしています。 ・この河川整備を実施することにより、気候変動による降雨量の増加を考慮した戦後最大の洪水(令和2年7月豪雨を含む)と同規模の洪水に対して、家屋の浸水防止など、流域における浸水被害を軽減します。 ・対策の内容については、5.1に記載しており、計画の策定後、現地の測量・設計等を行い具体的な断面や構造を決定して参ります。 ・また、整備にあたっては、地域の状況に応じて、市町村の復興まちづくりや周辺の土地利用、旧河道などの地理的・社会的条件、土砂災害などの他の災害リスクも踏まえ、関係機関と連携して実施するとともに、用地買収や施工中のご不便をお願いする地域住民や地元漁協をはじめとする関係者ともコミュニケーションを取りつつ実施します。 ・また、国管理区間に関わる事項については、国土交通省と連携して参ります。 ・ご意見を踏まえ5.1に記述を追加します。
1. 1 流域及び河川 の概要	1-1-3	集水域(山林)について <ul style="list-style-type: none"> ・山の保水力の低下が著しく、皆伐や人工林の放置、鹿食害問題の対策を求める。 ・流域の山林の人工化の中止。落葉樹の落ち葉による山のダム化。砂防の建設は無駄なため中止すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画は、河川法に基づいて河川整備の内容等を記載するものであるため、集水域(山林)における対策を直接的に記載していませんが、緑の流域治水の考え方に基づき、流域全体で洪水時の堆積土砂や流木の発生をできるだけ防ぐため、伐採跡地における再生林による森林再生、山地防災力の向上に取り組む治山事業、下流域への土砂流出抑制や土石流対策などに取り組む砂防事業等の集水域の関係者と連携し、流域治水における土砂・流木対策の重要性を発信するといった、森林の適正な保全に向けた理解の醸成や合意形成に協力することとしており、5.1などに記載しています。 ・ご意見を踏まえ1.1、2.1、5.1、5.2に記述を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
1. 1 流域及び河 川の概要	1-1-4	<p>氾濫域について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昔と比べると雨の降り方もかわってきている。急な大雨への対策等も今後示してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画規模を上回る洪水や整備途上の段階で施設の能力を上回る洪水等が発生した場合においても逃げ遅れゼロと社会経済被害の最小化を目指し、河川の整備において、「被害対象を減少させるための対策」や「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」を、また、河川の維持において、「的確な水防活動の促進」や「住民の円滑な避難の支援」を、緑の流域治水の考え方に基づいて実施することとしています。 ・対策の内容については、5.1 及び 5.2 に記載しています。 ・また、国管理区間に関わる事項については、国土交通省と連携して参ります。 ・ご意見を踏まえ 5.1、5.2 に記述を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
1. 1 流域及び河 川の概要	1-1-5	<p>原案に対する意見聴取の進め方について</p> <p>・公述人の意見がどのように反映されるか不明。今後原案から案にする中でより地域住民に即した対策をもとめる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・球磨川流域では、今なお約 1,200 世帯の方が、仮設住宅等での暮らしを余儀なくされていることを念頭に、迅速かつ丁寧に球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕の策定を進めることとしています。 ・河川法では、河川整備計画の案を作成しようとする場合において、関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとされています。 ・球磨川水系においては、河川整備計画の案を作成するために、球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕(原案)を作成・公表し、関係住民の皆様からご意見を募集することとしました。計画策定の早い段階から、できるだけ多くのご意見を反映させるとの考えから、同原案は、令和 2 年 7 月豪雨以降、球磨川流域の復旧・復興に向けて各市町村で開催し、延べ 6,600 名以上の方にご参加頂いた 190 回以上の説明会等で頂いたご意見や、日々の行政を進める中で頂いたご意見を国土交通省と共有したうえで、作成しています。 ・また、同原案の公表は、より多くの関係住民の皆様にとって知るよう、インターネットで閲覧できるようにするとともに、流域 12 市町村の役場等で縦覧することとしました。併せて、同原案の内容をより多くの方にとって頂くことを目的に、同原案の概要版パンフレットや説明動画を作成して同原案とともに公表しました。 ・そして、関係住民の皆様のご意見は、インターネットや流域 12 市町村の役場等に設置した意見箱等で募集することとし、募集期間は、行政手続法において「意見提出期間は（中略）三十日以上でなければならない」とされていることを踏まえ、33 日間としました。これに加えて、流域 12 市町村にお住まいの方を対象に最大で 72 名の方から直接ご意見を伺う機会を設けるため公聴会を開催することとし、熊本県都市計画公聴会規則において、公聴会の公告を開催日の 2 週間前までに行うとされていることや公述申出の期間を 10 日以上とされていることを踏まえ、公聴会の開催日の 19 日前に発表し、公述申出期間を 12 日間としました。 ・このパブリックコメントや公聴会は、記者発表を行ったうえで、新聞広告を 6 紙に掲載するとともに、流域 12 市町村のご協力のもと、チラシ配布や回覧板、町内放送等により、周知に努めました。なお、記者発表は 5 社の報道機関に取り上げて頂きました。 ・その結果、パブリックコメントには、国管理区間と県管理区間を合わせて延べ 455 件の様々なご意見を頂くとともに、公聴会は、応募用紙をご提出頂いた 33 名すべての方に、応募用紙にご記入頂いた発表希望会場で公述を頂きました。 ・パブリックコメントや公聴会で頂いた球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕(原案)に対する関係住民の皆様のご意見は、学識経験者のご意見とともに十分に検討したうえで、球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕(案)を作成して参ります。 ・今後とも、流域治水が流域のあらゆる関係者が協働して取り組むものであることを念頭に、広報活動等、関係住民の皆様への積極的な発信に努めて参ります。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
1. 1 流域及び河川 の概要	1-1-6	瀬戸石ダムについて ・瀬戸石ダムの水害への影響の検証と撤去を求める。	<ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸石ダムについては、令和2年7月豪雨の状況等から、地域住民の皆様にも不安の声があることから、県としては、令和3年2月に設置者である電源開発(株)に対し、「ダムの事前放流や調整池内の土砂撤去等」、「ダム発電の設備の保安及びダム操作体制の強化」、「放流警報設備の早期復旧、放流警報伝達方法の改善」、「住民に対する説明」の4項目を要請しました。 ・引き続き、流域の安全安心や住民の皆様との更なる信頼関係醸成に向け、真摯な対応が継続されるよう、努めて参ります。
1. 2 治水の沿革	1-2-1	過去の河川整備について ・流域治水プロジェクトに盛り込まれた現実的な治水対策案が、なぜ2008年からの12年間に実施されなかったのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・川辺川ダムの白紙撤回を表明して以降、国土交通省や流域12市町村と連携し、「ダムによらない治水を検討する場」で直ちに実施する対策等の検討を、その後、「球磨川治水対策協議会」で複数の治水対策の組み合わせ案等の検討を行いました。 ・これらの検討と並行して、県管理区間では、「ダムによらない治水を検討する場」で積み上げた対策である川辺川の河道掘削や小川の堤防整備等を行いました。併せて、ハザードマップの作成や防災備蓄倉庫の整備など市町村の防災対策の支援も行って参りました。 ・そのほか、迅速かつ的確な避難と被害最小化に向け、「球磨川水系水防災意識社会再構築会議」でとりまとめたハード対策とソフト対策を一体的・計画的に推進するとともに、「球磨川水系治水協定」に基づく市房ダムの事前放流等の取り組みも行って参りました。 ・なお、流域治水プロジェクトは、令和2年7月豪雨で戦後最大の洪水により甚大な被害が発生したことや流域の特徴を踏まえ、国土交通省、県、流域12市町村等が連携し、河道掘削、遊水地の整備などの河川整備に加え、川辺川における新たな流水型ダムや市房ダムの再開発の調査・検討などの取り組み等を組み合わせ集中的に実施することにより、令和2年7月と同規模の洪水に対して、越水による氾濫防止や家屋の浸水防止など、流域における浸水被害の軽減を図るものです。 ・ご意見を踏まえ1.2に記述を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
1. 2 治水の沿革	1-2-2	<p>令和2年7月洪水の検証について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50名もの尊い命が失われた原因が検証されていない。原因を検証することが今後の防災対策の原点である。 ・氾濫は川にとって重要な自然の営みであり、これを連続堤防で奪い取ったことがR2.7洪水の大きな要因。 ・合流点から市街地に至る洪水がどこで・いつ・どのように氾濫したか、合流点エリアにおいてどのような現象が発生していたか、柳瀬地点や一武地点での流量について検証すべき。 ・R2.7洪水について、「支川においてはバックウォーター現象により氾濫」とあるが、事実を歪曲している。 ・検証委員会では、第四橋梁決壊（流出）の調査、検証を行っていない。検証すべき。 ・協働の前提は川と共に暮らしている流域住民との合意であり、共同検証をすべき。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年7月豪雨では、線状降水帯による記録的な豪雨が当時の球磨川流域（集水域・河川区域・氾濫域）を襲い、50名の方が亡くなり、橋梁など多数の施設が被災したことなどを踏まえ、国土交通省、県、流域12市町村が連携し、「令和2年7月球磨川豪雨検証委員会」を設置し、客観的な検証を行いました。そのうえで、緑の流域治水の考え方にに基づき、流域治水プロジェクト等を取りまとめ、流域住民の方への説明会等を行いつつ取り組んできたところです。 ・これらの経緯を踏まえ、球磨川流域では、今なお約1,200世帯の方が、仮設住宅等での暮らしを余儀なくされていることを念頭に、迅速かつ丁寧に球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕を策定するため、球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕（原案）を作成し、意見聴取を進めて参りました。 ・なお、検証の詳しい内容は、八代河川国道事務所のウェブサイトにて委員会資料等を公表するなど、出来るだけわかりやすい情報発信に努めています。 ・ご意見を踏まえ1.2に記述を追加します。
1. 2 治水の沿革	1-2-3	<p>河川整備基本方針について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・球磨川水系河川整備基本方針にはR2.7洪水と同程度の雨が降ったら人吉地点から下流の大部分で計画高水位を超過することが書いていない。 ・流域治水の基になる基本高水は昭和47年に発生した洪水を基に設定されたものであり、R2.7洪水を防ぐことは不可能。 ・球磨川水系河川整備基本方針の見直しに関して抗議文を提出したが反映されていない。 ・基本方針の検討は、まず被災者をはじめ、流域住民の意見を聞き、災害の原因を追究すべき。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・河川整備基本方針は、長期的な河川整備の方針であり、一級水系である球磨川水系については、河川法に基づき、社会資本整備審議会の意見を聴き、国土交通大臣が定めます。 ・令和3年12月に変更された球磨川水系河川整備基本方針は、社会資本整備審議会における延べ7回の審議を経て決定されています。知事は、そのすべての審議に参加し、仮設住宅などにおいて令和2年7月豪雨で被災された方々から直接伺ったものも含め、関係住民のご意見や地域の実情をお伝えしています。 ・なお、球磨川水系河川整備基本方針では、球磨川流域に甚大な被害をもたらした令和2年7月豪雨の洪水の規模が、本河川整備基本方針で定める河川整備の基本となる洪水の規模を上回ることを踏まえ、令和2年7月豪雨と同規模の洪水やこれを上回る規模の洪水が発生した場合、整備途上の段階で施設能力以上の洪水が発生した場合においても、河川整備や施設の運用高度化等により河川水位をできるだけ低下させることと併せ、流域全体のあらゆる関係者が協働した総合的かつ多層的な治水対策により、被害の最小化を目指す、とされています。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
1. 2 治水の沿革	1-2-4	<p>河川区域の対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河道に堆積した土砂の撤去や森林の保全など、誰もが賛同し、すぐにも開始できる事業にこそ投入すべき。 ・球磨川・川辺川にコンクリート建造物を持ち込んで川を破壊するような治水事業を望んでいない。自然豊かな川と共に暮らし続けられる安心安全な復興まちづくりを願っている。 ・山田川は市街地で氾濫するようなつくりになっている。基本高水治水優先の町づくりが災害を甚大化させた。山田川の市街地の河道拡幅が一番の対策である。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕(原案)は、気候変動による降雨量の増加を考慮(1.1倍)して算出した年超過確率が概ね1/30規模の流量を安全に流下させることを目標としています。 ・洪水等による被害の発生防止又は軽減を図るために、緑の流域治水の考え方に基づき、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、「被害対象を減少させるための対策」、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」を実施することとしています。 ・令和2年7月豪雨では、本川のピーク流量が極めて大きくなったことを踏まえ、支川の洪水が本川に流入して本川の洪水を形成することを念頭に、支川から本川への洪水の流入をできるだけ分散させるような河川整備に取り組むこととしています。 ・この河川整備を実施することにより、気候変動による降雨量の増加を考慮した戦後最大の洪水(令和2年7月豪雨を含む)と同規模の洪水に対して、家屋の浸水防止など、流域における浸水被害を軽減します。 ・対策の内容については、5.1に記載しており、計画の策定後、現地の測量・設計等を行い具体的な断面や構造を決定して参ります。 ・また、整備にあたっては、地域の状況に応じて、市町村の復興まちづくりや周辺の土地利用、旧河道などの地理的・社会的条件、土砂災害などの他の災害リスクも踏まえ、関係機関と連携して実施するとともに、用地買収や施工中のご不便をお願いする地域住民や地元漁協をはじめとする関係者ともコミュニケーションを取りつつ実施します。 ・山田川については、河道掘削、築堤等による河道の整備を行うこととしており、整備にあたっては、人吉市が進める復興まちづくり計画と一体となって、まち空間と融合した良好な河川空間の形成に取り組むこととしています。 <p>また、国管理区間に関わる事項については、国土交通省と連携して参ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえ5.1に記述を追加します。
1. 2 治水の沿革	1-2-5	<p>集水域(山林)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山の荒廃が被害を激甚化させている。多量の土石と流木、悪臭を持ったヘドロが、真っ先に取り組む課題。 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画は、河川法に基づいて河川整備の内容等を記載するものであるため、集水域(山林)における対策を直接的に記載していませんが、緑の流域治水の考え方に基づき、流域全体で洪水時の堆積土砂や流木の発生をできるだけ防ぐため、伐採跡地における再生林による森林再生、山地防災力の向上に取り組む治山事業、下流域への土砂流出抑制や土石流対策などに取り組む砂防事業等の集水域の関係者と連携し、流域治水における土砂・流木対策の重要性を発信するといった、森林の適正な保全に向けた理解の醸成や合意形成に協力することとしており、5.1などに記載しています。 ・ご意見を踏まえ1.1、2.1、5.1、5.2に記述を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
1. 2 治水の沿革	1-2-6	<p>氾濫域（避難・防災）について</p> <ul style="list-style-type: none"> 流域の開発の在り方や土地の成り立ちを考慮した地域づくり等、さまざまな分野を総合してはじめて防災対策は可能となる。 水位計の場所や洪水時の大橋の記述が無い。危機管理型水位計は不安定で問題を抱えている。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 球磨川流域に甚大な被害をもたらした令和2年7月豪雨が、河川整備基本方針で定める河川整備の基本となる洪水の規模を上回ることを踏まえ、施設の能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を進め、国土交通省、県、流域12市町村などあらゆる関係者が一体となり、ハード対策とソフト対策を多層的に推進する必要があります。 河川整備の基本理念に、令和2年7月豪雨災害を教訓として、関係機関と連携・協力し、避難・水防対策・まちづくりを一体的、計画的に推進することにより、「流域関係者一人一人が災害時の球磨川の脅威を忘れることなく、意識・行動・仕組みに防災・減災を考慮することが当たり前となる社会」を目指すことを盛り込み、対策の内容は5.1などに記載しています。 ご意見を踏まえ5.1に記述を追加します。
1. 2 治水の沿革	1-2-7	<p>流水型ダムを含む治水計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> R2.7 洪水の線状降水帯が川辺川ダムの集水域を襲っていたら、川辺川ダムは満水状態となり、緊急放流によりダム下流の洪水水位は一気に上昇する。 洪水時の土砂災害で発生する大量の流木や土砂、岩石などでダムの穴がふさがったら非常に危険な状態になる。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省や流域12市町村と連携して行った令和2年7月豪雨に関する客観的な検証結果に加え、知事が流域12市町村のすべてを対象に30回にわたって市町村長、関係団体、事業者、住民の皆様等から、直接伺ったご意見や復興への思いを踏まえ、県としては、球磨川水系の命と環境の両立のため、緑の流域治水の一つとして、平時には流れを止めずに清流を守り、洪水時には確実に水を貯める流水型ダムの整備を求めるとしました。 国土交通省においては、球磨川水系河川整備計画〔国管理区間〕（原案）を作成する過程で、流水型ダムを含む整備計画メニュー案の代替案評価を行い、流水型ダム案が最も適切であると示されています。 国土交通省は流水型ダムの完成予定を令和17年度としていますが、「今後も工期短縮に努める」とされており、県としても一日も早い完成に向けて協力して参ります。 また、五木村をはじめとする水源地域の地域振興は不可欠です。そのため、川辺川の流水型ダムに関しては、これまでダムの水没予定地や建設予定地として苦渋の選択をされた地域の過去の経緯、半世紀以上にわたりダム問題に翻弄され続けてこられた苦難の歴史等を十分に踏まえつつ、川辺川が水質日本一を継続している清流であるなどの地域の特徴、ダム事業により多くの村民が移転し集落の消滅や集落機能の低下、人口の急激な減少などの課題を抱える五木村、相良村の新たな振興策について、国、県が連携し、地域と一体となって、振興に向けた取組みを推進していくこととしています。 引き続き、国土交通省と連携し、新たな流水型ダムを含む緑の流域治水の推進に向けて、取り組んで参ります。 なお、流水型ダムについて心配されている方がおられることを踏まえ、さまざまな不安の声にこたえられるよう、県としても、国土交通省と連携し、今後の詳細な調査・検討の進展に応じて、出来るだけわかりやすく説明するよう努めて参ります。 ご意見を踏まえ1.2に記述を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
1. 2 治水の沿革	1-2-8	<p>流水型ダムによる環境への懸念について</p> <ul style="list-style-type: none"> 流水型ダムは流れを川から奪い生態系を破壊する。 自然を破壊する川辺川ダムは流水型であっても造ってはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 流水型ダムについては、流域の安全・安心を最大化するものであるとともに、球磨川の環境に極限まで配慮し、清流を守るものである必要があるとの考えのもと、県としては、国土交通省が行う法と同等の環境アセスメントに、環境の保全の見地から積極的に取り組むとともに、清流を守るダムとして整備が進められているかを、流域住民の皆様とも一体となって確認していく仕組みを構築することとしています。 また、五木村をはじめとする水源地域の地域振興は不可欠です。そのため、川辺川の流水型ダムに関しては、これまでダムの水没予定地や建設予定地として苦渋の選択をされた地域の過去の経緯、半世紀以上にわたりダム問題に翻弄され続けてこられた苦難の歴史等を十分に踏まえつつ、川辺川が水質日本一を継続している清流であるなどの地域の特徴、ダム事業により多くの村民が移転し集落の消滅や集落機能の低下、人口の急激な減少などの課題を抱える五木村、相良村の新たな振興策について、国、県が連携し、地域と一体となって、振興に向けた取り組みを推進していくこととしています。 引き続き、国土交通省と連携し、河川整備の基本理念である「緑の流域治水」による「命と環境の両立」等の実現に向けて、取り組んで参ります。 なお、流水型ダムについて心配されている方がおられることを踏まえ、さまざまな不安の声にこたえられるよう、県としても、国土交通省と連携し、今後の詳細な調査・検討の進展に応じて、出来るだけわかりやすく説明するよう努めて参ります。 ご意見を踏まえ 1.2 に記述を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
1. 2 治水の沿革	1-2-9	<p>ダムの異常洪水時防災操作（緊急放流）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急放流目だった市房ダムについて記述がない。 ・緊急放流というリスクに触れられないまま、河川整備計画が立案されることは問題。 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水調節を目的とするダムは、豪雨によって洪水が発生すると、ダムに流入する水の一部を貯め、ダムから流下する水量を流入する量よりも少なくし、下流河川の水位を低下させます。しかし、豪雨が長時間続き、やがてダムが満杯になると、それ以上に水を貯めることができなくなるため、流入する水量をそのまま下流へ流下させざるをえないこととなります。このとき、下流河川の水位が急激に上昇する可能性があることから、ダムは、満杯に近づくと、ダムから流下する水量を徐々に流入する量へ近づけていきます。この流下する水量を徐々に流入する量へ近づける操作を「異常洪水時防災操作（緊急放流）」と呼んでおり、ダムへ流入する量にダムが貯めた水を上乗せして流下させるものではありません。 ・市房ダムは、これまでに3度（昭和46年8月、昭和57年7月、平成7年7月）異常洪水時防災操作に移行していますが、令和2年7月豪雨では異常洪水時防災操作に移行していません。また、近年は、気候変動の影響による降雨量の増大に伴ってダムへの流入量も増えていることから、異常洪水時防災操作を含めたダムの役割や操作に関する正確な知識を知っていただくために、平常時から住民の皆様を含めたあらゆる関係者を対象とした出前講座等を実施するとともに、ダム情報を活用したマイ・タイムライン（防災行動計画）の作成も支援することとしています。 ・さらに、これまでも提供してきたダム操作に関する情報（洪水調節開始等）に加え、新たにダムの貯留状況等の情報を提供し、異常洪水時防災操作へ移行する前の段階で住民の皆様が円滑な避難行動を実行できるよう支援することとしています。あわせて、関係機関に確実な情報伝達を行うための通知方法の多重化や、地域住民の皆様に対してラジオ・テレビ、防災行政無線や戸別受信機など、様々な手法を通じて情報伝達できるよう、平常時から報道機関や関係市町村と連携することとしています。 ・ご意見を踏まえ1.2、5.2に記述を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
1. 2 治水の沿革	1-2-10	<p>原案に対する意見聴取の進め方について</p> <ul style="list-style-type: none"> 流域治水の考えのもと、住民のための計画なのだから、住民に説明し質問にもきちんと答えるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 球磨川流域では、今なお約 1,200 世帯の方が、仮設住宅等での暮らしを余儀なくされていることを念頭に、迅速かつ丁寧に球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕の策定を進めることとしています。 河川法では、河川整備計画の案を作成しようとする場合において、関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとされています。 球磨川水系においては、河川整備計画の案を作成するために、球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕(原案)を作成・公表し、関係住民の皆様からご意見を募集することとしました。計画策定の早い段階から、できるだけ多くのご意見を反映させるとの考えから、同原案は、令和 2 年 7 月豪雨以降、球磨川流域の復旧・復興に向けて各市町村で開催し、延べ 6,600 名以上の方にご参加頂いた 190 回以上の説明会等で頂いたご意見や、日々の行政を進める中で頂いたご意見を国土交通省と共有したうえで、作成しています。 また、同原案の公表は、より多くの関係住民の皆様にとって知るよう、インターネットで閲覧できるようにするとともに、流域 12 市町村の役場等で縦覧することとしました。併せて、同原案の内容をより多くの方にとって頂くことを目的に、同原案の概要版パンフレットや説明動画を作成して同原案とともに公表しました。 そして、関係住民の皆様のご意見は、インターネットや流域 12 市町村の役場等に設置した意見箱等で募集することとし、募集期間は、行政手続法において「意見提出期間は(中略)三十日以上でなければならない」とされていることを踏まえ、33 日間としました。これに加えて、流域 12 市町村にお住まいの方を対象に最大で 72 名の方から直接ご意見を伺う機会を設けるため公聴会を開催することとし、熊本県都市計画公聴会規則において、公聴会の公告を開催日の 2 週間前までに行うとされていることや公述申出の期間を 10 日以上とされていることを踏まえ、公聴会の開催日の 19 日前に発表し、公述申出期間を 12 日間としました。 このパブリックコメントや公聴会は、記者発表を行ったうえで、新聞広告を 6 紙に掲載するとともに、流域 12 市町村のご協力のもと、チラシ配布や回覧板、町内放送等により、周知に努めました。なお、記者発表は 5 社の報道機関に取り上げて頂きました。 その結果、パブリックコメントには、国管理区間と県管理区間を合わせて延べ 455 件の様々なご意見を頂くとともに、公聴会は、応募用紙をご提出頂いた 33 名すべての方に、応募用紙にご記入頂いた発表希望会場で公述を頂きました。 パブリックコメントや公聴会で頂いた球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕(原案)に対する関係住民の皆様のご意見は、学識経験者のご意見とともに十分に検討したうえで、球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕(案)を作成して参ります。 今後とも、流域治水が流域のあらゆる関係者が協働して取り組むものであることを念頭に、広報活動等、関係住民の皆様への積極的な発信に努めて参ります。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
1. 4 河川環境の 沿革	1-4-1	河川環境の整備と保全について <ul style="list-style-type: none"> ・ヨーロッパの氾濫を参考にしたり屋久島のような森の多様性を守る治水で、球磨川の貴重な動植物、自然、歴史、文化を絶やさないでほしい。 ・ダムも作らず、河川も固めず、草花や、木が生い茂り鳥や虫、獣が行きかうのが本来の緑の流域治水である。 ・既設のダムを撤去し球磨川本来の自然環境を復活させることが重要。ダム建設に反対。 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川環境の整備と保全を図るために、緑の流域治水の考え方に基づき、河道の整備と良好な環境の保全の両立、次世代に継承する良好な環境の確保・創出を図ることとしています。 ・支川を介し森林・水田と本川とが繋がり、流域の多様な生物環境を形成すること、支川の水質が本川の水質を形成すること、また、不知火海（八代海）の海域環境にも影響することなどを念頭に、本川の河川管理者とも連携し、水系全体で、多様な生物環境や良好な水質を末永く継承できるような河川整備に取り組むこととしています。 ・河川整備の実施にあたっては、地域の宝である川の恵みが古くから、人々の暮らし、産業、文化を育んできていることを踏まえ、関係機関や地域住民の皆様と共通の認識を持って連携し、治水と環境の両立を目指すこととしています。 ・対策の内容については、5.1に記載しています。 ・また、国管理区間に関わる事項については、国土交通省と連携して参ります。 ・ご意見を踏まえ5.1に記述を追加します。
2. 1 治水の現状 と課題	2-1-1	水系の概要について <ul style="list-style-type: none"> ・川辺川の降雨量と万江川、山田川の降雨量を比較すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえ1.2に記述を追加します。
2. 1 治水の現状 と課題	2-1-2	令和2年7月洪水の検証について <ul style="list-style-type: none"> ・R2.7洪水では、川辺川が最大流量になる前に人吉市内は水没しており、川辺川ダムが完成していても水害は防げなかった。 ・皆伐や山林の荒廃が、R2.7洪水にどのように影響したか検証結果を教えてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年7月豪雨では、線状降水帯による記録的な豪雨が当時の球磨川流域（集水域・河川区域・氾濫域）を襲い、50名の方が亡くなり、橋梁など多数の施設が被災したことなどを踏まえ、国土交通省、県、流域12市町村が連携し、「令和2年7月球磨川豪雨検証委員会」を設置し、客観的な検証を行いました。そのうえで、緑の流域治水の考え方に基づき、流域治水プロジェクト等を取りまとめ、流域住民の方への説明会等を行いつつ取り組んできたところです。 ・これらの経緯を踏まえ、球磨川流域では、今なお約1,200世帯の方が、仮設住宅等での暮らしを余儀なくされていることを念頭に、迅速かつ丁寧に球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕を策定するため、球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕（原案）を作成し、意見聴取を進めて参りました。 ・なお、検証の詳しい内容は、八代河川国道事務所のウェブサイトにて委員会資料等を公表するなど、出来るだけわかりやすい情報発信に努めています。 ・ご意見を踏まえ1.2、2.1に記述を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
2. 1 治水の現状 と課題	2-1-3	<p>河川区域の対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂の掘削を進めるべき。 ・球磨川、川辺川にダムを造る必要はない。今ある土砂の掘削をするだけで断然違う。 ・遊水池・田んぼダム・河床掘削・水路トンネル等組み合わせダムによらない緑の流域治水を究極まで追求し実現してほしい。 ・掘削や川幅を広げたり、流れやすくする事は必要。支川の山田川を整備してほしい。 ・人吉市街地は、堤防強化と中川原公園の土砂撤去で水位低下が可能。堤防強化は地形等により工法が異なることを考慮すべき。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕(原案)は、気候変動による降雨量の増加を考慮(1.1倍)して算出した年超過確率が概ね1/30規模の流量を安全に流下させることを目標としています。 ・洪水等による被害の発生防止又は軽減を図るために、緑の流域治水の考え方に基づき、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、「被害対象を減少させるための対策」、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」を実施することとしています。 ・令和2年7月豪雨では、本川のピーク流量が極めて大きくなったことを踏まえ、支川の洪水が本川に流入して本川の洪水を形成することを念頭に、支川から本川への洪水の流入をできるだけ分散させるような河川整備に取り組むこととしています。 ・この河川整備を実施することにより、気候変動による降雨量の増加を考慮した戦後最大の洪水(令和2年7月豪雨を含む)と同規模の洪水に対して、家屋の浸水防止など、流域における浸水被害を軽減します。 ・対策の内容については、5.1に記載しており、計画の策定後、現地の測量・設計等を行い具体的な断面や構造を決定して参ります。 ・また、整備にあたっては、地域の状況に応じて、市町村の復興まちづくりや周辺の土地利用、旧河道などの地理的・社会的条件、土砂災害などの他の災害リスクも踏まえ、関係機関と連携して実施するとともに、用地買収や施工中のご不便をお願いする地域住民や地元漁協をはじめとする関係者ともコミュニケーションを取りつつ実施します。 ・山田川については、河道掘削、築堤等による河道の整備を行うこととしており、整備にあたっては、人吉市が進める復興まちづくり計画と一体となって、まち空間と融合した良好な河川空間の形成に取り組むこととしています。 ・また、国管理区間に関わる事項については、国土交通省と連携して参ります。 ・ご意見を踏まえ5.1に記述を追加します。
2. 1 治水の現状 と課題	2-1-4	<p>集水域(山林)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P67について、山林の治山対策や管理について記述がない。 ・支川を氾濫させた原因として、山林荒廃の分析、その対策が具体的に言及されていない。 ・山の乱伐により貯水能力がなくなっている。山を壊さないようにしてほしい。 ・支流の氾濫防止策として砂防ダムを柱に据えているが、災害に強い森づくりを流域全体で進めるべき。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画は、河川法に基づいて河川整備の内容等を記載するものであるため、集水域(山林)における対策を直接的に記載していませんが、緑の流域治水の考え方に基づき、流域全体で洪水時の堆積土砂や流木の発生をできるだけ防ぐため、伐採跡地における再生林による森林再生、山地防災力の向上に取り組む治山事業、下流域への土砂流出抑制や土石流対策などに取り組む砂防事業等の集水域の関係者と連携し、流域治水における土砂・流木対策の重要性を発信するといった、森林の適正な保全に向けた理解の醸成や合意形成に協力することとしており、5.1などに記載しています。 ・ご意見を踏まえ1.1、2.1、5.1、5.2に記述を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
2. 1 治水の現状 と課題	2-1-5	<p>氾濫域について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昔と比べると雨の降り方もかわってきている。急な大雨への対策等も今後示してほしい。 ・川瀬地区の浸水対応で早めに国交省のポンプ車を配置してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画規模を上回る洪水や整備途上の段階で施設の能力を上回る洪水等が発生した場合においても逃げ遅れゼロと社会経済被害の最小化を目指し、河川の整備において、「被害対象を減少させるための対策」や「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」を、また、河川の維持において、「的確な水防活動の促進」や「住民の円滑な避難の支援」を、緑の流域治水の考え方に基づいて実施することとしています。 ・対策の内容については、5.1 及び 5.2 に記載しています。 ・また、国管理区間に関わる事項については、国土交通省と連携して参ります。 ・ご意見を踏まえ 5.1、5.2 に記述を追加します。
2. 1 治水の現状 と課題	2-1-6	<p>流水型ダムによる環境への懸念について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダムを造れば環境が破壊され、清流は失われ、観光資源や生業としての鮎や球磨川下りもできなくなり、焼酎の水にも影響が出る。水害ではなく、ダムを作ること町に人がいなくなる。 ・流水型ダムでも川を分断し、生物の生息・生育・繁殖環境、清流、景観、人々の活動の場を奪ってしまう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・流水型ダムについては、流域の安全・安心を最大化するものであるとともに、球磨川の環境に極限まで配慮し、清流を守るものである必要があるとの考えのもと、県としては、国土交通省が行う法と同等の環境アセスメントに、環境の保全の見地から積極的に取り組むとともに、清流を守るダムとして整備が進められているかを、流域住民の皆様とも一体となって確認していく仕組みを構築することとしています。 ・また、五木村をはじめとする水源地域の地域振興は不可欠です。そのため、川辺川の流水型ダムに関しては、これまでダムの水没予定地や建設予定地として苦渋の選択をされた地域の過去の経緯、半世紀以上にわたりダム問題に翻弄され続けてこられた苦難の歴史等を十分に踏まえつつ、川辺川が水質日本一を継続している清流であるなどの地域の特徴、ダム事業により多くの村民が移転し集落の消滅や集落機能の低下、人口の急激な減少などの課題を抱える五木村、相良村の新たな振興策について、国、県が連携し、地域と一体となって、振興に向けた取り組みを推進していくこととしています。 ・引き続き、国土交通省と連携し、河川整備の基本理念である「緑の流域治水」による「命と環境の両立」等の実現に向けて、取り組んで参ります。 ・なお、流水型ダムについて心配されている方がおられることを踏まえ、さまざまな不安の声にこたえられるよう、県としても、国土交通省と連携し、今後の詳細な調査・検討の進展に応じて、出来るだけわかりやすく説明するよう努めて参ります。 ・ご意見を踏まえ 1.2 に記述を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
2. 2 利水の現状 と課題	2-2-1	<p>河川区域の対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂堆積については、上流からの流入があるため、現在堆積している部分のみの撤去では限度がある。 ・石坂堰からの木上溝への流入口の高さを今より深くしてほしい。 ・あさぎり町石坂堰から農業用水路（木上溝）がひかれているが、堰より下流部（100m程下）の桶門部分からつなぐようにしてほしい。 ・伊賀川の越水は上流の幸野溝からの水が影響しており、国交省と農水省で連携して事業を進めてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕（原案）は、気候変動による降雨量の増加を考慮（1.1倍）して算出した年超過確率が概ね1/30規模の流量を安全に流下させることを目標としています。 ・洪水等による被害の発生防止又は軽減を図るために、緑の流域治水の考え方に基づき、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、「被害対象を減少させるための対策」、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」を実施することとしています。 ・令和2年7月豪雨では、本川のピーク流量が極めて大きくなったことを踏まえ、支川の洪水が本川に流入して本川の洪水を形成することを念頭に、支川から本川への洪水の流入をできるだけ分散させるような河川整備に取り組むこととしています。 ・この河川整備を実施することにより、気候変動による降雨量の増加を考慮した戦後最大の洪水（令和2年7月豪雨を含む）と同規模の洪水に対して、家屋の浸水防止など、流域における浸水被害を軽減します。 ・対策の内容については、5.1に記載しており、計画の策定後、現地の測量・設計等を行い具体的な断面や構造を決定して参ります。 ・また、整備にあたっては、地域の状況に応じて、市町村の復興まちづくりや周辺の土地利用、旧河道などの地理的・社会的条件、土砂災害などの他の災害リスクも踏まえ、関係機関と連携して実施するとともに、用地買収や施工中のご不便をお願いする地域住民や地元漁協をはじめとする関係者ともコミュニケーションを取りつつ実施します。 ・また、国管理区間に関わる事項については、国土交通省と連携して参ります。 ・ご意見を踏まえ5.1に記述を追加します。
2. 2 利水の現状 と課題	2-2-2	<p>氾濫域について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昔と比べると雨の降り方もかわってきている。急な大雨への対策等も今後示してほしい。 ・川瀬地区の浸水対応で早めに国交省のポンプ車を配置してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画規模を上回る洪水や整備途上の段階で施設の能力を上回る洪水等が発生した場合においても逃げ遅れゼロと社会経済被害の最小化を目指し、河川の整備において、「被害対象を減少させるための対策」や「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」を、また、河川の維持において、「的確な水防活動の促進」や「住民の円滑な避難の支援」を、緑の流域治水の考え方に基づいて実施することとしています。 ・対策の内容については、5.1及び5.2に記載しています。 ・また、国管理区間に関わる事項については、国土交通省と連携して参ります。 ・ご意見を踏まえ5.1、5.2に記述を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
2.3 河川環境の 現状と課題	2-3-1	<p>流水型ダムを含む治水計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> ダムありきの治水計画を直ちにやめてほしい。 <p>球磨川の治水目標は、R2.7 洪水の降雨に対応していないためダムに反対。</p> <ul style="list-style-type: none"> 治水専用の流水型ダムより水路トンネルを建設すべき。水を八代地域で有効活用するなら費用対効果の面でも利点がある。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省や流域 12 市町村と連携して行った令和 2 年 7 月豪雨に関する客観的な検証結果に加え、知事が流域 12 市町村のすべてを対象に 30 回にわたって市町村長、関係団体、事業者、住民の皆様等から、直接伺ったご意見や復興への思いを踏まえ、県としては、球磨川水系の命と環境の両立のため、緑の流域治水の一つとして、平時には流れを止めずに清流を守り、洪水時には確実に水を貯める流水型ダムの整備を求めることとしました。 国土交通省においては、球磨川水系河川整備計画〔国管理区間〕(原案)を作成する過程で、流水型ダムを含む整備計画メニュー案の代替案評価を行い、流水型ダム案が最も適切であると示されています。 国土交通省は流水型ダムの完成予定を令和 17 年度としていますが、「今後も工期短縮に努める」とされており、県としても一日も早い完成に向けて協力して参ります。 また、五木村をはじめとする水源地域の地域振興は不可欠です。そのため、川辺川の流水型ダムに関しては、これまでダムの水没予定地や建設予定地として苦渋の選択をされた地域の過去の経緯、半世紀以上にわたりダム問題に翻弄され続けてこられた苦難の歴史等を十分に踏まえつつ、川辺川が水質日本一を継続している清流であるなどの地域の特徴、ダム事業により多くの村民が移転し集落の消滅や集落機能の低下、人口の急激な減少などの課題を抱える五木村、相良村の新たな振興策について、国、県が連携し、地域と一体となって、振興に向けた取組みを推進していくこととしています。 引き続き、国土交通省と連携し、新たな流水型ダムを含む緑の流域治水の推進に向けて、取り組んで参ります。 なお、流水型ダムについて心配されている方がおられることを踏まえ、さまざまな不安の声にこたえられるよう、県としても、国土交通省と連携し、今後の詳細な調査・検討の進展に応じて、出来るだけわかりやすく説明するよう努めて参ります。 ご意見を踏まえ 1.2 に記述を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
2. 3 河川環境の 現状と課題	2-3-2	<p>流水型ダムによる環境への懸念について</p> <ul style="list-style-type: none"> 流水型ダムであっても川の環境を悪化させるため、新たな川辺川ダム計画に反対。 環境と生態系や景観を悪化させ、球磨川全流域で悪影響を引き起こすためダムに反対。 具体的に水質の維持や向上を図るのか示されておらずダムに反対。 川がコンクリート構造物で遮断され砂利の供給がなくなると、河口の動植物の生息環境等を悪化させるため、新たな川辺川ダム計画に反対。 P89 の記載内容はダムが無い場合の事。ダムが造られればすべてなくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 流水型ダムについては、流域の安全・安心を最大化するものであるとともに、球磨川の環境に極限まで配慮し、清流を守るものである必要があるとの考えのもと、県としては、国土交通省が行う法と同等の環境アセスメントに、環境の保全の見地から積極的に取り組むとともに、清流を守るダムとして整備が進められているかを、流域住民の皆様とも一体となって確認していく仕組みを構築することとしています。 また、五木村をはじめとする水源地域の地域振興は不可欠です。そのため、川辺川の流水型ダムに関しては、これまでダムの水没予定地や建設予定地として苦渋の選択をされた地域の過去の経緯、半世紀以上にわたりダム問題に翻弄され続けてこられた苦難の歴史等を十分に踏まえつつ、川辺川が水質日本一を継続している清流であるなどの地域の特徴、ダム事業により多くの村民が移転し集落の消滅や集落機能の低下、人口の急激な減少などの課題を抱える五木村、相良村の新たな振興策について、国、県が連携し、地域と一体となって、振興に向けた取組みを推進していくこととしています。 引き続き、国土交通省と連携し、河川整備の基本理念である「緑の流域治水」による「命と環境の両立」等の実現に向けて、取り組んで参ります。 なお、流水型ダムについて心配されている方がおられることを踏まえ、さまざまな不安の声にこたえられるよう、県としても、国土交通省と連携し、今後の詳細な調査・検討の進展に応じて、出来るだけわかりやすく説明するよう努めて参ります。 ご意見を踏まえ 1.2 に記述を追加します。
2. 3 河川環境の 現状と課題	2-3-3	<p>河川環境の整備と保全について</p> <ul style="list-style-type: none"> 清流球磨川・川辺川が濁るようなことはしないでほしい。 拙速な計画をたてて、貴重な球磨川・川辺川の自然環境を壊すようなことはしないでほしい。 「原風景と調和のとれた公園が整備され」、「自然と人の暮らしが重なりあった河川空間を保全しつつ、賑わいのある良好な水辺空間の創出を図る必要があります」とあるが、コンクリートで固めた護岸が続き自然とふれあえる場所とは言いがたい。 P101 基本理念には立派な事が記載されているが、国・県は、まったく逆の事を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川環境の整備と保全を図るために、緑の流域治水の考え方に基づき、河道の整備と良好な環境の保全の両立、次世代に継承する良好な環境の確保・創出を図ることとしています。 支川を介し森林・水田と本川とが繋がり、流域の多様な生物環境を形成すること、支川の水質が本川の水質を形成すること、また、不知火海（八代海）の海域環境にも影響することなどを念頭に、本川の河川管理者とも連携し、水系全体で、多様な生物環境や良好な水質を末永く継承できるような河川整備に取り組むこととしています。 河川整備の実施にあたっては、地域の宝である川の恵みが古くから、人々の暮らし、産業、文化を育んできていることを踏まえ、関係機関や地域住民の皆様と共通の認識を持って連携し、治水と環境の両立を目指すこととしています。 対策の内容については、5.1 に記載しています。 また、国管理区間に関わる事項については、国土交通省と連携して参ります。 ご意見を踏まえ 5.1 に記述を追加します。
2. 3 河川環境の 現状と課題	2-3-4	<p>環境・防災学習について</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼少期から、森林、川について学ぶことをしっかり計画してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 幼少期から川において環境・防災教育に取り組むことは重要であり、学校や保育園などの関係者を支援して参ります。 ご意見を踏まえ 6.1 に記述を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
2. 3 河川環境の 現状と課題	2-3-5	<p>原案に対する意見聴取の進め方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元住民、とりわけ水害体験者の声を聞き、真摯に受け止めてほしい。 ・山の整備、河川に堆積した土砂の撤去や堤防整備など、一つ一つの声に耳を傾けてほしい。 ・説明会ではなく議論を戦わせる場を作ってほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・球磨川流域では、今なお約 1,200 世帯の方が、仮設住宅等での暮らしを余儀なくされていることを念頭に、迅速かつ丁寧に球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕の策定を進めることとしています。 ・河川法では、河川整備計画の案を作成しようとする場合において、関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとされています。 ・球磨川水系においては、河川整備計画の案を作成するために、球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕(原案)を作成・公表し、関係住民の皆様からご意見を募集することとしました。計画策定の早い段階から、できるだけ多くのご意見を反映させるとの考えから、同原案は、令和 2 年 7 月豪雨以降、球磨川流域の復旧・復興に向けて各市町村で開催し、延べ 6,600 名以上の方にご参加頂いた 190 回以上の説明会等で頂いたご意見や、日々の行政を進める中で頂いたご意見を国土交通省と共有したうえで、作成しています。 ・また、同原案の公表は、より多くの関係住民の皆様にとって知るよう、インターネットで閲覧できるようにするとともに、流域 12 市町村の役場等で縦覧することとしました。併せて、同原案の内容をより多くの方にとって頂くことを目的に、同原案の概要版パンフレットや説明動画を作成して同原案とともに公表しました。 ・そして、関係住民の皆様のご意見は、インターネットや流域 12 市町村の役場等に設置した意見箱等で募集することとし、募集期間は、行政手続法において「意見提出期間は(中略)三十日以上でなければならない」とされていることを踏まえ、33 日間としました。これに加えて、流域 12 市町村にお住まいの方を対象に最大で 72 名の方から直接ご意見を伺う機会を設けるため公聴会を開催することとし、熊本県都市計画公聴会規則において、公聴会の公告を開催日の 2 週間前までに行うとされていることや公述申出の期間を 10 日以上とされていることを踏まえ、公聴会の開催日の 19 日前に発表し、公述申出期間を 12 日間としました。 ・このパブリックコメントや公聴会は、記者発表を行ったうえで、新聞広告を 6 紙に掲載するとともに、流域 12 市町村のご協力のもと、チラシ配布や回覧板、町内放送等により、周知に努めました。なお、記者発表は 5 社の報道機関に取り上げて頂きました。 ・その結果、パブリックコメントには、国管理区間と県管理区間を合わせて延べ 455 件の様々なご意見を頂くとともに、公聴会は、応募用紙をご提出頂いた 33 名すべての方に、応募用紙にご記入頂いた発表希望会場で公述を頂きました。 ・パブリックコメントや公聴会で頂いた球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕(原案)に対する関係住民の皆様のご意見は、学識経験者のご意見とともに十分に検討したうえで、球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕(案)を作成して参ります。 ・今後とも、流域治水が流域のあらゆる関係者が協働して取り組むものであることを念頭に、広報活動等、関係住民の皆様への積極的な発信に努めて参ります。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
2. 3 河川環境の 現状と課題	2-3-6	瀬戸石ダムについて <ul style="list-style-type: none"> ・荒瀬ダムのように瀬戸石ダムも速やかに撤去すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸石ダムについては、令和2年7月豪雨の状況等から、地域住民の皆様にも不安の声があることから、県としては、令和3年2月に設置者である電源開発㈱に対し、「ダムの事前放流や調整池内の土砂撤去等」、「ダム発電の設備の保安及びダム操作体制の強化」、「放流警報設備の早期復旧、放流警報伝達方法の改善」、「住民に対する説明」の4項目を要請しました。 ・引き続き、流域の安全安心や住民の皆様との更なる信頼関係醸成に向け、真摯な対応が継続されるよう、努めて参ります。
3. 1 計画対象区 間	3-1-1	河川区域の対策について <ul style="list-style-type: none"> ・石坂堰からの木上溝への流入口の高さを今より深くしてほしい。 ・伊賀川の越水は上流の幸野溝からの水が影響しており、国交省と農水省で連携して事業を進めてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕(原案)は、気候変動による降雨量の増加を考慮(1.1倍)して算出した年超過確率が概ね1/30規模の流量を安全に流下させることを目標としています。 ・洪水等による被害の発生防止又は軽減を図るために、緑の流域治水の考え方に基づき、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、「被害対象を減少させるための対策」、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」を実施することとしています。 ・令和2年7月豪雨では、本川のピーク流量が極めて大きくなったことを踏まえ、支川の洪水が本川に流入して本川の洪水を形成することを念頭に、支川から本川への洪水の流入をできるだけ分散させるような河川整備に取り組むこととしています。 ・この河川整備を実施することにより、気候変動による降雨量の増加を考慮した戦後最大の洪水(令和2年7月豪雨を含む)と同規模の洪水に対して、家屋の浸水防止など、流域における浸水被害を軽減します。 ・対策の内容については、5.1に記載しており、計画の策定後、現地の測量・設計等を行い具体的な断面や構造を決定して参ります。 ・また、整備にあたっては、地域の状況に応じて、市町村の復興まちづくりや周辺の土地利用、旧河道などの地理的・社会的条件、土砂災害などの他の災害リスクも踏まえ、関係機関と連携して実施するとともに、用地買収や施工中のご不便をお願いする地域住民や地元漁協をはじめとする関係者ともコミュニケーションを取りつつ実施します。 ・また、国管理区間に関わる事項については、国土交通省と連携して参ります。 ・ご意見を踏まえ5.1に記述を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
3. 1 計画対象区 間	3-1-2	集水域（田んぼ）について ・田んぼダム等、決壊させるポイントを作るのも重要。	<ul style="list-style-type: none"> ・田んぼダムとは、水田の排水樹（ます）に田んぼダム用の「せき板」を設置し、水田に降った雨水を貯めることで、河川への流れ込みを抑える取り組みです。 ・河川整備計画は、河川法に基づいて河川整備の内容等を記載するものであるため、集水域（田んぼ）における対策を直接的に記載していませんが、緑の流域治水の考え方に基づき、田んぼダムについて、貯留・浸透機能の普及・拡大に向け、効果の定量化等に必要な技術的支援を行うとともに、より多くの関係者の参画や効果的な対策の促進を図るため、理解の醸成や合意形成に協力することとしており、5.1に記載しています。 ・なお、洪水等による被害の発生防止又は軽減を図るために、緑の流域治水の考え方に基づき、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、「被害対象を減少させるための対策」、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」を実施することとしており、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」の一つとして、洪水の一部をとどめておくことができる河川沿いの土地を確保し、洪水を一時的に貯留してゆっくり流すため、遊水機能を有する土地の確保・保全に取り組むこととしています。 ・ご意見を踏まえ5.1に記述を追加します。
3. 1 計画対象区 間	3-1-3	集水域（山林）について ・コンクリートで山肌を覆ったり、谷筋に砂防ダムを作れば水脈を埋めて崩れるので、山が崩落しないで作れる林道の付け方等ある。	<ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画は、河川法に基づいて河川整備の内容等を記載するものであるため、集水域（山林）における対策を直接的に記載していませんが、緑の流域治水の考え方に基づき、流域全体で洪水時の堆積土砂や流木の発生をできるだけ防ぐため、伐採跡地における再生林による森林再生、山地防災力の向上に取り組む治山事業、下流域への土砂流出抑制や土石流対策などに取り組む砂防事業等の集水域の関係者と連携し、流域治水における土砂・流木対策の重要性を発信するといった、森林の適正な保全に向けた理解の醸成や合意形成に協力することとしており、5.1などに記載しています。 ・ご意見を踏まえ1.1、2.1、5.1、5.2に記述を追加します。
3. 1 計画対象区 間	3-1-4	氾濫域について ・川瀬地区の浸水対応で早めに国交省のポンプ車を配置してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ・計画規模を上回る洪水や整備途上の段階で施設の能力を上回る洪水等が発生した場合においても逃げ遅れゼロと社会経済被害の最小化を目指し、河川の整備において、「被害対象を減少させるための対策」や「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」を、また、河川の維持において、「的確な水防活動の促進」や「住民の円滑な避難の支援」を、緑の流域治水の考え方に基づいて実施することとしています。 ・対策の内容については、5.1及び5.2に記載しています。 ・また、国管理区間に関わる事項については、国土交通省と連携して参ります。 ・ご意見を踏まえ5.1、5.2に記述を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
3. 1 計画対象区 間	3-1-5	<p>流水型ダムを含む治水計画について</p> <p>・線状降水帯がダム建設地より下流にあれば意味がなく、また、緊急放流が河川沿岸住民に伝わらないと危険であるため、川辺川ダムの建設に反対。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省や流域 12 市町村と連携して行った令和 2 年 7 月豪雨に関する客観的な検証結果に加え、知事が流域 12 市町村のすべてを対象に 30 回にわたって市町村長、関係団体、事業者、住民の皆様等から、直接伺ったご意見や復興への思いを踏まえ、県としては、球磨川水系の命と環境の両立のため、緑の流域治水の一つとして、平時には流れを止めずに清流を守り、洪水時には確実に水を貯める流水型ダムの整備を求めることとしました。 ・国土交通省においては、球磨川水系河川整備計画〔国管理区間〕(原案)を作成する過程で、流水型ダムを含む整備計画メニュー案の代替案評価を行い、流水型ダム案が最も適切であると示されています。 ・国土交通省は流水型ダムの完成予定を令和 17 年度としていますが、「今後も工期短縮に努める」とされており、県としても一日も早い完成に向けて協力して参ります。 ・また、五木村をはじめとする水源地域の地域振興は不可欠です。そのため、川辺川の流水型ダムに関しては、これまでダムの水没予定地や建設予定地として苦渋の選択をされた地域の過去の経緯、半世紀以上にわたりダム問題に翻弄され続けてこられた苦難の歴史等を十分に踏まえつつ、川辺川が水質日本一を継続している清流であるなどの地域の特徴、ダム事業により多くの村民が移転し集落の消滅や集落機能の低下、人口の急激な減少などの課題を抱える五木村、相良村の新たな振興策について、国、県が連携し、地域と一体となって、振興に向けた取組みを推進していくこととしています。 ・引き続き、国土交通省と連携し、新たな流水型ダムを含む緑の流域治水の推進に向けて、取り組んで参ります。 ・なお、流水型ダムについて心配されている方がおられることを踏まえ、さまざまな不安の声にこたえられるよう、県としても、国土交通省と連携し、今後の詳細な調査・検討の進展に応じて、出来るだけわかりやすく説明するよう努めて参ります。 ・ご意見を踏まえ 1.2 に記述を追加します。
3. 2 計画対象期 間	3-2-1	<p>河川整備計画の期間について</p> <p>・3.2 について、これからもこの地で生活する住民とともに考え、未来を見据えた整備計画を練ってほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画の対象期間は、一連区間において河川整備の効果を発現させるために必要な期間とし、おおそ計画策定時から 20~30 年間程度を一つの目安とされており、球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕(原案)では、概ね 30 年間としています。 ・なお、同原案においては、「安全・安心な暮らし」と「球磨川流域の豊かな恵み」を次世代にしっかりと引き継ぎ、流域全体の持続可能な発展につながるような河川整備に取り組んでいくこととしています。 ・ご意見を踏まえ 4.1 に記述を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
3. 2 計画対象期間	3-2-2	<p>河川区域の対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> 石坂堰からの木上溝への流入口の高さを今より深くしてほしい。 伊賀川の越水は上流の幸野溝からの水が影響しており、国交省と農水省で連携して事業を進めてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕(原案)は、気候変動による降雨量の増加を考慮(1.1倍)して算出した年超過確率が概ね1/30規模の流量を安全に流下させることを目標としています。 洪水等による被害の発生防止又は軽減を図るために、緑の流域治水の考え方に基づき、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、「被害対象を減少させるための対策」、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」を実施することとしています。 令和2年7月豪雨では、本川のピーク流量が極めて大きくなったことを踏まえ、支川の洪水が本川に流入して本川の洪水を形成することを念頭に、支川から本川への洪水の流入をできるだけ分散させるような河川整備に取り組むこととしています。 この河川整備を実施することにより、気候変動による降雨量の増加を考慮した戦後最大の洪水(令和2年7月豪雨を含む)と同規模の洪水に対して、家屋の浸水防止など、流域における浸水被害を軽減します。 対策の内容については、5.1に記載しており、計画の策定後、現地の測量・設計等を行い具体的な断面や構造を決定して参ります。 また、整備にあたっては、地域の状況に応じて、市町村の復興まちづくりや周辺の土地利用、旧河道などの地理的・社会的条件、土砂災害などの他の災害リスクも踏まえ、関係機関と連携して実施するとともに、用地買収や施工中のご不便をお願いする地域住民や地元漁協をはじめとする関係者ともコミュニケーションを取りつつ実施します。 また、国管理区間に関わる事項については、国土交通省と連携して参ります。 ご意見を踏まえ5.1に記述を追加します。
3. 2 計画対象期間	3-2-3	<p>氾濫域について</p> <ul style="list-style-type: none"> 川瀬地区の浸水対応で早めに国交省のポンプ車を配置してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画規模を上回る洪水や整備途上の段階で施設の能力を上回る洪水等が発生した場合においても逃げ遅れゼロと社会経済被害の最小化を目指し、河川の整備において、「被害対象を減少させるための対策」や「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」を、また、河川の維持において、「的確な水防活動の促進」や「住民の円滑な避難の支援」を、緑の流域治水の考え方に基づいて実施することとしています。 対策の内容については、5.1及び5.2に記載しています。 また、国管理区間に関わる事項については、国土交通省と連携して参ります。 ご意見を踏まえ5.1.5.2に記述を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
4. 1 河川整備の 基本理念	4-1-1	<p>過去の河川整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2006年以降、人吉市内の球磨川の河道掘削を15年近く実施しなかった理由を明らかにすべき。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・川辺川ダムの白紙撤回を表明して以降、国土交通省や流域12市町村と連携し、「ダムによらない治水を検討する場」で直ちに実施する対策等の検討を、その後、「球磨川治水対策協議会」で複数の治水対策の組み合わせ案等の検討を行っています。 ・これらの検討と並行して、県管理区間では、「ダムによらない治水を検討する場」で積み上げた対策である川辺川の河道掘削や小川の堤防整備等を行いました。併せて、ハザードマップの作成や防災備蓄倉庫の整備など市町村の防災対策の支援も行って参りました。 ・そのほか、迅速かつ的確な避難と被害最小化に向け、「球磨川水系水防災意識社会再構築会議」でとりまとめたハード対策とソフト対策を一体的・計画的に推進するとともに、「球磨川水系治水協定」に基づく市房ダムの事前放流等の取組みも行って参りました。 ・ご意見を踏まえ1.2に記述を追加します。
4. 1 河川整備の 基本理念	4-1-2	<p>令和2年7月洪水の検証について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50名もの尊い命が失われた原因を検証すべき。 ・地域ごとに異なる水害発生の要因の検証を求める。 ・R2.7洪水のピーク流量に疑問があり、第4橋梁ダム化の共同検証を求める。 ・R2.7洪水の市房ダムの流量低減効果について、住民に説明すべき。 ・R2.7豪雨災害と流域の山林崩落の関連について検証すべき。 ・豪雨被災者や、住民団体、河川工学の専門家を加え、R2.7洪水の検証をやり直すべき。検証結果を住民に説明すべき。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年7月豪雨では、線状降水帯による記録的な豪雨が当時の球磨川流域（集水域・河川区域・氾濫域）を襲い、50名の方が亡くなり、橋梁など多数の施設が被災したことなどを踏まえ、国土交通省、県、流域12市町村が連携し、「令和2年7月球磨川豪雨検証委員会」を設置し、客観的な検証を行いました。そのうえで、緑の流域治水の考え方に基づき、流域治水プロジェクト等を取りまとめ、流域住民の方への説明会等を行いつつ取り組んできたところです。 ・これらの経緯を踏まえ、球磨川流域では、今なお約1,200世帯の方が、仮設住宅等での暮らしを余儀なくされていることを念頭に、迅速かつ丁寧に球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕を策定するため、球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕（原案）を作成し、意見聴取を進めて参りました。 ・なお、検証の詳しい内容は、八代河川国道事務所のウェブサイトにて委員会資料等を公表するなど、出来るだけわかりやすい情報発信に努めています。 ・ご意見を踏まえ1.2、2.1に記述を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
4. 1 河川整備の 基本理念	4-1-3	<p>これまでに提出した意見書等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画の検討に関して抗議文を提出したが反映されていない。 ・球磨川河川整備計画（原案）公表時の関係住民意見聴取に関する要請書を提出したが、住民意見聴取に反映されていない。 ・県知事あてに川辺川ダム容認方針に対して提出した抗議文が河川整備計画原案に反映されていない。 ・川辺川流水型ダムは環境アセス「法の対象外」との見解に対して提出した抗議文が、河川整備計画原案に反映されていない。 ・球磨川「流域治水」に関する新聞広告への抗議文を提出したが河川整備計画原案に反映されていない。 ・「球磨川に溜まった土砂の撤去に関する要請書」が、河川整備計画原案に反映されていない。 ・球磨川豪雨検証委員会に提出した文書が反映されていない。 ・「球磨川豪雨検証委員会に関する公開質問状」が河川整備計画原案に反映されていない。 ・「球磨川の治水協議に関する要請書」が河川整備計画原案に反映されていない。 ・「球磨川流域治水協議会に関する要請書」が河川整備計画原案に反映されていない。 ・「球磨川流域治水協議会に関する意見書」が河川整備計画原案に反映されていない。 ・「球磨川流域治水協議会に関する意見書(その2)」が河川整備計画原案に反映されていない。 ・河川整備基本方針の見直しに関して抗議文を提出したが反映されていない。 ・広告チラシ「みんなを守る市房ダム」に関する抗議文の質問項目が原案に全く反映されていない。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・球磨川流域では、今なお約 1,200 世帯の方が、仮設住宅等での暮らしを余儀なくされていることを念頭に、迅速かつ丁寧に球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕の策定を進めることとしています。 ・河川法では、河川整備計画の案を作成しようとする場合において、関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとされています。 ・球磨川においては、河川整備計画の案を作成するために、球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕（原案）を作成・公表し、関係住民の皆様からご意見を募集することとしました。計画策定の早い段階から、できるだけ多くのご意見を反映させるとの考えから、同原案は、令和 2 年 7 月豪雨以降、球磨川流域の復旧・復興に向けて各市町村で開催し、延べ 6,600 名以上の方にご参加いただいた 190 回以上の説明会等で頂いたご意見や、日々の行政を進める中で頂いたご意見も参考に作成しています。 ・なお、パブリックコメントや公聴会で頂いた球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕（原案）に対する関係住民の皆様のご意見は、学識経験者のご意見とともに十分に検討したうえで、球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕（案）を作成して参ります。 ・また、流域治水が流域のあらゆる関係者が協働して取組むものであることを念頭に、今後も広報活動等、関係住民の皆様への積極的な発信に努めて参ります。
4. 1 河川整備の 基本理念	4-1-4	<p>知事が流水型ダムを求めた経緯について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2.7 の災害を機に知事が川辺川ダムを求めるといふ、県民の意見を十分聞かず、国の説明や流域市町村長の意向だけで決定しすすめることは納得ができない。 ・ダム建設に方針転換したが、民意が変わった事実を示していない。主観的に民意が変わったと言っているだけ。国・県のダム建設に向けた一連の取り組みは拙速であり、住民の意見を無視した進め方に憤りを覚える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省や流域 12 市町村と連携して行った令和 2 年 7 月豪雨に関する客観的な検証結果に加え、知事が流域 12 市町村のすべてを対象に 30 回にわたって市町村長、関係団体、事業者、住民の皆様等から、直接伺ったご意見や復興への思いを踏まえ、県としては、球磨川水系の命と環境の両立のため、緑の流域治水の一つとして、平時には流れを止めずに清流を守り、洪水時には確実に水を貯める流水型ダムの整備を求めるとしました。 ・ご意見を踏まえ 1.2 に記述を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
4. 1 河川整備の 基本理念	4-1-5	<p>河川整備の基本理念について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が真っ先に基本理念に記載すべきは、気候変動による猛烈な集中豪雨がほぼ全域に降り、ほぼ全域の支流で激甚な洪水と甚大な災害が発生するようになった現象である。 ・生命を守る上で最も留意すべきは洪水のピーク流量ではなく、早い段階で生命が危機に晒される洪水が発生すること。 ・「基本理念」の第一に住民が主体であることを掲げてほしい。また、財源の裏付けがなければ絵に画いた餅に過ぎない。 ・基本理念の命と環境の両立について、生き物（命）と環境は両立するとかしないとかではない。今の基本理念は間違った考えのもとに出来上がっている。 ・球磨川を宝のまま将来世代に手渡すことが、いまを生きる私たちの責務。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえ 4.1 に記述を追加します。
4. 1 河川整備の 基本理念	4-1-6	<p>目標流量について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・梶原川の目標流量は 650 トン/秒、山田川は 230 トン、コサデ川・鳩胸川・胸川・馬氷川・小川は記載がない。梶原川が突出している理由を教えてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕(原案)は、気候変動による降雨量の増加を考慮(1.1倍)して算出した年超過確率が概ね 1/30 規模の流量を安全に流下させることを目標としており、計画の対象としている 80 河川の内、目標に向けて整備が必要な河川は流量を記載しています。 ・梶原川と山田川の流量の差は、梶原川の流域面積が 70.0km² で、幹川流路延長が 10.1km であるのに対し、山田川の流域面積は 34.3km² で、幹川流路延長は 13.9km であることなど、流域の特徴や過去の降雨特性が異なるためと考えています。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
4. 1 河川整備の 基本理念	4-1-7	<p>河川整備計画に位置付けた事業の進め方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の球磨川の災害対策を進める上では、誰もが賛同し、すぐにでも開始できる事業こそを、早急に進めるべき。 ・流域治水では、スモールステップ（小さな目標、実現できる事業）を積み上げていくことが重要。 ・住民と共に考え、住民の知恵や意見を取り入れた「公共事業」を進めてもらいたい。 ・限られた国や県の予算は、住民のために効率的に使うべき。 ・堆積土砂の撤去に関して住民説明会を開き、十分に説明を行うとともに、住民の意見を聴くべき。 ・球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕の原案に賛成。早急に流域治水の事業を国、県ともに前倒ししてでも完成してほしい。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県管理区間は、令和2年7月豪雨をはじめとする過去の水害の発生状況、気候変動の影響による降水量の増大、流域の重要度、河川整備の状況等を総合的に勘案し、球磨川水系河川整備基本方針に定められた整備目標に向けて、上下流及び本支川の治水安全度のバランスを確保しつつ段階的かつ着実な河川整備を実施することとしています。 ・これまでも、令和2年7月豪雨で河川内に堆積した約86万m³の土砂を翌年の出水期までに全て撤去するとともに、令和3年の洪水で河川内に堆積した土砂など約20万m³を撤去しました。このようなハード対策に加えて、浸水想定区域図の作成・公表や情報伝達の充実などのソフト対策にも取り組んできたところで ・また、今なお約1,200世帯の方が、仮設住宅等で暮らしを余儀なくされることを念頭に、計画策定後は、被災された方々の一日も早い生活再建に向けて、速やかに計画に位置付けた事業を推進して参ります。 ・整備にあたっては、地域の状況に応じて、市町村の復興まちづくりや周辺の土地利用、旧河道などの地理的・社会的条件、土砂災害などの他の災害リスクも踏まえ、関係機関と連携して実施するとともに、用地買収や施工中のご不便をお願いする地域住民や地元漁協をはじめとする関係者の皆様ともコミュニケーションを取りつつ実施します。 ・ご意見を踏まえ5.1に記述を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
4. 1 河川整備の 基本理念	4-1-8	<p>河川区域の対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河道掘削、堤防かさ上げを流域全体で実施すべき。 ・気候変動により、ダムによる調整だけでは治水はできず、河川整備、河床をさげて浚渫で盛土をする、遊水地を広くとるなど、総合的な対策を推進してほしい。 ・平水位以上の球磨川本川と支川の堆積土砂の撤去を早急に進めるべき。 ・支流をゆっくり流すための対策を流域全体で実施すべき。 ・遊水地の候補地選定と設置を早急に進めるべき。 ・山田川の目標流量を梶原川並みに上げ、堤防横の道路幅を拡張するのではなく、川幅を拡張すべき。 ・人吉市などでの防水壁の設置を早急に進めるべき。 ・荒瀬地区の仮設店舗や道の駅周辺を除去し、川幅を広げてほしい。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕(原案)は、気候変動による降雨量の増加を考慮(1.1倍)して算出した年超過確率が概ね1/30規模の流量を安全に流下させることを目標としています。 ・洪水等による被害の発生防止又は軽減を図るために、緑の流域治水の考え方に基づき、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、「被害対象を減少させるための対策」、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」を実施することとしています。 ・令和2年7月豪雨では、本川のピーク流量が極めて大きくなったことを踏まえ、支川の洪水が本川に流入して本川の洪水を形成することを念頭に、支川から本川への洪水の流入をできるだけ分散させるような河川整備に取り組むこととしています。 ・この河川整備を実施することにより、気候変動による降雨量の増加を考慮した戦後最大の洪水(令和2年7月豪雨を含む)と同規模の洪水に対して、家屋の浸水防止など、流域における浸水被害を軽減します。 ・対策の内容については、5.1に記載しており、計画の策定後、現地の測量・設計等を行い具体的な断面や構造を決定して参ります。 ・また、整備にあたっては、地域の状況に応じて、市町村の復興まちづくりや周辺の土地利用、旧河道などの地理的・社会的条件、土砂災害などの他の災害リスクも踏まえ、関係機関と連携して実施するとともに、用地買収や施工中のご不便をお願いする地域住民や地元漁協をはじめとする関係者ともコミュニケーションを取りつつ実施します。 ・洪水をゆっくり流す対策については、「遊水機能を有する土地の確保・保全」として、洪水の一部をとどめておくことができる河川沿いの土地を確保し、洪水を一時的に貯留してゆっくり流すこととしています。 ・山田川については、河道掘削、築堤等による河道の整備を行うこととしており、整備にあたっては、人吉市が進める復興まちづくり計画と一体となって、まち空間と融合した良好な河川空間の形成に取り組むこととしています。 ・また、国管理区間に関わる事項については、国土交通省と連携して参ります。 ・ご意見を踏まえ5.1に記述を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
4. 1 河川整備の 基本理念	4-1-9	集水域（田んぼ）について <ul style="list-style-type: none"> ・田んぼダムを早急に推進すべき。 ・田んぼダムや森林の保水力などの治水効果も評価し、数値化すべき。 ・農地の保水力の強化と農業用水路の低流速化を流域全体で実施すべき。 等	<ul style="list-style-type: none"> ・田んぼダムとは、水田の排水樹（ます）に田んぼダム用の「せき板」を設置し、水田に降った雨水を貯めることで、河川への流れ込みを抑える取り組みです。 ・河川整備計画は、河川法に基づいて河川整備の内容等を記載するものであるため、集水域（田んぼ）における対策を直接的に記載していませんが、緑の流域治水の考え方に基づき、田んぼダムについて、貯留・浸透機能の普及・拡大に向け、効果の定量化等に必要な技術的支援を行うとともに、より多くの関係者の参画や効果的な対策の促進を図るため、理解の醸成や合意形成に協力することとしており、5.1に記載しています。 ・なお、洪水等による被害の発生の防止又は軽減を図るために、緑の流域治水の考え方に基づき、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、「被害対象を減少させるための対策」、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」を実施することとしており、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」の一つとして、洪水の一部をとどめておくことができる河川沿いの土地を確保し、洪水を一時的に貯留してゆっくり流すため、遊水機能を有する土地の確保・保全に取り組むこととしています。 ・ご意見を踏まえ 5.1 に記述を追加します。
4. 1 河川整備の 基本理念	4-1-10	集水域（山林）について <ul style="list-style-type: none"> ・温暖化に伴う集中豪雨は、山河を破壊し膨大な土石と流木を伴って、洪水を流域のほぼ全支流で発生させた。 ・R2.7 洪水の山地崩壊 200 箇所約 90%は皆伐跡地。山林の皆伐は山腹崩壊や河川の増水に繋がる。熊本県、国土交通省は林野庁と皆伐を見直すよう話し合い、容認しないようにすべき。 ・森林の保全（シカ対策、放置人工林の間伐、土砂の流出を押さえる対策）を早急に進めるべき。 ・県は山林の対策に本気で取り組む姿勢を示し、山林保水力の強化対策、防災のための森づくり、従来の林業施策の見直しの必要性を検討すべき。 ・「緑の流域治水」に、「荒廃森林対策等森林整備」の言葉を入れて欲しい。 等	<ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画は、河川法に基づいて河川整備の内容等を記載するものであるため、集水域（山林）における対策を直接的に記載していませんが、緑の流域治水の考え方に基づき、流域全体で洪水時の堆積土砂や流木の発生をできるだけ防ぐため、伐採跡地における再造林による森林再生、山地防災力の向上に取り組む治山事業、下流域への土砂流出抑制や土石流対策などに取り組む砂防事業等の集水域の関係者と連携し、流域治水における土砂・流木対策の重要性を発信するといった、森林の適正な保全に向けた理解の醸成や合意形成に協力することとしており、5.1などに記載しています。 ・ご意見を踏まえ 1.1、2.1、5.1、5.2 に記述を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
4. 1 河川整備の 基本理念	4-1-1 1	<p>氾濫域の宅地かさ上げについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水地区の高台移転・宅地かさ上げを早急に進めるべき。 ・坂本地区では、支所再建予定地だけでなく、地域全体を3メートル上げるべき。 ・西部地区（古田・小川・段・横石）は、内水氾濫で家屋が浸水する常襲地帯であり、抜本的な検討が必要。個人負担なしの宅地かさ上げを進めてもらいたい。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水等による被害の発生の防止又は軽減を図るために、緑の流域治水の考え方に基づき、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、「被害対象を減少させるための対策」、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」を実施することとしており、「被害対象を減少させるための対策」の一つとして、輪中堤・宅地かさ上げを実施することとしています。 ・県管理区間においては、合流部付近で合流先河川の治水対策実施後の水位よりも低い家屋、合流部付近より上流で河川整備計画の目標流量を安全に流すための治水対策として堤防の整備が困難な区間にある、計画堤防高よりも低い家屋を対象に、計画高水位＋余裕高相当の高さまでかさ上げを行うこととしています。 ・実施にあたっては、市町村の復興まちづくり等と連携を図り、周辺の土地利用や土砂災害などの災害リスクを踏まえるとともに、集落と川のつながり、輪中堤・宅地かさ上げ整備時の内水排水、周囲の景観との調和に配慮することとしています。 ・また、国管理区間に関わる事項については、国土交通省と連携して参ります。 ・ご意見を踏まえ5.1に記述を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
4. 1 河川整備の 基本理念	4-1-1 2	<p>流水型ダムを含む治水計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> 流域全体での降雨制御を考えるべきなのに川辺川ダム建設に執着しており理念から程遠いものになっている。治水を点から線、線から面と広げていき、基本理念に忠実に、総合治水を考えて計画を根本的に作り直すべき。 気候変動で異常降雨を想定することは困難で、特定の降雨や出水のパターンにしか効果を発揮できないダムに頼ることは危険。 川辺川ダムがあったとしても今回の水害は防ぐことは出来ない。 ダムは満杯になると役に立たず緊急放流を行い直下流に被害をもたらす。 流水型ダムの穴が洪水時に流木等でふさがるので、流水型ダムをメニューから外すべき。 ダムを議論する以前に支流の氾濫を抑えるための対策を優先すべき。 ダムサイト予定地一帯の地質がどのようなリスクを孕んでいるか検討もせず拙速な結論を急いでいる。 熊日や市民団体による意識調査では流域住民、特に豪雨被災者のダムへの期待度は低い。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省や流域 12 市町村と連携して行った令和 2 年 7 月豪雨に関する客観的な検証結果に加え、知事が流域 12 市町村のすべてを対象に 30 回にわたって市町村長、関係団体、事業者、住民の皆様等から、直接伺ったご意見や復興への思いを踏まえ、県としては、球磨川水系の命と環境の両立のため、緑の流域治水の一つとして、平時には流れを止めずに清流を守り、洪水時には確実に水を貯める流水型ダムの整備を求めることとしました。 国土交通省においては、球磨川水系河川整備計画〔国管理区間〕(原案)を作成する過程で、流水型ダムを含む整備計画メニュー案の代替案評価を行い、流水型ダム案が最も適切であると示されています。 国土交通省は流水型ダムの完成予定を令和 17 年度としていますが、「今後も工期短縮に努める」とされており、県としても一日も早い完成に向けて協力して参ります。 また、五木村をはじめとする水源地域の地域振興は不可欠です。そのため、川辺川の流水型ダムに関しては、これまでダムの水没予定地や建設予定地として苦渋の選択をされた地域の過去の経緯、半世紀以上にわたりダム問題に翻弄され続けてこられた苦難の歴史等を十分に踏まえつつ、川辺川が水質日本一を継続している清流であるなどの地域の特徴、ダム事業により多くの村民が移転し集落の消滅や集落機能の低下、人口の急激な減少などの課題を抱える五木村、相良村の新たな振興策について、国、県が連携し、地域と一体となって、振興に向けた取組みを推進していくこととしています。 引き続き、国土交通省と連携し、新たな流水型ダムを含む緑の流域治水の推進に向けて、取り組んで参ります。 なお、流水型ダムについて心配されている方がおられることを踏まえ、さまざまな不安の声にこたえられるよう、県としても、国土交通省と連携し、今後の詳細な調査・検討の進展に応じて、出来るだけわかりやすく説明するよう努めて参ります。 ご意見を踏まえ 1.2 に記述を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
4. 1 河川整備の 基本理念	4-1-1 3	<p>流水型ダムによる環境への懸念について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・素晴らしい基本理念だが、流水型ダムを建設すればその理念を貫くのは不可能。 ・「緑の流域治水」とあるが、実態は、流水型ダム建設など「灰色の流域治水」でしかない。 ・川辺川ダムでどれだけ川辺川／球磨川が影響を受けるかわからないので、法に則った環境アセスメントを実施すべき。 ・流水型の川辺川ダムでも、魚族などの遡上はできなくなる。 ・流水型の川辺川ダムの下流は、岩盤が露出し、濁りが長期化するなど、河川環境にダメージを与える。 ・出水後、ダムにたまった汚泥が長期濁水を引き起こし、流域全体の観光、生活に多大な影響を及ぼし、鮎の品質低下も免れないのではないか。 ・球磨川・川辺川の清流無くして、流域の復興はあり得ない。ダム建設は、復興はおろか復旧にも多大な悪影響を及ぼす。 ・ダムや堤防を作り自然の営みを人為的に大きく変えることが治水に最善ではない。ダムのない川とともに生きていきたい。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・流水型ダムについては、流域の安全・安心を最大化するものであるとともに、球磨川の環境に極限まで配慮し、清流を守るものである必要があるとの考えのもと、県としては、国土交通省が行う法と同等の環境アセスメントに、環境の保全の見地から積極的に取り組むとともに、清流を守るダムとして整備が進められているかを、流域住民の皆様とも一体となって確認していく仕組みを構築することとしています。 ・また、五木村をはじめとする水源地域の地域振興は不可欠です。そのため、川辺川の流水型ダムに関しては、これまでダムの水没予定地や建設予定地として苦渋の選択をされた地域の過去の経緯、半世紀以上にわたりダム問題に翻弄され続けてこられた苦難の歴史等を十分に踏まえつつ、川辺川が水質日本一を継続している清流であるなどの地域の特徴、ダム事業により多くの村民が移転し集落の消滅や集落機能の低下、人口の急激な減少などの課題を抱える五木村、相良村の新たな振興策について、国、県が連携し、地域と一体となって、振興に向けた取り組みを推進していくこととしています。 ・引き続き、国土交通省と連携し、河川整備の基本理念である「緑の流域治水」による「命と環境の両立」等の実現に向けて、取り組んで参ります。 ・なお、流水型ダムについて心配されている方がおられることを踏まえ、さまざまな不安の声にこたえられるよう、県としても、国土交通省と連携し、今後の詳細な調査・検討の進展に応じて、出来るだけわかりやすく説明するよう努めて参ります。 ・ご意見を踏まえ1.2に記述を追加します。
4. 1 河川整備の 基本理念	4-1-1 4	<p>市房ダムについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築後 60 年が経過した市房ダムの耐震性は安全基準を満たしているか明らかにすべき。 ・市房ダムが緊急放流した場合の被害の想定について明らかにすべき。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市房ダムは、ダムに関する現在の耐震設計基準が策定される前の昭和 35 年に完成していますが、市房ダム全体計画書によると、昭和 56 年に設定された現在の設計基準と同様の方法で耐震設計を行っており、平成 7 年度のゲート改修に際し、改めてダムの安定検討を行った際も、現行基準を満足していることを確認しています。 ・令和元年 7 月 1 日に国土交通省が公表した球磨川水系洪水浸水想定区域図では、指定時点の球磨川の河道及び洪水調節施設の整備状況が勘案されており、市房ダムについては、現行の操作規則等を考慮した洪水調節量が見込まれていると承知しています。想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により、市房ダムは異常洪水時防災操作（緊急放流）に移行した状況を勘案し、球磨川が氾濫した場合の洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深等が示されています。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
4. 1 河川整備の 基本理念	4-1-15	<p>原案に対する意見聴取の進め方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流域治水に計画策定の段階からの住民参加は不可欠。流域住民の声をしっかり聴き、流域住民と共に作る整備計画にしてほしい。 ・関係住民意見聴取の開催は、事前に十分告知し、住民が参加して意見を述べやすい平日の夜間や休日にも開催すべき。 ・公聴会はろくに周知もせず、極めて少ない人数に限定し手続きを煩雑にしている。少なくとも県民に対して、広く参加を求めてはじめてからやり直すべき。 ・球磨川河川整備計画策定時の住民の意見聴取を形式だけに終わらせないこと。住民の意向を真摯に聞き、質問にも真摯に答えること。住民の意向を河川整備計画にきちんと反映させること。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・球磨川流域では、今なお約 1,200 世帯の方が、仮設住宅等での暮らしを余儀なくされていることを念頭に、迅速かつ丁寧に球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕の策定を進めることとしています。 ・河川法では、河川整備計画の案を作成しようとする場合において、関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとされています。 ・球磨川水系においては、河川整備計画の案を作成するために、球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕(原案)を作成・公表し、関係住民の皆様からご意見を募集することとしました。計画策定の早い段階から、できるだけ多くのご意見を反映させるとの考えから、同原案は、令和 2 年 7 月豪雨以降、球磨川流域の復旧・復興に向けて各市町村で開催し、延べ 6,600 名以上の方にご参加頂いた 190 回以上の説明会等で頂いたご意見や、日々の行政を進める中で頂いたご意見を国土交通省と共有したうえで、作成しています。 ・また、同原案の公表は、より多くの関係住民の皆様にとって頂けるよう、インターネットで閲覧できるようにするとともに、流域 12 市町村の役場等で縦覧することとしました。併せて、同原案の内容をより多くの方にとって頂くことを目的に、同原案の概要版パンフレットや説明動画を作成して同原案とともに公表しました。 ・そして、関係住民の皆様のご意見は、インターネットや流域 12 市町村の役場等に設置した意見箱等で募集することとし、募集期間は、行政手続法において「意見提出期間は（中略）三十日以上でなければならない」とされていることを踏まえ、33 日間としました。これに加えて、流域 12 市町村にお住まいの方を対象に最大で 72 名の方から直接ご意見を伺う機会を設けるため公聴会を開催することとし、熊本県都市計画公聴会規則において、公聴会の公告を開催日の 2 週間前までに行うとされていることや公述申出の期間を 10 日以上とされていることを踏まえ、公聴会の開催日の 19 日前に発表し、公述申出期間を 12 日間としました。 ・このパブリックコメントや公聴会は、記者発表を行ったうえで、新聞広告を 6 紙に掲載するとともに、流域 12 市町村のご協力のもと、チラシ配布や回覧板、町内放送等により、周知に努めました。なお、記者発表は 5 社の報道機関に取り上げて頂きました。 ・その結果、パブリックコメントには、国管理区間と県管理区間を合わせて延べ 455 件の様々なご意見を頂くとともに、公聴会は、応募用紙をご提出頂いた 33 名すべての方に、応募用紙にご記入頂いた発表希望会場で公述を頂きました。 ・パブリックコメントや公聴会で頂いた球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕(原案)に対する関係住民の皆様のご意見は、学識経験者のご意見とともに十分に検討したうえで、球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕(案)を作成して参ります。 ・今後とも、流域治水が流域のあらゆる関係者が協働して取り組むものであることを念頭に、広報活動等、関係住民の皆様への積極的な発信に努めて参ります。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
4. 1 河川整備の 基本理念	4-1-16	瀬戸石ダムについて <ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸石ダムの撤去を早急に進めるべき。 ・R2.7 洪水の瀬戸石ダムによる影響をなぜ検討しなかったのか、住民に説明すべき。 ・瀬戸石ダムに堆積した土砂の撤去を早急に進めるべき。 等	<ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸石ダムについては、令和2年7月豪雨の状況等から、地域住民の皆様にも不安の声があることから、県としては、令和3年2月に設置者である電源開発(株)に対し、「ダムの事前放流や調整池内の土砂撤去等」、「ダム発電の設備の保安及びダム操作体制の強化」、「放流警報設備の早期復旧、放流警報伝達方法の改善」、「住民に対する説明」の4項目を要請しました。 ・引き続き、流域の安全安心や住民の皆様との更なる信頼関係醸成に向け、真摯な対応が継続されるよう、努めて参ります。
4. 2 洪水等による 災害の発生 の防止又は 軽減に関する 目標	4-2-1	知事が流水型ダムを求めた経緯について <ul style="list-style-type: none"> ・R2.7 の災害を機に知事が川辺川ダムを求めるといふ、県民の意見を十分聞かず、国の説明や流域市町村長の意向だけで決定しすすめることは納得ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省や流域12市町村と連携して行った令和2年7月豪雨に関する客観的な検証結果に加え、知事が流域12市町村のすべてを対象に30回にわたって市町村長、関係団体、事業者、住民の皆様等から、直接伺ったご意見や復興への思いを踏まえ、県としては、球磨川水系の命と環境の両立のため、緑の流域治水の一つとして、平時には流れを止めずに清流を守り、洪水時には確実に水を貯める流水型ダムの整備を求めるとしました。 ・ご意見を踏まえ1.2に記述を追加します。
4. 2 洪水等による 災害の発生 の防止又は 軽減に関する 目標	4-2-2	河川区域の対策について <ul style="list-style-type: none"> ・ダムの前に、堆積している河川の掘削や、堤防のかさ上げ、宅地の嵩上げなどを住民は求めている。 ・荒瀬地区の仮設店舗や道の駅周辺を除去し、川幅を広げてほしい。 ・坂本地区の支所周辺グリーンパークを掘削し、『河川敷水辺公園』として、河川の流下能力を高め、洪水時には遊水地にしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・球磨川水系河川整備計画[県管理区間](原案)は、気候変動による降雨量の増加を考慮(1.1倍)して算出した年超過確率が概ね1/30規模の流量を安全に流下させることを目標としています。 ・洪水等による被害の発生防止又は軽減を図るために、緑の流域治水の考え方に基づき、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、「被害対象を減少させるための対策」、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」を実施することとしています。 ・令和2年7月豪雨では、本川のピーク流量が極めて大きくなったことを踏まえ、支川の洪水が本川に流入して本川の洪水を形成することを念頭に、支川から本川への洪水の流入をできるだけ分散させるような河川整備に取り組むこととしています。 ・この河川整備を実施することにより、気候変動による降雨量の増加を考慮した戦後最大の洪水(令和2年7月豪雨を含む)と同規模の洪水に対して、家屋の浸水防止など、流域における浸水被害を軽減します。 ・対策の内容については、5.1に記載しており、計画の策定後、現地の測量・設計等を行い具体的な断面や構造を決定して参ります。 ・また、整備にあたっては、地域の状況に応じて、市町村の復興まちづくりや周辺の土地利用、旧河道などの地理的・社会的条件、土砂災害などの他の災害リスクも踏まえ、関係機関と連携して実施するとともに、用地買収や施工中のご不便をお願いする地域住民や地元漁協をはじめとする関係者ともコミュニケーションを取りつつ実施します。 ・また、国管理区間に関わる事項については、国土交通省と連携して参ります。 ・ご意見を踏まえ5.1に記述を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
4. 2 洪水等による災害の発生 の防止又は軽減に関する 目標	4-2-3	集水域（山林）について <ul style="list-style-type: none"> 流域の洪水対策として山の保全是大きな課題だが取り上げられていない。住民からの聴き取りがなされていれば、山の保全是必ず組み込まれた対策のはず。 本来的な対策として取り組むべき山林の保水力向上を行わないため、土砂の根本的な対策にはならない。 砂防ダムによって、支流から本流に至るまでの河川環境や生態系は壊滅的に改変される。 五木村宮目木谷など、支流の土砂対策である砂防ダム建設計画が示されていないが、盛り込むべき。 等	<ul style="list-style-type: none"> 河川整備計画は、河川法に基づいて河川整備の内容等を記載するものであるため、集水域（山林）における対策を直接的に記載していませんが、緑の流域治水の考え方に基づき、流域全体で洪水時の堆積土砂や流木の発生をできるだけ防ぐため、伐採跡地における再造林による森林再生、山地防災力の向上に取り組む治山事業、下流域への土砂流出抑制や土石流対策などに取り組む砂防事業等の集水域の関係者と連携し、流域治水における土砂・流木対策の重要性を発信するといった、森林の適正な保全に向けた理解の醸成や合意形成に協力することとしており、5.1などに記載しています。 ご意見を踏まえ1.1、2.1、5.1、5.2に記述を追加します。
4. 2 洪水等による災害の発生 の防止又は軽減に関する 目標	4-2-4	氾濫域の宅地かさ上げについて <ul style="list-style-type: none"> 坂本地区では、支所再建予定地だけでなく、地域全体を3メートル上げるべき。 西部地区（古田・小川・段・横石）は、内水氾濫で家屋が浸水する常襲地帯であり、抜本的な検討が必要。個人負担なしの宅地かさ上げを進めてもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水等による被害の発生防止又は軽減を図るために、緑の流域治水の考え方に基づき、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、「被害対象を減少させるための対策」、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」を実施することとしており、「被害対象を減少させるための対策」の一つとして、輪中堤・宅地かさ上げを実施することとしています。 県管理区間においては、合流部付近で合流先河川の治水対策実施後の水位よりも低い家屋、合流部付近より上流で河川整備計画の目標流量を安全に流すための治水対策として堤防の整備が困難な区間にある、計画堤防高よりも低い家屋を対象に、計画高水位＋余裕高相当の高さまでかさ上げを行うこととしています。 実施にあたっては、市町村の復興まちづくり等と連携を図り、周辺の土地利用や土砂災害などの災害リスクを踏まえるとともに、集落と川のつながり、輪中堤・宅地かさ上げ整備時の内水排水、周囲の景観との調和に配慮することとしています。 また、国管理区間に関わる事項については、国土交通省と連携して参ります。 ご意見を踏まえ5.1に記述を追加します。
4. 2 洪水等による災害の発生 の防止又は軽減に関する 目標	4-2-5	施設の整備途上における洪水への対処について <ul style="list-style-type: none"> 新たな流水型ダムができるまでの期間、どうやって住民の安全を守るのか、説明するべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 整備途上の段階で施設の能力を上回る洪水等が発生した場合においても逃げ遅れゼロと社会経済被害の最小化を目指し、河川の整備において、「被害対象を減少させるための対策」や「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」を、また、河川の維持において、「的確な水防活動の促進」や「住民の円滑な避難の支援」を、緑の流域治水の考え方に基づいて実施することとしています。 ご意見を踏まえ5.1に記述を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
4. 2 洪水等による災害の発生 の防止又は軽減に関する 目標	4-2-6	<p>流水型ダムを含む治水計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダムは必要ない。別の解決策を支流に住む住民と考えるべき。 ・ダムは満杯になると緊急放流することになるが、下流域の堤防整備や宅地かさ上げはダムを前提としており、甚大な被害につながる。そんな流域治水はやめてほしい。 ・遊水地・田んぼダム等に水路トンネルも組み合わせてダムによらない緑の流域治水を実現してもらいたい。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省や流域 12 市町村と連携して行った令和 2 年 7 月豪雨に関する客観的な検証結果に加え、知事が流域 12 市町村のすべてを対象に 30 回にわたって市町村長、関係団体、事業者、住民の皆様等から、直接伺ったご意見や復興への思いを踏まえ、県としては、球磨川水系の命と環境の両立のため、緑の流域治水の一つとして、平時には流れを止めずに清流を守り、洪水時には確実に水を貯める流水型ダムの整備を求めることとしました。 ・国土交通省においては、球磨川水系河川整備計画〔国管理区間〕(原案)を作成する過程で、流水型ダムを含む整備計画メニュー案の代替案評価を行い、流水型ダム案が最も適切であると示されています。 ・国土交通省は流水型ダムの完成予定を令和 17 年度としていますが、「今後も工期短縮に努める」とされており、県としても一日も早い完成に向けて協力して参ります。 ・また、五木村をはじめとする水源地域の地域振興は不可欠です。そのため、川辺川の流水型ダムに関しては、これまでダムの水没予定地や建設予定地として苦渋の選択をされた地域の過去の経緯、半世紀以上にわたりダム問題に翻弄され続けてこられた苦難の歴史等を十分に踏まえつつ、川辺川が水質日本一を継続している清流であるなどの地域の特徴、ダム事業により多くの村民が移転し集落の消滅や集落機能の低下、人口の急激な減少などの課題を抱える五木村、相良村の新たな振興策について、国、県が連携し、地域と一体となって、振興に向けた取組みを推進していくこととしています。 ・引き続き、国土交通省と連携し、新たな流水型ダムを含む緑の流域治水の推進に向けて、取り組んで参ります。 ・なお、流水型ダムについて心配されている方がおられることを踏まえ、さまざまな不安の声にこたえられるよう、県としても、国土交通省と連携し、今後の詳細な調査・検討の進展に応じて、出来るだけわかりやすく説明するよう努めて参ります。 ・ご意見を踏まえ 1.2 に記述を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
4. 2 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する目標	4-2-7	<p>流水型ダムによる環境への懸念について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清流川辺川に大規模なダムをつくれれば、周辺の山の土砂や流木が堆積し、川は濁り、日本一の清流川辺川はなくなる。 ・濁水の長期化により、自然環境と人々の生活環境に影響を及ぼすため流水型ダム建設に反対。 	<ul style="list-style-type: none"> ・流水型ダムについては、流域の安全・安心を最大化するものであるとともに、球磨川の環境に極限まで配慮し、清流を守るものである必要があるとの考えのもと、県としては、国土交通省が行う法と同等の環境アセスメントに、環境の保全の見地から積極的に取り組むとともに、清流を守るダムとして整備が進められているかを、流域住民の皆様とも一体となって確認していく仕組みを構築することとしています。 ・また、五木村をはじめとする水源地域の地域振興は不可欠です。そのため、川辺川の流水型ダムに関しては、これまでダムの水没予定地や建設予定地として苦渋の選択をされた地域の過去の経緯、半世紀以上にわたりダム問題に翻弄され続けてこられた苦難の歴史等を十分に踏まえつつ、川辺川が水質日本一を継続している清流であるなどの地域の特徴、ダム事業により多くの村民が移転し集落の消滅や集落機能の低下、人口の急激な減少などの課題を抱える五木村、相良村の新たな振興策について、国、県が連携し、地域と一体となって、振興に向けた取り組みを推進していくこととしています。 ・引き続き、国土交通省と連携し、河川整備の基本理念である「緑の流域治水」による「命と環境の両立」等の実現に向けて、取り組んで参ります。 ・なお、流水型ダムについて心配されている方がおられることを踏まえ、さまざまな不安の声にこたえられるよう、県としても、国土交通省と連携し、今後の詳細な調査・検討の進展に応じて、出来るだけわかりやすく説明するよう努めて参ります。 ・ご意見を踏まえ 1.2 に記述を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
4. 2 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する目標	4-2-8	<p>原案に対する意見聴取の進め方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県独自でR2.7洪水を検証し、『県民討論集会』を行い、流域住民や県民の意見をきき、県民の納得と合意を基に進めてほしい。 ・計画原案に砂防ダムを盛り込み、住民への説明を行った上で、再度パブリックコメントを実施すべき。 ・住民と共に考え、住民の知恵や意見を取り入れた「公共事業」を進めてもらいたい。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・球磨川流域では、今なお約1,200世帯の方が、仮設住宅等での暮らしを余儀なくされていることを念頭に、迅速かつ丁寧に球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕の策定を進めることとしています。 ・河川法では、河川整備計画の案を作成しようとする場合において、関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとされています。 ・球磨川水系においては、河川整備計画の案を作成するために、球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕(原案)を作成・公表し、関係住民の皆様からご意見を募集することとしました。計画策定の早い段階から、できるだけ多くのご意見を反映させるとの考えから、同原案は、令和2年7月豪雨以降、球磨川流域の復旧・復興に向けて各市町村で開催し、延べ6,600名以上の方にご参加頂いた190回以上の説明会等で頂いたご意見や、日々の行政を進める中で頂いたご意見を国土交通省と共有したうえで、作成しています。 ・また、同原案の公表は、より多くの関係住民の皆様にとって知ることができるよう、インターネットで閲覧できるようにするとともに、流域12市町村の役場等で縦覧することとしました。併せて、同原案の内容をより多くの方にとって頂くことを目的に、同原案の概要版パンフレットや説明動画を作成して同原案とともに公表しました。 ・そして、関係住民の皆様のご意見は、インターネットや流域12市町村の役場等に設置した意見箱等で募集することとし、募集期間は、行政手続法において「意見提出期間は(中略)三十日以上でなければならない」とされていることを踏まえ、33日間としました。これに加えて、流域12市町村にお住まいの方を対象に最大で72名の方から直接ご意見を伺う機会を設けるため公聴会を開催することとし、熊本県都市計画公聴会規則において、公聴会の公告を開催日の2週間前までに行うとされていることや公述申出の期間を10日以上とされていることを踏まえ、公聴会の開催日の19日前に発表し、公述申出期間を12日間としました。 ・このパブリックコメントや公聴会は、記者発表を行ったうえで、新聞広告を6紙に掲載するとともに、流域12市町村のご協力のもと、チラシ配布や回覧板、町内放送等により、周知に努めました。なお、記者発表は5社の報道機関に取り上げて頂きました。 ・その結果、パブリックコメントには、国管理区間と県管理区間を合わせて延べ455件の様々なご意見を頂くとともに、公聴会は、応募用紙をご提出頂いた33名すべての方に、応募用紙にご記入頂いた発表希望会場で公述を頂きました。 ・パブリックコメントや公聴会で頂いた球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕(原案)に対する関係住民の皆様のご意見は、学識経験者のご意見とともに十分に検討したうえで、球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕(案)を作成して参ります。 ・今後とも、流域治水が流域のあらゆる関係者が協働して取り組むものであることを念頭に、広報活動等、関係住民の皆様への積極的な発信に努めて参ります。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
4. 4 河川環境の 整備と保全 に関する目 標	4-4-1	<p>流水型ダムによる環境への懸念について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川辺川流水型ダム建設について、環境アセスメント法による環境調査を実施すべき。 ・川辺川ダムの試験灌水について、満水まで水を溜める期間はどのくらいか。 ・日本最大の穴あきダムが出来たら、球磨川の清流も失われ、漁業や観光に与える影響は甚大。 ・流水型ダムの穴の長さは100mあまりになると推測され、これでは魚類も遡上できない。 ・九十九瀬洞の生態系が心配。なにか具体的な対策があるのか。 ・流水型ダムの上流側に土砂が堆積し、濁水長期化が発生する。 ・ダム下流への砂礫の供給はなくなり、岩盤の露出など河川環境に大きなダメージを与える。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・流水型ダムについては、流域の安全・安心を最大化するものであるとともに、球磨川の環境に極限まで配慮し、清流を守るものである必要があるとの考えのもと、県としては、国土交通省が行う法と同等の環境アセスメントに、環境の保全の見地から積極的に取り組むとともに、清流を守るダムとして整備が進められているかを、流域住民の皆様とも一体となって確認していく仕組みを構築することとしています。 ・また、五木村をはじめとする水源地域の地域振興は不可欠です。そのため、川辺川の流水型ダムに関しては、これまでダムの水没予定地や建設予定地として苦渋の選択をされた地域の過去の経緯、半世紀以上にわたりダム問題に翻弄され続けてこられた苦難の歴史等を十分に踏まえつつ、川辺川が水質日本一を継続している清流であるなどの地域の特徴、ダム事業により多くの村民が移転し集落の消滅や集落機能の低下、人口の急激な減少などの課題を抱える五木村、相良村の新たな振興策について、国、県が連携し、地域と一体となって、振興に向けた取り組みを推進していくこととしています。 ・引き続き、国土交通省と連携し、河川整備の基本理念である「緑の流域治水」による「命と環境の両立」等の実現に向けて、取り組んで参ります。 ・なお、流水型ダムについて心配されている方がおられることを踏まえ、さまざまな不安の声にこたえられるよう、県としても、国土交通省と連携し、今後の詳細な調査・検討の進展に応じて、出来るだけわかりやすく説明するよう努めて参ります。 ・ご意見を踏まえ1.2に記述を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
5. 1 河川工事の 目的、種類 及び施行の 場所並びに 当該河川工 事の施行に より設置さ れる河川管 理施設等の 機能の概要	5-1-1	<p>令和2年7月洪水の検証について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どこでどのように氾濫し、人の命を奪うことになったか分析すべき。 ・昭和19年の水害後に山田川や万江川の堤防が整備されたことが、R2.7洪水の氾濫に大きく関わっている。 ・R2.7洪水では、バックウォーターによる氾濫で命を落とされたのではない。ウソの話で川辺川ダムを正当化している。 ・人吉地点のピーク流量などの算出根拠を明らかにすることを求める。 ・R2.7洪水の際に、市房ダムの緊急放流があった場合の被害の検証をして、流域住民に伝えるべき。 ・球磨川豪雨災害検証委員会の川辺川ダム近傍の流量の推定が虚偽の可能性がある。 ・流失した土砂がなぜこれほど多かったか検証することが大事。 <p>R・2.7洪水における瀬戸石ダムの状況と水害に与えた影響を検証すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・線状降水帯の降雨の特徴とその影響の検証を求める。 ・既存のダムに問題がないか検証すべき。 ・防災のための土地利用、地域づくり、山林の視点を加えた、総合的な水害防止対策の検証を求める。 ・豪雨被災者や、住民団体、河川工学の専門家を加え、R2.7洪水の検証をやり直すべき。検証結果を住民に説明すべき。 等	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年7月豪雨では、線状降水帯による記録的な豪雨が当時の球磨川流域（集水域・河川区域・氾濫域）を襲い、50名の方が亡くなり、橋梁など多数の施設が被災したことなどを踏まえ、国土交通省、県、流域12市町村が連携し、「令和2年7月球磨川豪雨検証委員会」を設置し、客観的な検証を行いました。そのうえで、緑の流域治水の考え方にに基づき、流域治水プロジェクト等を取りまとめ、流域住民の方への説明会等を行いつつ取り組んできたところです。 ・これらの経緯を踏まえ、球磨川流域では、今なお約1,200世帯の方が、仮設住宅等での暮らしを余儀なくされていることを念頭に、迅速かつ丁寧に球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕を策定するため、球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕（原案）を作成し、意見聴取を進めて参りました。 ・なお、検証の詳しい内容は、八代河川国道事務所のウェブサイトで委員会資料等を公表するなど、出来るだけわかりやすい情報発信に努めています。 ・ご意見を踏まえ1.2、2.1に記述を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
5. 1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要	5-1-2	これまでに提出した意見書等について <ul style="list-style-type: none"> ・「球磨川に溜まった土砂の撤去に関する要請書」が、河川整備計画原案に反映されていない。 ・球磨川・川辺川合流部への掘削土砂搬入に関して提出した抗議文が河川整備計画原案に反映されていない。 ・球磨川豪雨検証委員会に提出した文書が反映されていない。 ・「球磨川豪雨検証委員会に関する公開質問状」に回答し、住民と対面して説明すべき。住民の再質問にも答え、説明責任を果たすべき。 ・「球磨川の治水協議に関する要請書」が河川整備計画原案に反映されていない。 ・「球磨川流域治水協議会に関する意見書(その2)」が河川整備計画原案に反映されていない。 ・球磨川水系河川整備基本方針見直しに関して提出した意見書が、河川整備計画原案に反映されていない。 ・球磨川の河川整備基本方針策定に関して提出した抗議文が、河川整備計画原案に反映されていない。 等	<ul style="list-style-type: none"> ・球磨川流域では、今なお約 1,200 世帯の方が、仮設住宅等での暮らしを余儀なくされていることを念頭に、迅速かつ丁寧に球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕の策定を進めることとしています。 ・河川法では、河川整備計画の案を作成しようとする場合において、関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとされています。 ・球磨川においては、河川整備計画の案を作成するために、球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕(原案)を作成・公表し、関係住民の皆様からご意見を募集することとしました。計画策定の早い段階から、できるだけ多くのご意見を反映させるとの考えから、同原案は、令和 2 年 7 月豪雨以降、球磨川流域の復旧・復興に向けて各市町村で開催し、延べ 6,600 名以上の方にご参加いただいた 190 回以上の説明会等で頂いたご意見や、日々の行政を進める中で頂いたご意見も参考に作成しています。 ・なお、パブリックコメントや公聴会で頂いた球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕(原案)に対する関係住民の皆様のご意見は、学識経験者のご意見とともに十分に検討したうえで、球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕(案)を作成して参ります。 ・また、流域治水が流域のあらゆる関係者が協働して取組むものであることを念頭に、今後も広報活動等、関係住民の皆様への積極的な発信に努めて参ります。
5. 1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要	5-1-3	河川整備基本方針について <ul style="list-style-type: none"> ・球磨川水系河川整備基本方針について、ダムに依存せず、総合的な洪水対策を、流域住民と共に検討していく方針へ転換すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川整備基本方針は、長期的な河川整備の方針であり、一級水系である球磨川水系については、河川法に基づき、社会資本整備審議会の意見を聴き、国土交通大臣が定めます。 ・令和 3 年 12 月に変更された球磨川水系河川整備基本方針は、社会資本整備審議会における延べ 7 回の審議を経て決定されています。知事は、そのすべての審議に参加し、仮設住宅などにおいて令和 2 年 7 月豪雨で被災された方々から直接伺ったものも含め、関係住民のご意見や地域の実情をお伝えしています。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
5. 1 河川工事の 目的、種類 及び施行の 場所並びに 当該河川工 事の施行に より設置さ れる河川管 理施設等の 機能の概要	5-1-4	<p>治水対策のあり方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史を無視したまちづくりが今回のような災害を招く。 ・湧水やその湧水が形成していた小川の変遷の実態を無視することが問題。 ・御溝川本来の機能を無視してはいけない。 ・二度と R2.7 洪水のような惨状とならないよう、しっかりとした治水対策を求める。 ・安心して暮らせるよう支援して欲しい。 ・上流の洪水調節施設は、観光を売りにする人吉の復興に必要な JR 肥薩線の存続にも大きく寄与する。 ・治水の議論を進める上でも、復興を前提とした議論がなされるべき。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水等による被害の発生の防止又は軽減を図るために、緑の流域治水の考え方に基づき、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、「被害対象を減少させるための対策」、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」を実施することとしています。 ・対策の内容については、5.1 に記載しており、これを実施することにより、気候変動による降雨量の増加を考慮した戦後最大の洪水（令和 2 年 7 月豪雨を含む）と同規模の洪水に対して、家屋の浸水防止など、流域における浸水被害を軽減できます。 ・整備にあたっては、地域の状況に応じて、市町村の復興まちづくりや周辺の土地利用、旧河道などの地理的・社会的条件、土砂災害などの他の災害リスクも踏まえ、関係機関と連携して実施するとともに、用地買収や施工中のご不便をお願いする地域住民や地元漁協をはじめとする関係者の皆様ともコミュニケーションを取りつつ実施します。 ・ご意見を踏まえ 5.1 に記述を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
5. 1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要	5-1-5	<p>河川区域の対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の治水対策で、山田川の対策を進めるべき。 ・河道の流下能力を上げるために、人吉市の中川原のスリム化、もしくは撤去を検討すべき。 ・今後も長期的に堆積土砂の撤去を継続すべき。 ・掘削土砂に関して、住民のアイディアや意見を取り入れ、その利用法を再考すべき。 ・R2.7 洪水の氾濫状況を考えて、土砂掘削では焼け石に水。 ・油谷川について、以前かさ上げされた下流域（片岩地区）の引提を実施してほしい。 ・川辺川合流部の民有地に積み上げた土砂を撤去し、民有地を買い上げ、氾濫原として保全することを求める。 ・人吉の水が集まりやすい盆地や球磨村区間の山間狭窄部の地形を踏まえ遊水地の整備が不可欠。 ・R2.7 洪水で山から流失して溜まった土砂が、今後の大雨時に堤防をあふれさせるのではないか。 ・P115 の 3)に「五木ダム建設により治水効果を高めます。」と追加すべき。 ・坂本町地域で、かさ上げや埋め立て、輪中提で河道を狭くした歴史が検証されておらず、河道を広げる対策が検討されていない。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕（原案）は、気候変動による降雨量の増加を考慮（1.1 倍）して算出した年超過確率が概ね 1/30 規模の流量を安全に流下させることを目標としています。 ・洪水等による被害の発生防止又は軽減を図るために、緑の流域治水の考え方に基づき、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、「被害対象を減少させるための対策」、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」を実施することとしています。 ・令和 2 年 7 月豪雨では、本川のピーク流量が極めて大きくなったことを踏まえ、支川の洪水が本川に流入して本川の洪水を形成することを念頭に、支川から本川への洪水の流入をできるだけ分散させるような河川整備に取り組むこととしています。 ・この河川整備を実施することにより、気候変動による降雨量の増加を考慮した戦後最大の洪水（令和 2 年 7 月豪雨を含む）と同規模の洪水に対して、家屋の浸水防止など、流域における浸水被害を軽減します。 ・対策の内容については、5.1 に記載しており、計画の策定後、現地の測量・設計等を行い具体的な断面や構造を決定して参ります。 ・また、整備にあたっては、地域の状況に応じて、市町村の復興まちづくりや周辺の土地利用、旧河道などの地理的・社会的条件、土砂災害などの他の災害リスクも踏まえ、関係機関と連携して実施するとともに、用地買収や施工中のご不便をお願いする地域住民や地元漁協をはじめとする関係者ともコミュニケーションを取りつつ実施します。 ・氾濫原の保全については、「遊水機能を有する土地の確保・保全」として、洪水の一部をとどめておくことができる河川沿いの土地を確保し、洪水を一時的に貯留してゆっくり流すこととしています。 ・山田川については、河道掘削、築堤等による河道の整備を行うこととしており、整備にあたっては、人吉市が進める復興まちづくり計画と一体となって、まち空間と融合した良好な河川空間の形成に取り組むこととしています。 ・油谷川については、背後地の土地利用状況等を踏まえ、築堤（特殊堤）による河道の整備を行うこととしています。 ・川辺川上流区間など流水型ダムの上流域においては、流域のあらゆる関係者との連携によって流水型ダムを含む緑の流域治水を推進し、球磨川流域における「命と環境の両立」を図るため、築堤、河道掘削による河道の整備、宅地かさ上げ、土砂・流木対策、そしてソフト対策を、砂防事業や治山事業と連携しながら、組合わせて行うとともに、アユやウナギといった過去にこの区間で見られた生物の生息・生育・繁殖環境となりうる瀬や淵の創出などに取組み、国と一体となって安全・安心の確保と良好な河川空間の創出を早期に実現させることとしています。これらの整備と並行し、河川整備基本方針に向けた更なる河川整備についても、地球温暖化の進展など河川を取り巻く様々な環境の変化を踏まえ、どのような対策で長期的な安全性を確保していくか検討することとしています。 ・また、国管理区間に関わる事項については、国土交通省と連携して参ります。 ・ご意見を踏まえ 5.1 に記述を追加します。 ・ご意見を踏まえ 5.3 を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
5. 1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要	5-1-6	集水域（田んぼ）について <ul style="list-style-type: none"> かつての氾濫原の機能を保持していた水田の保水力の実態を無視することが問題。 田んぼダムについて、川辺川ダムや市房ダムの再開発などの上流域で行われる洪水対策の一つとして取り組んでほしい。 水田から団粒構造が消え、水田から水がなくなると同時に表土がひび割れてしまう実態を無視することが問題。 田んぼダムについて、後継者問題、機器の維持管理費、信頼性、安全性、費用負担、洪水調節効果など、実現性の説明が不足。 	<ul style="list-style-type: none"> 田んぼダムとは、水田の排水樹（ます）に田んぼダム用の「せき板」を設置し、水田に降った雨水を貯めることで、河川への流れ込みを抑える取り組みです。 河川整備計画は、河川法に基づいて河川整備の内容等を記載するものであるため、集水域（田んぼ）における対策を直接的に記載していませんが、緑の流域治水の考え方に基づき、田んぼダムについて、貯留・浸透機能の普及・拡大に向け、効果の定量化等に必要な技術的支援を行うとともに、より多くの関係者の参画や効果的な対策の促進を図るため、理解の醸成や合意形成に協力することとしており、5.1に記載しています。 なお、洪水等による被害の発生防止又は軽減を図るために、緑の流域治水の考え方に基づき、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、「被害対象を減少させるための対策」、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」を実施することとしており、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」の一つとして、洪水の一部をとどめておくことができる河川沿いの土地を確保し、洪水を一時的に貯留してゆっくり流すため、遊水機能を有する土地の確保・保全に取り組むこととしています。 ご意見を踏まえ5.1に記述を追加します。
5. 1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要	5-1-7	集水域（山林）について <ul style="list-style-type: none"> 球磨川流域の森林の現状が反映されていない。 今回の災害の主要な要因は、山地の荒廃であり、流域全体の山地対策が最優先。 治水として河川事業ばかりではなく、山の保水性を高めるための対策や、皆伐による山肌の脆弱化への対策を推進すべき。 太陽光発電について、自然エネルギーを名に自然を破壊していることが問題。 砂防ダムによって、支流から本流に至るまでの河川環境や生態系は壊滅的に改変される。 五木村宮目木谷など、支流の土砂対策である砂防ダム建設計画が示されていないが、盛り込むべき。 等	<ul style="list-style-type: none"> 河川整備計画は、河川法に基づいて河川整備の内容等を記載するものであるため、集水域（山林）における対策を直接的に記載していませんが、緑の流域治水の考え方に基づき、流域全体で洪水時の堆積土砂や流木の発生をできるだけ防ぐため、伐採跡地における再造林による森林再生、山地防災力の向上に取り組む治山事業、下流域への土砂流出抑制や土石流対策などに取り組む砂防事業等の集水域の関係者と連携し、流域治水における土砂・流木対策の重要性を発信するといった、森林の適正な保全に向けた理解の醸成や合意形成に協力することとしており、5.1などに記載しています。 ご意見を踏まえ1.1、2.1、5.1、5.2に記述を追加します。
5. 1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要	5-1-8	氾濫域について <ul style="list-style-type: none"> 昔と比べると雨の降り方もかわってきている。急な大雨への対策等も今後示してほしい。 川瀬地区の浸水対応で早めに国交省のポンプ車を配置してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画規模を上回る洪水や整備途上の段階で施設の能力を上回る洪水等が発生した場合においても逃げ遅れゼロと社会経済被害の最小化を目指し、河川の整備において、「被害対象を減少させるための対策」や「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」を、また、河川の維持において、「的確な水防活動の促進」や「住民の円滑な避難の支援」を、緑の流域治水の考え方に基づいて実施することとしています。 対策の内容については、5.1及び5.2に記載しています。 また、国管理区間に関わる事項については、国土交通省と連携して参ります。 ご意見を踏まえ5.1、5.2に記述を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
5. 1 河川工事の 目的、種類 及び施行の 場所並びに 当該河川工 事の施行に より設置さ れる河川管 理施設等の 機能の概要	5-1-9	氾濫域の宅地かさ上げについて <ul style="list-style-type: none"> ・堤防や道路、宅地のかさ上げは、基本的に R2.7 洪水に耐えうる水準に引き上げるべき。 ・油谷川の治水対策について、いつ、どのようになる予定なのか、教えてほしい。自宅再建などの計画がたてられない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水等による被害の発生防止又は軽減を図るために、緑の流域治水の考え方に基づき、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、「被害対象を減少させるための対策」、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」を実施することとしており、「被害対象を減少させるための対策」の一つとして、輪中堤・宅地かさ上げを実施することとしています。 ・県管理区間においては、合流部付近で合流先河川の治水対策実施後の水位よりも低い家屋、合流部付近より上流で河川整備計画の目標流量を安全に流すための治水対策として堤防の整備が困難な区間にある、計画堤防高よりも低い家屋を対象に、計画高水位＋余裕高相当の高さまでかさ上げを行うこととしています。 ・実施にあたっては、市町村の復興まちづくり等と連携を図り、周辺の土地利用や土砂災害などの災害リスクを踏まえるとともに、集落と川のつながり、輪中堤・宅地かさ上げ整備時の内水排水、周囲の景観との調和に配慮することとしています。 ・油谷川については、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」として、八代市坂本町鮎舄の区間で、背後地の土地利用状況等を踏まえ、築堤（特殊堤）による河道の整備を行うこととしています。また、「被害対象を減少させるための対策」として、八代市坂本町坂本地区、中谷地区、鮎舄地区において、集落を効果的に守る輪中堤の整備や市町村による災害危険区域の指定と一体となった宅地かさ上げにより被害対象を減少させることとしています。球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕の策定後、地域住民の皆様とコミュニケーションを取りつつ、速やかに実施して参ります。 ・また、国管理区間に関わる事項については、国土交通省と連携して参ります。 ・ご意見を踏まえ 5.1 に記述を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
5. 1 河川工事の 目的、種類 及び施行の 場所並びに 当該河川工 事の施行に より設置さ れる河川管 理施設等の 機能の概要	5-1-10	<p>流水型ダムを含む治水計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2.7 洪水の検証もせず、「川辺川ダムありき」で作られた整備計画は流域住民の生命財産を危険にさらすため受け入れられない。 ・川辺川ダムを流水型のダムとした場合、洪水時に流木や岩石、土砂などが穴を塞ぎ洪水調節できなくなる。 ・緊急放流が行われると大変な被害を受け、SDGsにも反するため、川辺川ダムに反対である。 ・川辺川ダムと市房ダムの同時放流の危険性について説明すべき。 ・流水型ダムの予定地の地質のリスクが検討されていない。 ・遊水地・田んぼダム等に水路トンネルも組み合わせることでダムによらない緑の流域治水を実現してもらいたい。 ・流水型ダム建設に2700億円使うなら五木村の振興や熊本豪雨被災者の生活再建に使うべき。 ・「ダム無き治水を極限まで進める」という方向で治水を進めてほしい。 ・ダム賛成、反対で地域を分断する悲劇、憎しみの連鎖が起こっている。流水型ダムは反対である。 ・国交省は悪魔である。流域住民を不幸にする存在である。ダム建設に固執するような行政はいらぬ。国交省は球磨川・川辺川の治水から手を引け。 ・国に追随することしかできない熊本県職員は地方公務員としての矜持がないのか。情けない。 ・人吉の水が集まりやすい盆地や球磨村区間の山間狭窄部の地形を踏まえ流水型ダムの整備が不可欠。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省や流域12市町村と連携して行った令和2年7月豪雨に関する客観的な検証結果に加え、知事が流域12市町村のすべてを対象に30回にわたって市町村長、関係団体、事業者、住民の皆様等から、直接伺ったご意見や復興への思いを踏まえ、県としては、球磨川水系の命と環境の両立のため、緑の流域治水の一つとして、平時には流れを止めずに清流を守り、洪水時には確実に水を貯める流水型ダムの整備を求めることとしました。 ・国土交通省においては、球磨川水系河川整備計画〔国管理区間〕(原案)を作成する過程で、流水型ダムを含む整備計画メニュー案の代替案評価を行い、流水型ダム案が最も適切であると示されています。 ・国土交通省は流水型ダムの完成予定を令和17年度としていますが、「今後も工期短縮に努める」とされており、県としても一日も早い完成に向けて協力して参ります。 ・また、五木村をはじめとする水源地域の地域振興は不可欠です。そのため、川辺川の流水型ダムに関しては、これまでダムの水没予定地や建設予定地として苦渋の選択をされた地域の過去の経緯、半世紀以上にわたりダム問題に翻弄され続けてこられた苦難の歴史等を十分に踏まえつつ、川辺川が水質日本一を継続している清流であるなどの地域の特徴、ダム事業により多くの村民が移転し集落の消滅や集落機能の低下、人口の急激な減少などの課題を抱える五木村、相良村の新たな振興策について、国、県が連携し、地域と一体となって、振興に向けた取組みを推進していくこととしています。 ・引き続き、国土交通省と連携し、新たな流水型ダムを含む緑の流域治水の推進に向けて、取り組んで参ります。 ・なお、流水型ダムについて心配されている方がおられることを踏まえ、さまざまな不安の声にこたえられるよう、県としても、国土交通省と連携し、今後の詳細な調査・検討の進展に応じて、出来るだけわかりやすく説明するよう努めて参ります。 ・ご意見を踏まえ1.2に記述を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
5. 1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要	5-1-1 1	流水型ダムによる環境への懸念について <ul style="list-style-type: none"> ・流水型ダムは、生態系や環境への影響も検討しておらず、法に基づく環境影響評価行おうとしていない。 ・ダムにより水質は悪化し、生態形は失われ、地域の衰退は明らかなため、流水型ダムに反対。 ・環境と生態系や景観を悪化させ、球磨川全流域で悪影響を引き起こすためダムに反対。 ・流水型の川辺川ダムの下流は、岩盤が露出し、濁りが長期化するなど、河川環境にダメージを与える。 ・ダム建設だけではなく、山の荒廃や海への影響を絡めて議論すべき。 ・ダムによりアユなどの遡上ができなくなるとの不安があるが、どう対策を打つのかを明示すべき。 ・流水型ダムにより、川辺川の漁業者への影響が出るのではないか。 ・河川形態の多様性や河川内樹木を抑制する作用を、流水型のダムは奪ってしまう。 ・大型のダムは、人間生活にマイナスで、自然を悪く変える可能性があり止めよ。 ・流水型でも豊かな自然を破壊し、SDG sにも反するので、川辺川ダムを対策から除外すべき。 等	<ul style="list-style-type: none"> ・流水型ダムについては、流域の安全・安心を最大化するものであるとともに、球磨川の環境に極限まで配慮し、清流を守るものである必要があるとの考えのもと、県としては、国土交通省が行う法と同等の環境アセスメントに、環境の保全の見地から積極的に取り組むとともに、清流を守るダムとして整備が進められているかを、流域住民の皆様とも一体となって確認していく仕組みを構築することとしています。 ・また、五木村をはじめとする水源地域の地域振興は不可欠です。そのため、川辺川の流水型ダムに関しては、これまでダムの水没予定地や建設予定地として苦渋の選択をされた地域の過去の経緯、半世紀以上にわたりダム問題に翻弄され続けてこられた苦難の歴史等を十分に踏まえつつ、川辺川が水質日本一を継続している清流であるなどの地域の特徴、ダム事業により多くの村民が移転し集落の消滅や集落機能の低下、人口の急激な減少などの課題を抱える五木村、相良村の新たな振興策について、国、県が連携し、地域と一体となって、振興に向けた取り組みを推進していくこととしています。 ・引き続き、国土交通省と連携し、河川整備の基本理念である「緑の流域治水」による「命と環境の両立」等の実現に向けて、取り組んで参ります。 ・なお、流水型ダムについて心配されている方がおられることを踏まえ、さまざまな不安の声にこたえられるよう、県としても、国土交通省と連携し、今後の詳細な調査・検討の進展に応じて、出来るだけわかりやすく説明するよう努めて参ります。 ・ご意見を踏まえ 1.2 に記述を追加します。
5. 1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要	5-1-1 2	市房ダム再開発について <ul style="list-style-type: none"> ・今後の治水対策で、市房ダム再開発を中止すべき。 ・人吉の水が集まりやすい盆地や球磨村区間の山間狭窄部の地形を踏まえ市房ダム再開発が不可欠。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市房ダム再開発については、国土交通省、県、流域 12 市町村が連携し、「令和 2 年 7 月球磨川豪雨検証委員会」において令和 2 年 7 月豪雨の客観的な検証等を行い、その上で取りまとめた流域治水プロジェクトに位置付けられており、球磨川水系河川整備計画〔国管理区間〕(原案)においても、実現性が高いことなどから、位置付けられていると承知しています。引き続き、国土交通省と連携し、市房ダム再開発の実現に向けて取り組んで参ります。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
<p>5. 1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要</p>	<p>5-1-13</p>	<p>河川環境の整備と保全について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・球磨川流域の住民の歴史は球磨川と共に築き上げてきたものであり、自然豊かな球磨川を宝として守ることは流域住民に課せられた責務。 ・次世代に継承する良好な環境の確保・創出は、過去の失敗にすら対応できない熊本県、人吉市、国が、やれるものではない。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・河川環境の整備と保全を図るために、緑の流域治水の考え方に基づき、河道の整備と良好な環境の保全の両立、次世代に継承する良好な環境の確保・創出を図ることとしています。 ・支川を介し森林・水田と本川とが繋がり、流域の多様な生物環境を形成すること、支川の水質が本川の水質を形成すること、また、不知火海（八代海）の海域環境にも影響することなどを念頭に、本川の河川管理者とも連携し、水系全体で、多様な生物環境や良好な水質を末永く継承できるような河川整備に取り組むこととしています。 ・河川整備の実施にあたっては、地域の宝である川の恵みが古くから、人々の暮らし、産業、文化を育んできていることを踏まえ、関係機関や地域住民の皆様と共通の認識を持って連携し、治水と環境の両立を目指すこととしています。 <p>対策の内容については、5.1に記載しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、国管理区間に関わる事項については、国土交通省と連携して参ります。 ・ご意見を踏まえ5.1に記述を追加します。
<p>5. 1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要</p>	<p>5-1-14</p>	<p>ダムの異常洪水時防災操作（緊急放流）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダムの緊急放流の危険性を説明すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水調節を目的とするダムは、豪雨によって洪水が発生すると、ダムに流入する水の一部を貯め、ダムから流下する水量を流入する量よりも少なくし、下流河川の水位を低下させます。しかし、豪雨が長時間続き、やがてダムが満杯になると、それ以上に水を貯めることができなくなるため、流入する水量をそのまま下流へ流下させざるをえないこととなります。このとき、下流河川の水位が急激に上昇する可能性があることから、ダムは、満杯に近づくと、ダムから流下する水量を徐々に流入する量へ近づけていきます。この流下する水量を徐々に流入する量へ近づける操作を「異常洪水時防災操作（緊急放流）」と呼んでおり、ダムへ流入する量にダムが貯めた水を上乗せして流下させるものではありません。 ・市房ダムは、これまでに3度（昭和46年8月、昭和57年7月、平成7年7月）異常洪水時防災操作に移行していますが、令和2年7月豪雨では異常洪水時防災操作に移行していません。また、近年は、気候変動の影響による降雨量の増大に伴ってダムへの流入量も増えていることから、異常洪水時防災操作を含めたダムの役割や操作に関する正確な知識を知っていただくために、平常時から住民の皆様を含めたあらゆる関係者を対象とした出前講座等を実施するとともに、ダム情報を活用したマイ・タイムライン（防災行動計画）の作成も支援することとしています。 ・さらに、これまでも提供してきたダム操作に関する情報（洪水調節開始等）に加え、新たにダムの貯留状況等の情報を提供し、異常洪水時防災操作へ移行する前の段階で住民の皆様が円滑な避難行動を実行できるよう支援することとしています。あわせて、関係機関に確実な情報伝達を行うための通知方法の多重化や、地域住民の皆様に対してラジオ・テレビ、防災行政無線や戸別受信機など、様々な手法を通じて情報伝達できるよう、平常時から報道機関や関係市町村と連携することとしています。 ・ご意見を踏まえ1.2、5.2に記述を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
<p>5. 1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要</p>	<p>5-1-15</p>	<p>原案に対する意見聴取の進め方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県は住民と国交省の間に入り、開かれた意見交換の場を設け、河川整備計画ができるようにしてほしい。 ・人吉市と球磨村で計約 90 世帯の移転に関して、すべての方が納得したうえで事業をすすめてほしい。 ・従来型の治水対策の破綻を直視し、住民主体の川づくりを行うべき。 ・R2.7 洪水の被災者全員に、今後どのような対策を望むのか、意向調査をすべき。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・球磨川流域では、今なお約 1,200 世帯の方が、仮設住宅等での暮らしを余儀なくされていることを念頭に、迅速かつ丁寧に球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕の策定を進めることとしています。 ・河川法では、河川整備計画の案を作成しようとする場合において、関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとされています。 ・球磨川水系においては、河川整備計画の案を作成するために、球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕(原案)を作成・公表し、関係住民の皆様からご意見を募集することとしました。計画策定の早い段階から、できるだけ多くのご意見を反映させるとの考えから、同原案は、令和 2 年 7 月豪雨以降、球磨川流域の復旧・復興に向けて各市町村で開催し、延べ 6,600 名以上の方にご参加頂いた 190 回以上の説明会等で頂いたご意見や、日々の行政を進める中で頂いたご意見を国土交通省と共有したうえで、作成しています。 ・また、同原案の公表は、より多くの関係住民の皆様にとって知るよう、インターネットで閲覧できるようにするとともに、流域 12 市町村の役場等で縦覧することとしました。併せて、同原案の内容をより多くの方にとって頂くことを目的に、同原案の概要版パンフレットや説明動画を作成して同原案とともに公表しました。 ・そして、関係住民の皆様のご意見は、インターネットや流域 12 市町村の役場等に設置した意見箱等で募集することとし、募集期間は、行政手続法において「意見提出期間は(中略)三十日以上でなければならない」とされていることを踏まえ、33 日間としました。これに加えて、流域 12 市町村にお住まいの方を対象に最大で 72 名の方から直接ご意見を伺う機会を設けるため公聴会を開催することとし、熊本県都市計画公聴会規則において、公聴会の公告を開催日の 2 週間前までに行うとされていることや公述申出の期間を 10 日以上とされていることを踏まえ、公聴会の開催日の 19 日前に発表し、公述申出期間を 12 日間としました。 ・このパブリックコメントや公聴会は、記者発表を行ったうえで、新聞広告を 6 紙に掲載するとともに、流域 12 市町村のご協力のもと、チラシ配布や回覧板、町内放送等により、周知に努めました。なお、記者発表は 5 社の報道機関に取り上げて頂きました。 ・その結果、パブリックコメントには、国管理区間と県管理区間を合わせて延べ 455 件の様々なご意見を頂くとともに、公聴会は、応募用紙をご提出頂いた 33 名すべての方に、応募用紙にご記入頂いた発表希望会場で公述を頂きました。 ・パブリックコメントや公聴会で頂いた球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕(原案)に対する関係住民の皆様のご意見は、学識経験者のご意見とともに十分に検討したうえで、球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕(案)を作成して参ります。 ・今後とも、流域治水が流域のあらゆる関係者が協働して取り組むものであることを念頭に、広報活動等、関係住民の皆様への積極的な発信に努めて参ります。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
5. 1 河川工事の 目的、種類 及び施行の 場所並びに 当該河川工 事の施行に より設置さ れる河川管 理施設等の 機能の概要	5-1-16	瀬戸石ダムについて <ul style="list-style-type: none"> 瀬戸石ダムは、国交省の指導力欠如により、ダム湖に堆積した土砂が撤去されず、ダムを撤去すべき。 瀬戸石ダムがあったせいで、R2.7 洪水では上流域の水位上昇を引き起こし、下流域でも建造物や肥薩線を跡形もなく流し去ったため撤去すべき。 今後の治水対策で、瀬戸石ダムの撤去を進めるべき。 等	<ul style="list-style-type: none"> 瀬戸石ダムについては、令和2年7月豪雨の状況等から、地域住民の皆様にも不安の声があることから、県としては、令和3年2月に設置者である電源開発㈱に対し、「ダムの事前放流や調整池内の土砂撤去等」、「ダム発電の設備の保安及びダム操作体制の強化」、「放流警報設備の早期復旧、放流警報伝達方法の改善」、「住民に対する説明」の4項目を要請しました。 引き続き、流域の安全安心や住民の皆様との更なる信頼関係醸成に向け、真摯な対応が継続されるよう、努めて参ります。
5. 2 河川の維持 の目的、種 類及び施行 の場所	5-2-1	治水対策のあり方について <ul style="list-style-type: none"> 治水の世界に属さない事柄まで治水の分野に入れ込むこと自体がすでに流域治水は破綻している。 継続した復旧、復興への支援をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水等による被害の発生防止又は軽減を図るために、緑の流域治水の考え方に基づき、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、「被害対象を減少させるための対策」、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」を実施することとしています。 対策の内容については、5.1に記載しており、これを実施することにより、気候変動による降雨量の増加を考慮した戦後最大の洪水（令和2年7月豪雨を含む）と同規模の洪水に対して、家屋の浸水防止など、流域における浸水被害を軽減できます。 整備にあたっては、地域の状況に応じて、市町村の復興まちづくりや周辺の土地利用、旧河道などの地理的・社会的条件、土砂災害などの他の災害リスクも踏まえ、関係機関と連携して実施するとともに、用地買収や施工中のご不便をお願いする地域住民や地元漁協をはじめとする関係者の皆様ともコミュニケーションを取りつつ実施します。 ご意見を踏まえ5.1に記述を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
5. 2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	5-2-2	<p>河川区域の対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂堆積については、上流からの流入があるため、現在堆積している部分のみの撤去では限度がある。 ・球磨川・川辺川の氾濫原でもある合流点に土砂を積み上げるのは許されない。 ・基本高水治水（連続堤防とダム）が昭和 40 年人吉大水害を引き起こした。 ・あさぎり町石坂堰から農業用水路（木上溝）がひかれているが、堰より下流部（100m程下）の桶門部分からつなぐようにしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕（原案）は、気候変動による降雨量の増加を考慮（1.1 倍）して算出した年超過確率が概ね 1/30 規模の流量を安全に流下させることを目標としています。 ・洪水等による被害の発生の防止又は軽減を図るために、緑の流域治水の考え方に基づき、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、「被害対象を減少させるための対策」、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」を実施することとしています。 ・令和 2 年 7 月豪雨では、本川のピーク流量が極めて大きくなったことを踏まえ、支川の洪水が本川に流入して本川の洪水を形成することを念頭に、支川から本川への洪水の流入をできるだけ分散させるような河川整備に取り組むこととしています。 ・この河川整備を実施することにより、気候変動による降雨量の増加を考慮した戦後最大の洪水（令和 2 年 7 月豪雨を含む）と同規模の洪水に対して、家屋の浸水防止など、流域における浸水被害を軽減します。 ・対策の内容については、5.1 に記載しており、計画の策定後、現地の測量・設計等を行い具体的な断面や構造を決定して参ります。 ・また、整備にあたっては、地域の状況に応じて、市町村の復興まちづくりや周辺の土地利用、旧河道などの地理的・社会的条件、土砂災害などの他の災害リスクも踏まえ、関係機関と連携して実施するとともに、用地買収や施工中のご不便をお願いする地域住民や地元漁協をはじめとする関係者ともコミュニケーションを取りつつ実施します。 ・氾濫原の保全については、「遊水機能を有する土地の確保・保全」として、洪水の一部をとどめておくことができる河川沿いの土地を確保し、洪水を一時的に貯留してゆっくり流すこととしています。 ・また、国管理区間に関わる事項については、国土交通省と連携して参ります。 ・ご意見を踏まえ 5.1 に記述を追加します。
5. 2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	5-2-3	<p>集水域（山林）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市房ダムに、ごく普通の集中豪雨で多量の流木と土石が流れ込んだことが問題で、山地保全が大切。 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画は、河川法に基づいて河川整備の内容等を記載するものであるため、集水域（山林）における対策を直接的に記載していませんが、緑の流域治水の考え方に基づき、流域全体で洪水時の堆積土砂や流木の発生をできるだけ防ぐため、伐採跡地における再生林による森林再生、山地防災力の向上に取り組む治山事業、下流域への土砂流出抑制や土石流対策などに取り組む砂防事業等の集水域の関係者と連携し、流域治水における土砂・流木対策の重要性を発信するといった、森林の適正な保全に向けた理解の醸成や合意形成に協力することとしており、5.1 などに記載しています。 ・ご意見を踏まえ 1.1、2.1、5.1、5.2 に記述を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
5. 2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	5-2-4	<p>氾濫域（避難・防災）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現段階の気象学では、梅雨前線の集中豪雨の予想は正確に行うことが出来ないことを住民に説明すべき。 ・国や県は、指示に従って避難する防災体制を住民に押し付けるのではなく、住民の自主行動の実態を学ぶべき。 ・洪水浸水想定区域図を売りにしているが、亡くなられた方の要因を見る限り、全く役に立たない。 ・減災対策として、ダム決壊によるハザードマップやマイタイムライン策定が必要。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・球磨川流域に甚大な被害をもたらした令和2年7月豪雨が、河川整備基本方針で定める河川整備の基本となる洪水の規模を上回ることを踏まえ、施設の能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を進め、国土交通省、県、流域12市町村などあらゆる関係者が一体となり、ハード対策とソフト対策を多層的に推進する必要があります。 ・河川整備の基本理念に、令和2年7月豪雨災害を教訓として、関係機関と連携・協力し、避難・水防対策・まちづくりを一体的、計画的に推進することにより、「流域関係者一人一人が災害時の球磨川の脅威を忘れることなく、意識・行動・仕組みに防災・減災を考慮することが当たり前となる社会」を目指すことを盛り込み、対策の内容は5.1などに記載しています。 ・ご意見を踏まえ5.1に記述を追加します。
5. 2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	5-2-5	<p>流水型ダムを含む治水計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治水専用の流水型ダムより水路トンネルを建設すべき。水を八代地域で有効活用するなら費用対効果の面でも利点がある。 ・日本のダムは洪水調節をしなければならない程、非常に不安定なものではない。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省や流域12市町村と連携して行った令和2年7月豪雨に関する客観的な検証結果に加え、知事が流域12市町村のすべてを対象に30回にわたって市町村長、関係団体、事業者、住民の皆様等から、直接伺ったご意見や復興への思いを踏まえ、県としては、球磨川水系の命と環境の両立のため、緑の流域治水の一つとして、平時には流れを止めずに清流を守り、洪水時には確実に水を貯める流水型ダムの整備を求めるとしました。 ・国土交通省においては、球磨川水系河川整備計画〔国管理区間〕（原案）を作成する過程で、流水型ダムを含む整備計画メニュー案の代替案評価を行い、流水型ダム案が最も適切であると示されています。 ・国土交通省は流水型ダムの完成予定を令和17年度としていますが、「今後も工期短縮に努める」とされており、県としても一日も早い完成に向けて協力して参ります。 ・また、五木村をはじめとする水源地域の地域振興は不可欠です。そのため、川辺川の流水型ダムに関しては、これまでダムの水没予定地や建設予定地として苦渋の選択をされた地域の過去の経緯、半世紀以上にわたりダム問題に翻弄され続けてこられた苦難の歴史等を十分に踏まえつつ、川辺川が水質日本一を継続している清流であるなどの地域の特徴、ダム事業により多くの村民が移転し集落の消滅や集落機能の低下、人口の急激な減少などの課題を抱える五木村、相良村の新たな振興策について、国、県が連携し、地域と一体となって、振興に向けた取組みを推進していくこととしています。 ・引き続き、国土交通省と連携し、新たな流水型ダムを含む緑の流域治水の推進に向けて、取り組んで参ります。 ・なお、流水型ダムについて心配されている方がおられることを踏まえ、さまざまな不安の声にこたえられるよう、県としても、国土交通省と連携し、今後の詳細な調査・検討の進展に応じて、出来るだけわかりやすく説明するよう努めて参ります。 ・ご意見を踏まえ1.2に記述を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
5. 2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	5-2-6	<p>流水型ダムによる環境への懸念について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・球磨川と共に生きる流域住民は、豊かな生態系などを破壊するダムを望んでいない。 ・濁水の長期化により、自然環境と人々の生活環境に影響を及ぼすため流水型ダム建設に反対。 	<ul style="list-style-type: none"> ・流水型ダムについては、流域の安全・安心を最大化するものであるとともに、球磨川の環境に極限まで配慮し、清流を守るものである必要があるとの考えのもと、県としては、国土交通省が行う法と同等の環境アセスメントに、環境の保全の見地から積極的に取り組むとともに、清流を守るダムとして整備が進められているかを、流域住民の皆様とも一体となって確認していく仕組みを構築することとしています。 ・また、五木村をはじめとする水源地域の地域振興は不可欠です。そのため、川辺川の流水型ダムに関しては、これまでダムの水没予定地や建設予定地として苦渋の選択をされた地域の過去の経緯、半世紀以上にわたりダム問題に翻弄され続けてこられた苦難の歴史等を十分に踏まえつつ、川辺川が水質日本一を継続している清流であるなどの地域の特徴、ダム事業により多くの村民が移転し集落の消滅や集落機能の低下、人口の急激な減少などの課題を抱える五木村、相良村の新たな振興策について、国、県が連携し、地域と一体となって、振興に向けた取り組みを推進していくこととしています。 ・引き続き、国土交通省と連携し、河川整備の基本理念である「緑の流域治水」による「命と環境の両立」等の実現に向けて、取り組んで参ります。 ・なお、流水型ダムについて心配されている方がおられることを踏まえ、さまざまな不安の声にこたえられるよう、県としても、国土交通省と連携し、今後の詳細な調査・検討の進展に応じて、出来るだけわかりやすく説明するよう努めて参ります。 ・ご意見を踏まえ1.2に記述を追加します。
5. 2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	5-2-7	<p>市房ダム再開発について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市房ダムの再開発は、ダムが不能に陥った証拠であり、洪水氾濫の危険性を一段と高める。 ・ダム再開発が緊急放流の危険度を高め、結果として川をコンクリートづけに変えてしまう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市房ダム再開発については、国土交通省、県、流域12市町村が連携し、「令和2年7月球磨川豪雨検証委員会」において令和2年7月豪雨の客観的な検証等を行い、その上で取りまとめた流域治水プロジェクトに位置付けられており、球磨川水系河川整備計画〔国管理区間〕(原案)においても、実現性が高いことなどから、位置付けられていると承知しています。引き続き、国土交通省と連携し、市房ダム再開発の実現に向けて取り組んで参ります。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
5. 2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	5-2-8	河川環境の整備と保全について <ul style="list-style-type: none"> 河川整備計画には自然が育む豊かな球磨川の再生に向けた対策はかけられない。 坂本地区の釣天広場について、エコトーンの創出と同時に治水安全度も高めるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川環境の整備と保全を図るために、緑の流域治水の考え方に基づき、河道の整備と良好な環境の保全の両立、次世代に継承する良好な環境の確保・創出を図ることとしています。 支川を介し森林・水田と本川とが繋がり、流域の多様な生物環境を形成すること、支川の水質が本川の水質を形成すること、また、不知火海（八代海）の海域環境にも影響することなどを念頭に、本川の河川管理者とも連携し、水系全体で、多様な生物環境や良好な水質を末永く継承できるような河川整備に取り組むこととしています。 河川整備の実施にあたっては、地域の宝である川の恵みが古くから、人々の暮らし、産業、文化を育んできていることを踏まえ、関係機関や地域住民の皆様と共通の認識を持って連携し、治水と環境の両立を目指すこととしています。 対策の内容については、5.1に記載しています。 また、国管理区間に関わる事項については、国土交通省と連携して参ります。 ご意見を踏まえ5.1に記述を追加します。
5. 2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	5-2-9	利水ダムの事前放流について <ul style="list-style-type: none"> 市房ダムの事前放流について、利水者や本川の河川管理者等と調整のうえとあるが、明確な基準や方針がないと緊急事態に早急に対応できない。 R2.7 洪水における市房、幸野、瀬戸石、内谷、油谷の各ダムの事前放流等の検証結果や計画への反映状況を示してほしい。 等	<ul style="list-style-type: none"> 球磨川水系においては、市房ダムを含む6つの既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、国土交通省と県、全てのダム管理者、関係利水者で構成する「球磨川水系既存ダム洪水調節機能強化に係る協議会」を設置し、事前放流に関する協議を進め、令和2年5月に「球磨川水系治水協定」を締結し、同年の出水期より事前放流の運用を開始しています。 協定では、「事前放流のガイドライン」に基づき、3日前の降雨予測による基準降雨量など、事前放流の基準を定めています。令和2年7月豪雨は、降雨量の予測が困難な線状降水帯による豪雨であり、基準降雨量を超える雨量の予測が発表された時点では、既にダムへの流入量が大きく、貯水位を低下できる状況で無かったこと等から、事前放流は行われませんでした。市房ダムにおいては、県が独自に構築した降雨流出予測システムにおいて、事前の放流（予備放流）の実施基準に達したため、令和2年7月3日の15時から予備放流を行い、約190万m³の容量を確保して洪水調節を行いました。 また、令和3年9月には、河川法第51条の2に基づく「球磨川水系ダム洪水調節機能協議会」を設置し、協議会に参加する河川管理者と関係利水者等との連携のもと、洪水調節機能の強化や予測精度向上等の取組みを推進しています。 引き続き、治水協定に基づいて適切な事前放流が実施されるよう、利水者等の関係機関と連携するとともに、更なる洪水調節機能の強化や予測精度向上に関係機関と連携して取り組み、支川の被害軽減を図ることとしています。また、市房ダムにおいては、利水者や本川の河川管理者等と調整のうえ、確実に事前放流等を行うこととしています。
5. 2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	5-2-10	環境・防災学習について <ul style="list-style-type: none"> 幼少期から、森林、川について学ぶことをしっかり計画してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 幼少期から川において環境・防災教育に取り組むことは重要であり、学校や保育園などの関係者を支援して参ります。 ご意見を踏まえ6.1に記述を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
5. 2 河川の維持 の目的、種 類及び施行 の場所	5-2-1 1	<p>ダムの異常洪水時防災操作（緊急放流）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダムの問題点である緊急放流による被害や、気候変動に対応できるかという点を無視すべきではない。 ・市房ダムの緊急放流に関する流域住民の疑問に国も県も真面に答えたことは一度もない。 ・緊急放流は下流に被害を発生させるのに、ただ流入量と放流量が同じになるだけとウソの解説をしている。 ・緊急放流を避難判断水位の到着時間を遅らせると美化しており、命よりダムが大切という考えが緑の流域治水の本音。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水調節を目的とするダムは、豪雨によって洪水が発生すると、ダムに流入する水の一部を貯め、ダムから流下する水量を流入する量よりも少なくし、下流河川の水位を低下させます。しかし、豪雨が長時間続き、やがてダムが満杯になると、それ以上に水を貯めることができなくなるため、流入する水量をそのまま下流へ流下させざるをえないこととなります。このとき、下流河川の水位が急激に上昇する可能性があることから、ダムは、満杯に近づくと、ダムから流下する水量を徐々に流入する量へ近づけていきます。この流下する水量を徐々に流入する量へ近づける操作を「異常洪水時防災操作（緊急放流）」と呼んでおり、ダムへ流入する量にダムが貯めた水を上乗せして流下させるものではありません。 ・市房ダムは、これまでに3度（昭和46年8月、昭和57年7月、平成7年7月）異常洪水時防災操作に移行していますが、令和2年7月豪雨では異常洪水時防災操作に移行していません。また、近年は、気候変動の影響による降雨量の増大に伴ってダムへの流入量も増えていることから、異常洪水時防災操作を含めたダムの役割や操作に関する正確な知識を知っていただくために、平常時から住民の皆様を含めたあらゆる関係者を対象とした出前講座等を実施するとともに、ダム情報を活用したマイ・タイムライン（防災行動計画）の作成も支援することとしています。 ・さらに、これまでも提供してきたダム操作に関する情報（洪水調節開始等）に加え、新たにダムの貯留状況等の情報を提供し、異常洪水時防災操作へ移行する前の段階で住民の皆様が円滑な避難行動を実行できるよう支援することとしています。あわせて、関係機関に確実な情報伝達を行うための通知方法の多重化や、地域住民の皆様に対してラジオ・テレビ、防災行政無線や戸別受信機など、様々な手法を通じて情報伝達できるよう、平常時から報道機関や関係市町村と連携することとしています。 ・ご意見を踏まえ1.2、5.2に記述を追加します。
5. 2 河川の維持 の目的、種 類及び施行 の場所	5-2-1 2	<p>瀬戸石ダムについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸石ダムについては、地域住民にR2.7洪水の運営やダム決壊リスクに関する報道に対する説明が行われていない。運用再開を許可している県に対して不信感があり、どのような連携を取っているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸石ダムについては、令和2年7月豪雨の状況等から、地域住民の皆様にも不安の声があることから、県としては、令和3年2月に設置者である電源開発㈱に対し、「ダムの事前放流や調整池内の土砂撤去等」、「ダム発電の設備の保安及びダム操作体制の強化」、「放流警報設備の早期復旧、放流警報伝達方法の改善」、「住民に対する説明」の4項目を要請しました。 ・引き続き、流域の安全安心や住民の皆様との更なる信頼関係醸成に向け、真摯な対応が継続されるよう、努めて参ります。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
6 その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項	6-0-1	<p>流水型ダムを含む治水計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊水地・田んぼダム等に水路トンネルも組み合わせてダムによらない緑の流域治水を実現してもらいたい。 ・流域住民に説明もなく一方的に決められるやり方に不信感があり、ダム建設には反対。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省や流域 12 市町村と連携して行った令和 2 年 7 月豪雨に関する客観的な検証結果に加え、知事が流域 12 市町村のすべてを対象に 30 回にわたって市町村長、関係団体、事業者、住民の皆様等から、直接伺ったご意見や復興への思いを踏まえ、県としては、球磨川水系の命と環境の両立のため、緑の流域治水の一つとして、平時には流れを止めずに清流を守り、洪水時には確実に水を貯める流水型ダムの整備を求めることとしました。 ・国土交通省においては、球磨川水系河川整備計画〔国管理区間〕(原案)を作成する過程で、流水型ダムを含む整備計画メニュー案の代替案評価を行い、流水型ダム案が最も適切であると示されています。 ・国土交通省は流水型ダムの完成予定を令和 17 年度としていますが、「今後も工期短縮に努める」とされており、県としても一日も早い完成に向けて協力して参ります。 ・また、五木村をはじめとする水源地域の地域振興は不可欠です。そのため、川辺川の流水型ダムに関しては、これまでダムの水没予定地や建設予定地として苦渋の選択をされた地域の過去の経緯、半世紀以上にわたりダム問題に翻弄され続けてこられた苦難の歴史等を十分に踏まえつつ、川辺川が水質日本一を継続している清流であるなどの地域の特徴、ダム事業により多くの村民が移転し集落の消滅や集落機能の低下、人口の急激な減少などの課題を抱える五木村、相良村の新たな振興策について、国、県が連携し、地域と一体となって、振興に向けた取組みを推進していくこととしています。 ・引き続き、国土交通省と連携し、新たな流水型ダムを含む緑の流域治水の推進に向けて、取り組んで参ります。 ・なお、流水型ダムについて心配されている方がおられることを踏まえ、さまざまな不安の声にこたえられるよう、県としても、国土交通省と連携し、今後の詳細な調査・検討の進展に応じて、出来るだけわかりやすく説明するよう努めて参ります。 ・ご意見を踏まえ 1.2 に記述を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
6 その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項	6-0-2	<p>流水型ダムによる環境への懸念について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濁水の長期化により、自然環境と人々の生活環境に影響を及ぼすため流水型ダム建設に反対。 ・五木村の振興にも関わる、ダム完成後の試験湛水などの被害・影響を示すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・流水型ダムについては、流域の安全・安心を最大化するものであるとともに、球磨川の環境に極限まで配慮し、清流を守るものである必要があるとの考えのもと、県としては、国土交通省が行う法と同等の環境アセスメントに、環境の保全の見地から積極的に取り組むとともに、清流を守るダムとして整備が進められているかを、流域住民の皆様とも一体となって確認していく仕組みを構築することとしています。 ・また、五木村をはじめとする水源地域の地域振興は不可欠です。そのため、川辺川の流水型ダムに関しては、これまでダムの水没予定地や建設予定地として苦渋の選択をされた地域の過去の経緯、半世紀以上にわたりダム問題に翻弄され続けてこられた苦難の歴史等を十分に踏まえつつ、川辺川が水質日本一を継続している清流であるなどの地域の特徴、ダム事業により多くの村民が移転し集落の消滅や集落機能の低下、人口の急激な減少などの課題を抱える五木村、相良村の新たな振興策について、国、県が連携し、地域と一体となって、振興に向けた取り組みを推進していくこととしています。 ・引き続き、国土交通省と連携し、河川整備の基本理念である「緑の流域治水」による「命と環境の両立」等の実現に向けて、取り組んで参ります。 ・なお、流水型ダムについて心配されている方がおられることを踏まえ、さまざまな不安の声にこたえられるよう、県としても、国土交通省と連携し、今後の詳細な調査・検討の進展に応じて、出来るだけわかりやすく説明するよう努めて参ります。 ・ご意見を踏まえ 1.2 に記述を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
6. 1 流域のあらゆる関係者との連携	6-1-1	<p>令和2年7月洪水の検証について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流水型ダム建設を進めるにあたり、2009年以降実施したダムによらない治水対策会議や治水事業の検証や効果を明らかにしてほしい。 ・R2.7洪水で、命を落とされた原因、住民の避難行動、今後必要な対策について、共同検証すべき。 ・人吉地点のピーク流量などの算出根拠を明らかにすることを求める。 ・球磨川、川辺川の合流点直下の第4橋梁がR2.7洪水に与えた影響について、共同検証をすべき。 ・R2.7洪水時の市房ダムの効果や限界、ダムの放流、危険性について、共同検証をすべき。 ・瀬戸石ダムによる影響について検証を求める。 ・地域ごとに異なる水害発生の要因の検証を求める。 ・線状降水帯の降雨の特徴とその影響の検証を求める。 ・防災のための土地利用、地域づくり、山林の視点を加えた、総合的な水害防止対策の検証を求める。 ・住民不在の検証では、再び議論の長期化と混乱、対策の遅れを招くため、改善を求める。 ・流域内の他事業も一体となって、生態系対策を含め検証がなされた河川整備計画とすべき。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年7月豪雨では、線状降水帯による記録的な豪雨が当時の球磨川流域（集水域・河川区域・氾濫域）を襲い、50名の方が亡くなり、橋梁など多数の施設が被災したことなどを踏まえ、国土交通省、県、流域12市町村が連携し、「令和2年7月球磨川豪雨検証委員会」を設置し、客観的な検証を行いました。そのうえで、緑の流域治水の考え方にに基づき、流域治水プロジェクト等を取りまとめ、流域住民の方への説明会等を行いつつ取り組んできたところです。 ・これらの経緯を踏まえ、球磨川流域では、今なお約1,200世帯の方が、仮設住宅等での暮らしを余儀なくされていることを念頭に、迅速かつ丁寧に球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕を策定するため、球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕（原案）を作成し、意見聴取を進めて参りました。 ・なお、検証の詳しい内容は、八代河川国道事務所のウェブサイトにて委員会資料等を公表するなど、出来るだけわかりやすい情報発信に努めています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえ1.2、2.1に記述を追加します。 ・ご意見を踏まえ6.1に記述を追加します。
6. 1 流域のあらゆる関係者との連携	6-1-2	<p>これまでに提出した意見書等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・球磨川河川整備計画（原案）公表時の関係住民意見聴取に関する要請書を提出したが、住民意見聴取に反映されておらず、意見募集や公聴会をやり直すべき。 ・球磨川治水「民意を問う」際の要請書が、河川整備計画原案に反映されていない。 ・「住民の皆様の御意見・御提案をお聴きする会」に関して提出した抗議文が河川整備計画原案に反映されていない。 ・球磨川豪雨検証委員会に提出した文書が反映されていない。 ・球磨川豪雨災害に関する共同検証を求める提案を提出したが、共同検証は拒否され、整備計画原案にも反映されていない。 ・熊本県による五木村振興策に関する意見書に関して、河川整備計画原案に反映されていない。 ・広告チラシ「みんなを守る市房ダム」に関する抗議文の質問項目が原案に全く反映されていない。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・球磨川流域では、今なお約1,200世帯の方が、仮設住宅等での暮らしを余儀なくされていることを念頭に、迅速かつ丁寧に球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕の策定を進めることとしています。 ・河川法では、河川整備計画の案を作成しようとする場合において、関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとされています。 ・球磨川においては、河川整備計画の案を作成するために、球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕（原案）を作成・公表し、関係住民の皆様からご意見を募集することとしました。計画策定の早い段階から、できるだけ多くのご意見を反映させるとの考えから、同原案は、令和2年7月豪雨以降、球磨川流域の復旧・復興に向けて各市町村で開催し、延べ6,600名以上の方にご参加いただいた190回以上の説明会等で頂いたご意見や、日々の行政を進める中で頂いたご意見も参考に作成しています。 ・なお、パブリックコメントや公聴会で頂いた球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕（原案）に対する関係住民の皆様のご意見は、学識経験者のご意見とともに十分に検討したうえで、球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕（案）を作成して参ります。 ・また、流域治水が流域のあらゆる関係者が協働して取り組むものであることを念頭に、今後も広報活動等、関係住民の皆様への積極的な発信に努めて参ります。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
6. 1 流域のあらゆる関係者との連携	6-1-3	集水域（山林）について <ul style="list-style-type: none"> ・保水力の低下や山腹崩壊を防ぐため、皆伐施業の面積規制など、林務行政や業者と連携し、流域治水の抜本的対策を実施すべき。 ・土砂災害や洪水災害を起こす発生源の対策について、どう対処していくのか示されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画は、河川法に基づいて河川整備の内容等を記載するものであるため、集水域（山林）における対策を直接的に記載していませんが、緑の流域治水の考え方に基づき、流域全体で洪水中の堆積土砂や流木の発生をできるだけ防ぐため、伐採跡地における再造林による森林再生、山地防災力の向上に取り組む治山事業、下流域への土砂流出抑制や土石流対策などに取り組む砂防事業等の集水域の関係者と連携し、流域治水における土砂・流木対策の重要性を発信するといった、森林の適正な保全に向けた理解の醸成や合意形成に協力することとしており、5.1などに記載しています。 ・ご意見を踏まえ1.1、2.1、5.1、5.2に記述を追加します。
6. 1 流域のあらゆる関係者との連携	6-1-4	流水型ダムによる環境への懸念について <ul style="list-style-type: none"> ・流水型ダムは法に基づく環境影響評価を実施すべき。 ・流水型ダムは、10年に1度程度の洪水で湛水し、河川環境へ多大な影響を与える。 ・流水型ダム建設を進めるにあたり、自然環境や水質や生物への効果等を明らかにしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・流水型ダムについては、流域の安全・安心を最大化するものであるとともに、球磨川の環境に極限まで配慮し、清流を守るものである必要があるとの考えのもと、県としては、国土交通省が行う法と同等の環境アセスメントに、環境の保全の見地から積極的に取り組むとともに、清流を守るダムとして整備が進められているかを、流域住民の皆様とも一体となって確認していく仕組みを構築することとしています。 ・また、五木村をはじめとする水源地域の地域振興は不可欠です。そのため、川辺川の流水型ダムに関しては、これまでダムの水没予定地や建設予定地として苦渋の選択をされた地域の過去の経緯、半世紀以上にわたりダム問題に翻弄され続けてこられた苦難の歴史等を十分に踏まえつつ、川辺川が水質日本一を継続している清流であるなどの地域の特徴、ダム事業により多くの村民が移転し集落の消滅や集落機能の低下、人口の急激な減少などの課題を抱える五木村、相良村の新たな振興策について、国、県が連携し、地域と一体となって、振興に向けた取組みを推進していくこととしています。 ・引き続き、国土交通省と連携し、河川整備の基本理念である「緑の流域治水」による「命と環境の両立」等の実現に向けて、取り組んで参ります。 ・なお、流水型ダムについて心配されている方がおられることを踏まえ、さまざまな不安の声にこたえられるよう、県としても、国土交通省と連携し、今後の詳細な調査・検討の進展に応じて、出来るだけわかりやすく説明するよう努めて参ります。 ・ご意見を踏まえ1.2に記述を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
6. 1 流域のあらゆる関係者との連携	6-1-5	<p>市房ダムについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国や県は、住民の命を守るために、市房ダムの効果だけでなく、危険性こそを隠すことなく説明すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市房ダムは、治水、発電及びかんがい用水に利用されていますが、近年の山腹崩壊等に起因して、出水後を中心に市房ダムに流入・堆積した土砂による濁水の発生が問題となっています。この堆積土砂は、洪水時だけでなく平時からダムの容量に係る重要な問題と認識しています。そのため、ダム湛水区間における堆積土砂・流木・ゴミの除去を実施するとともに、計画的に土砂を撤去するために貯水池内のモニタリング、土砂の有効活用や土捨場の確保にも取り組むこととしています。また、森林・林業の関係者が行う植林や間伐などの森林管理は、洪水中に河川やダムへ流れ込む土砂や流木の量を減らすためにも有効であるため、森林・林業の関係者との連携も図ることとしています。 ・市房ダムは、これまでに3度（昭和46年8月、昭和57年7月、平成7年7月）異常洪水時防災操作に移行していますが、令和2年7月豪雨では異常洪水時防災操作に移行していません。 ・近年は、気候変動の影響による降雨量の増大に伴ってダムへの流入量も増えていることから、異常洪水時防災操作を含めたダムの役割や操作に関する正確な知識を知っていただくために、平常時から住民の皆様を含めたあらゆる関係者を対象とした出前講座等を実施するとともに、ダム情報を活用したマイ・タイムライン（防災行動計画）の作成も支援することとしています。 ・なお、「異常洪水時防災操作（緊急放流）」は、ダムが満杯に近づいたときに、ダムから流下する水量を徐々に流入する量へ近づけていく操作であり、ダムへ流入する量にダムが貯めた水を上乘せして流下させるものではありません。 ・ご意見を踏まえ1.2、5.2に記述を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
6. 1 流域のあらゆる関係者との連携	6-1-6	<p>ダムの異常洪水時防災操作（緊急放流）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ダムが緊急放流すると水位が一気に上がる。 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水調節を目的とするダムは、豪雨によって洪水が発生すると、ダムに流入する水の一部を貯め、ダムから流下する水量を流入する量よりも少なくし、下流河川の水位を低下させます。しかし、豪雨が長時間続き、やがてダムが満杯になると、それ以上に水を貯めることができなくなるため、流入する水量をそのまま下流へ流下させざるをえないこととなります。このとき、下流河川の水位が急激に上昇する可能性があることから、ダムは、満杯に近づくと、ダムから流下する水量を徐々に流入する量へ近づけていきます。この流下する水量を徐々に流入する量へ近づける操作を「異常洪水時防災操作（緊急放流）」と呼んでおり、ダムへ流入する量にダムが貯めた水を上乗せして流下させるものではありません。 市房ダムは、これまでに3度（昭和46年8月、昭和57年7月、平成7年7月）異常洪水時防災操作に移行していますが、令和2年7月豪雨では異常洪水時防災操作に移行していません。また、近年は、気候変動の影響による降雨量の増大に伴ってダムへの流入量も増えていることから、異常洪水時防災操作を含めたダムの役割や操作に関する正確な知識を知っていただくために、平常時から住民の皆様を含めたあらゆる関係者を対象とした出前講座等を実施するとともに、ダム情報を活用したマイ・タイムライン（防災行動計画）の作成も支援することとしています。 さらに、これまでも提供してきたダム操作に関する情報（洪水調節開始等）に加え、新たにダムの貯留状況等の情報を提供し、異常洪水時防災操作へ移行する前の段階で住民の皆様が円滑な避難行動を実行できるよう支援することとしています。あわせて、関係機関に確実な情報伝達を行うための通知方法の多重化や、地域住民の皆様に対してラジオ・テレビ、防災行政無線や戸別受信機など、様々な手法を通じて情報伝達できるよう、平常時から報道機関や関係市町村と連携することとしています。 ご意見を踏まえ1.2、5.2に記述を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
6. 1 流域のあらゆる関係者との連携	6-1-7	<p>原案に対する意見聴取の進め方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豪雨災害やダムの効果と危険性について、対話と情報共有、説明責任が不可欠。 ・ダムをつくることや環境について、たくさんの人と意見を出し合い話し合う必要がある。 ・河川整備計画原案の意見募集のやり方は、住民参加や説明責任が果たされておらず、河川整備の理念に反する。 ・説明責任と住民参加のない、流水型川辺川ダム建設を含む河川整備計画は無効である。 ・住民の意見聴取を形式だけに終わらせず、河川整備計画にきちんと反映させるべき。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・球磨川流域では、今なお約 1,200 世帯の方が、仮設住宅等での暮らしを余儀なくされていることを念頭に、迅速かつ丁寧に球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕の策定を進めることとしています。 ・河川法では、河川整備計画の案を作成しようとする場合において、関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとされています。 ・球磨川水系においては、河川整備計画の案を作成するために、球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕(原案)を作成・公表し、関係住民の皆様からご意見を募集することとしました。計画策定の早い段階から、できるだけ多くのご意見を反映させるとの考えから、同原案は、令和 2 年 7 月豪雨以降、球磨川流域の復旧・復興に向けて各市町村で開催し、延べ 6,600 名以上の方にご参加頂いた 190 回以上の説明会等で頂いたご意見や、日々の行政を進める中で頂いたご意見を国土交通省と共有したうえで、作成しています。 ・また、同原案の公表は、より多くの関係住民の皆様にとって知るよう、インターネットで閲覧できるようにするとともに、流域 12 市町村の役場等で縦覧することとしました。併せて、同原案の内容をより多くの方にとって頂くことを目的に、同原案の概要版パンフレットや説明動画を作成して同原案とともに公表しました。 ・そして、関係住民の皆様のご意見は、インターネットや流域 12 市町村の役場等に設置した意見箱等で募集することとし、募集期間は、行政手続法において「意見提出期間は(中略)三十日以上でなければならない」とされていることを踏まえ、33 日間としました。これに加えて、流域 12 市町村にお住まいの方を対象に最大で 72 名の方から直接ご意見を伺う機会を設けるため公聴会を開催することとし、熊本県都市計画公聴会規則において、公聴会の公告を開催日の 2 週間前までに行うとされていることや公述申出の期間を 10 日以上とされていることを踏まえ、公聴会の開催日の 19 日前に発表し、公述申出期間を 12 日間としました。 ・このパブリックコメントや公聴会は、記者発表を行ったうえで、新聞広告を 6 紙に掲載するとともに、流域 12 市町村のご協力のもと、チラシ配布や回覧板、町内放送等により、周知に努めました。なお、記者発表は 5 社の報道機関に取り上げて頂きました。 ・その結果、パブリックコメントには、国管理区間と県管理区間を合わせて延べ 455 件の様々なご意見を頂くとともに、公聴会は、応募用紙をご提出頂いた 33 名すべての方に、応募用紙にご記入頂いた発表希望会場で公述を頂きました。 ・パブリックコメントや公聴会で頂いた球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕(原案)に対する関係住民の皆様のご意見は、学識経験者のご意見とともに十分に検討したうえで、球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕(案)を作成して参ります。 ・今後とも、流域治水が流域のあらゆる関係者が協働して取り組むものであることを念頭に、広報活動等、関係住民の皆様への積極的な発信に努めて参ります。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
6. 4 水源地域の 地域振興	6-4-1	<p>流水型ダムを含む治水計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民不在で、流水型ダム建設の既成事実が積み上げられている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省や流域 12 市町村と連携して行った令和 2 年 7 月豪雨に関する客観的な検証結果に加え、知事が流域 12 市町村のすべてを対象に 30 回にわたって市町村長、関係団体、事業者、住民の皆様等から、直接伺ったご意見や復興への思いを踏まえ、県としては、球磨川水系の命と環境の両立のため、緑の流域治水の一つとして、平時には流れを止めずに清流を守り、洪水時には確実に水を貯める流水型ダムの整備を求めることとしました。 ・国土交通省においては、球磨川水系河川整備計画〔国管理区間〕(原案)を作成する過程で、流水型ダムを含む整備計画メニュー案の代替案評価を行い、流水型ダム案が最も適切であると示されています。 ・国土交通省は流水型ダムの完成予定を令和 17 年度としていますが、「今後も工期短縮に努める」とされており、県としても一日も早い完成に向けて協力して参ります。 ・また、五木村をはじめとする水源地域の地域振興は不可欠です。そのため、川辺川の流水型ダムに関しては、これまでダムの水没予定地や建設予定地として苦渋の選択をされた地域の過去の経緯、半世紀以上にわたりダム問題に翻弄され続けてこられた苦難の歴史等を十分に踏まえつつ、川辺川が水質日本一を継続している清流であるなどの地域の特徴、ダム事業により多くの村民が移転し集落の消滅や集落機能の低下、人口の急激な減少などの課題を抱える五木村、相良村の新たな振興策について、国、県が連携し、地域と一体となって、振興に向けた取組みを推進していくこととしています。 ・引き続き、国土交通省と連携し、新たな流水型ダムを含む緑の流域治水の推進に向けて、取り組んで参ります。 ・なお、流水型ダムについて心配されている方がおられることを踏まえ、さまざまな不安の声にこたえられるよう、県としても、国土交通省と連携し、今後の詳細な調査・検討の進展に応じて、出来るだけわかりやすく説明するよう努めて参ります。 ・ご意見を踏まえ 1.2 に記述を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
6. 4 水源地域の 地域振興	6-4-2	<p>流水型ダムによる環境への懸念について</p> <ul style="list-style-type: none"> 五木村の清流と景観を破壊し、村民を苦しめ続け、命も清流も守れないダムを中止すべき。 流水型ダムは、10年に1度程度の洪水で湛水し、河川環境へ多大な影響を与える。 	<ul style="list-style-type: none"> 流水型ダムについては、流域の安全・安心を最大化するものであるとともに、球磨川の環境に極限まで配慮し、清流を守るものである必要があるとの考えのもと、県としては、国土交通省が行う法と同等の環境アセスメントに、環境の保全の見地から積極的に取り組むとともに、清流を守るダムとして整備が進められているかを、流域住民の皆様とも一体となって確認していく仕組みを構築することとしています。 また、五木村をはじめとする水源地域の地域振興は不可欠です。そのため、川辺川の流水型ダムに関しては、これまでダムの水没予定地や建設予定地として苦渋の選択をされた地域の過去の経緯、半世紀以上にわたりダム問題に翻弄され続けてこられた苦難の歴史等を十分に踏まえつつ、川辺川が水質日本一を継続している清流であるなどの地域の特徴、ダム事業により多くの村民が移転し集落の消滅や集落機能の低下、人口の急激な減少などの課題を抱える五木村、相良村の新たな振興策について、国、県が連携し、地域と一体となって、振興に向けた取り組みを推進していくこととしています。 引き続き、国土交通省と連携し、河川整備の基本理念である「緑の流域治水」による「命と環境の両立」等の実現に向けて、取り組んで参ります。 なお、流水型ダムについて心配されている方がおられることを踏まえ、さまざまな不安の声にこたえられるよう、県としても、国土交通省と連携し、今後の詳細な調査・検討の進展に応じて、出来るだけわかりやすく説明するよう努めて参ります。 ご意見を踏まえ1.2に記述を追加します。
6. 4 水源地域の 地域振興	6-4-3	<p>水源地域の地域振興について</p> <ul style="list-style-type: none"> 水没予定地に、真摯な姿勢で、地域振興、人的予算的な支援を行うべき。 熊本県による五木村振興策に関して提出した意見書が河川整備計画原案に反映されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 球磨川流域において「緑の流域治水」を進めるに当たっては、五木村をはじめとする水源地域の地域振興が不可欠です。 そのため、川辺川の流水型ダムに関しては、これまでダムの水没予定地や建設予定地として苦渋の選択をされた地域の過去の経緯、半世紀以上にわたりダム問題に翻弄され続けてこられた苦難の歴史等を十分に踏まえつつ、川辺川が水質日本一を継続している清流であるなどの地域の特徴、ダム事業により多くの村民が移転し集落の消滅や集落機能の低下、人口の急激な減少などの課題を抱える五木村、相良村の新たな振興策について、国、県が連携し、地域と一体となって、振興に向けた取り組みを推進していくこととしています。 五木村の振興については、県として、村民の皆様が豊かな恵みを楽しみながら末永く暮らしていけるよう、流水型ダムを前提とした村の新たな振興の方向性を検討しており、引き続き、国土交通省や五木村と連携して着実に進めて参ります。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
6. 6 球磨川流域 の持続可能 な社会の形 成に向けて	6-6-1	過去の河川整備について <ul style="list-style-type: none"> ・R2.7 洪水を引き起こしたのは、ダムに頼らない治水をやったのが大きな原因。 	<ul style="list-style-type: none"> ・川辺川ダムの白紙撤回を表明して以降、国土交通省や流域 12 市町村と連携し、「ダムによらない治水を検討する場」で直ちに実施する対策等の検討を、その後、「球磨川治水対策協議会」で複数の治水対策の組み合わせ案等の検討を行っています。 ・これらの検討と並行して、県管理区間では、「ダムによらない治水を検討する場」で積み上げた対策である川辺川の河道掘削や小川の堤防整備等を行いました。併せて、ハザードマップの作成や防災備蓄倉庫の整備など市町村の防災対策の支援も行って参りました。 ・そのほか、迅速かつ的確な避難と被害最小化に向け、「球磨川水系水防災意識社会再構築会議」でとりまとめたハード対策とソフト対策を一体的・計画的に推進するとともに、「球磨川水系治水協定」に基づく市房ダムの事前放流等の取組みも行って参りました。 ・ご意見を踏まえ 1.2 に記述を追加します。
6. 6 球磨川流域 の持続可能 な社会の形 成に向けて	6-6-2	令和 2 年 7 月洪水の検証について <ul style="list-style-type: none"> ・本計画は、R2.7 洪水の降雨や流量、犠牲者の時刻や原因などを検証をしておらず、気候変動に対応しているとはいえない。 ・R2.7 洪水はダムで防げたのかの検証が不足。 ・R2.7 洪水の、流水型ダムの検証は不十分で絶対にダムに頼らない治水を進めるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 2 年 7 月豪雨では、線状降水帯による記録的な豪雨が当時の球磨川流域（集水域・河川区域・氾濫域）を襲い、50 名の方が亡くなり、橋梁など多数の施設が被災したことなどを踏まえ、国土交通省、県、流域 12 市町村が連携し、「令和 2 年 7 月球磨川豪雨検証委員会」を設置し、客観的な検証を行いました。そのうえで、緑の流域治水の考え方に基づき、流域治水プロジェクト等を取りまとめ、流域住民の方への説明会等を行いつつ取り組んできたところです。 ・これらの経緯を踏まえ、球磨川流域では、今なお約 1,200 世帯の方が、仮設住宅等での暮らしを余儀なくされていることを念頭に、迅速かつ丁寧に球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕を策定するため、球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕（原案）を作成し、意見聴取を進めて参りました。 ・なお、検証の詳しい内容は、八代河川国道事務所のウェブサイトにて委員会資料等を公表するなど、出来るだけわかりやすい情報発信に努めています。 ・ご意見を踏まえ 1.2、2.1 に記述を追加します。
6. 6 球磨川流域 の持続可能 な社会の形 成に向けて	6-6-3	集水域（山林）について <ul style="list-style-type: none"> ・ダムの必要性を訴えながら、保水に必要な森林をソーラーパネルのために伐採するのは、矛盾している。 ・周囲の森林の整備、皆伐ではない山林の手入れは必須。 ・山の対策を考慮した上での洪水対策をすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画は、河川法に基づいて河川整備の内容等を記載するものであるため、集水域（山林）における対策を直接的に記載していませんが、緑の流域治水の考え方に基づき、流域全体で洪水中の堆積土砂や流木の発生をできるだけ防ぐため、伐採跡地における再生林による森林再生、山地防災力の向上に取り組む治山事業、下流域への土砂流出抑制や土石流対策などに取り組む砂防事業等の集水域の関係者と連携し、流域治水における土砂・流木対策の重要性を発信するといった、森林の適正な保全に向けた理解の醸成や合意形成に協力することとしており、5.1 などに記載しています。 ・ご意見を踏まえ 1.1、2.1、5.1、5.2 に記述を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
6. 6 球磨川流域 の持続可能 な社会の形 成に向けて	6-6-4	<p>球磨川流域の持続可能な社会の形成に向けてについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流水型ダムは、生態系・地域社会すべてで、球磨川流域の持続可能な社会を破壊し、SDGsの目標と逆の取り組みであり中止すべき。 ・ダムありきではなく、林業と漁業の継続した生業が続く整備を求める。 ・P143のSDGsは、表面的に関連がありそうな項目をこじつけただけで実態がなく、「SDGs ウォッシュ」にあたる。 ・SDGsの取り組みは見当たらないので、SDGsの項目は削除すべき。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・SDGsについては、国内での認知度が高まり、考え方も浸透してきており、その達成に向けて官民間問わず様々な取り組みが進められています。特に、13の気候変動は、日本の総力を挙げて取り組むべき人類共通の待ったなしの課題と指摘されており、令和2年7月豪雨を経験した球磨川流域においても、積極的にSDGs達成に向けた取り組みを進めていく必要があると考えています。 ・例えば、令和3年12月に政府のSDGs推進本部がとりまとめた「SDGsアクションプラン2022」においては、グリーンインフラの推進として、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境の有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある地域づくり等を推進するとされており、県としても、球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕において取り組むこととしている「遊水機能を有する土地の確保・保全」等を通じて、SDGsの達成に向けた取組みを積極的に進めて参ります。 ・ご意見を踏まえ6.6に記述を追加します。

章・節	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	意見に対する取り組み状況と考え方
6. 6 球磨川流域 の持続可能 な社会の形 成に向けて	6-6-5	<p>原案に対する意見聴取の進め方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林も清流も無くなれば人吉の観光、産業は衰退する。人吉市の未来は住民に決めさせてほしい。 ・国や県、首長、学識経験者によって一方的に決められた計画であり、パートナーシップがない。 ・公聴会は、4日間、10市町村、33人であり、流域住民の意見を拾ったとはならない。 ・民意が反映される社会づくりに努めるべき。 ・治水のメリット、デメリットを住民に広く知ってもらい住民投票すべき。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・球磨川流域では、今なお約1,200世帯の方が、仮設住宅等での暮らしを余儀なくされていることを念頭に、迅速かつ丁寧に球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕の策定を進めることとしています。 ・河川法では、河川整備計画の案を作成しようとする場合において、関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとされています。 ・球磨川水系においては、河川整備計画の案を作成するために、球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕(原案)を作成・公表し、関係住民の皆様からご意見を募集することとしました。計画策定の早い段階から、できるだけ多くのご意見を反映させるとの考えから、同原案は、令和2年7月豪雨以降、球磨川流域の復旧・復興に向けて各市町村で開催し、延べ6,600名以上の方にご参加頂いた190回以上の説明会等で頂いたご意見や、日々の行政を進める中で頂いたご意見を国土交通省と共有したうえで、作成しています。 ・また、同原案の公表は、より多くの関係住民の皆様を知って頂けるよう、インターネットで閲覧できるようにするとともに、流域12市町村の役場等で縦覧することとしました。併せて、同原案の内容をより多くの方にとって頂くことを目的に、同原案の概要版パンフレットや説明動画を作成して同原案とともに公表しました。 ・そして、関係住民の皆様のご意見は、インターネットや流域12市町村の役場等に設置した意見箱等で募集することとし、募集期間は、行政手続法において「意見提出期間は(中略)三十日以上でなければならない」とされていることを踏まえ、33日間としました。これに加えて、流域12市町村にお住まいの方を対象に最大で72名の方から直接ご意見を伺う機会を設けるため公聴会を開催することとし、熊本県都市計画公聴会規則において、公聴会の公告を開催日の2週間前までに行うとされていることや公述申出の期間を10日以上とされていることを踏まえ、公聴会の開催日の19日前に発表し、公述申出期間を12日間としました。 ・このパブリックコメントや公聴会は、記者発表を行ったうえで、新聞広告を6紙に掲載するとともに、流域12市町村のご協力のもと、チラシ配布や回覧板、町内放送等により、周知に努めました。なお、記者発表は5社の報道機関に取り上げて頂きました。 ・その結果、パブリックコメントには、国管理区間と県管理区間を合わせて延べ455件の様々なご意見を頂くとともに、公聴会は、応募用紙をご提出頂いた33名すべての方に、応募用紙にご記入頂いた発表希望会場で公述を頂きました。 ・パブリックコメントや公聴会で頂いた球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕(原案)に対する関係住民の皆様のご意見は、学識経験者のご意見とともに十分に検討したうえで、球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕(案)を作成して参ります。 ・今後とも、流域治水が流域のあらゆる関係者が協働して取り組むものであることを念頭に、広報活動等、関係住民の皆様への積極的な発信に努めて参ります。